

# 人文・自然・人間科学研究

第 31 号

2014 年 3 月

## 論文

- 京都中学の外国人英語教師に関する研究：R. Ponsonby を中心に ……………保坂 芳男（ 1 ）
- 地方金融組合の成立とその時代背景……………下條 正男（19）
- 近世における月待ち……………福田 恵子（ 1 ）
- 旭川市における農業体験型グリーン・ツーリズムの成果と課題 ……………橋本 信（50）
- 「創作ミュージカル活動」における学生の学習過程に関する研究：  
「拓大ミュージカル感想文」の学年縦断的分析 ……………保坂 和貴（71）

## 研究ノート

- 北海道における「農業・農村体験型」  
グリーン・ツーリズムの現状と可能性  
—「NPO 法人 食の絆を育む会」の取り組みから— ……………岡 健吾（87）
- クラリッセ・リスベクトールの  
『アグア・ヴィーヴァ』の〈瞬間〉をめぐる諸問題 ……………神田 工（103）

## 調査報告

- 学生の実態に即した保育実習日誌作成の取り組み……………山田 克己（114）
- 退職教員の略歴・業績 ……………高橋 都彦（128）
- 退職教員の略歴・業績 ……………森下 義仁（133）
- 拓殖大学 研究所紀要投稿規則……………（137）
- 『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』執筆要領 ……………（139）

# 京都中学の外国人英語教師に関する研究：

R. Ponsonby を中心に

保 坂 芳 男

## A Study on Native Teachers of English in Kyoto Middle School:

With a focus on R. Ponsonby

Yoshio HOSAKA

### Abstract

Kyoto Middle School was one of the most prestigious middle schools in Japan. The school had hired six native speakers of English before WWII to improve the quality of English education. The last one was Richard Ponsonby (1878-1937). Ponsonby was often remembered by his students as a *unique* English teacher. He taught reading and composition classes to 3rd year students. There used to be a jinx claiming that the students Mr. Ponsonby taught wouldn't do well in entrance exams for high schools. This paper reveals how English education was carried out at Kyoto Middle School with a focus on Mr. Ponsonby.

Mr. Ponsonby was more famous as a Japanologist and wrote many academic papers on the Japanese Imperial Household and on the Japanese traditional religion, Shintoism.

### はじめに

京都中学<sup>①</sup>は明治3年に開校した日本最初の中学である。それ以後、西日本を代表する旧制中学となった(松村, p. 54)。京都中学の卒業生には、日本人で初めてノーベル賞を受賞した湯川秀樹(大正13年卒)を始め、朝永振一郎(大正12年卒)、今西錦司(大正9年卒)、桑原武夫(大正12年卒)、新村猛(大正13年卒)、大塚久雄(大正14年卒)など多くの学者がいる。

創立当時は、京都府中学という名称であり、明治3年11月に R. Lehman (1842-1914) を雇ってから昭和8年に R. Ponsonby<sup>②</sup> (1878-1937) が辞めるまで外国人教師を雇ってきた。明治期の官立の中学校の外国人講師に関しては松村(1997)が詳しい。それによると、明治初期から20年代には多くの外国人が全国の中学校で雇われているが、30年代になるとその数が激減している。その中で一貫して外国人講師を雇い続け

たということは、京都中学が英語教育に力を入れていたという一つの証であるように思われる。

本論文では、主に、大正末期から昭和初期にかけて京都中学で英語を教えていた R. Ponsonby の授業の様子等を紹介する中で、当時の京都中学の英語教育の実態に迫りたいと考えている。

## I. 京都中学の英語教育

### 1. 京都中学の外国人教師について

初期の外国人講師に関しては、『京都府立第一中学校一覧』や校友会報が詳しい。

京都府は、明治3年12月に二条城北に中学を開設し、国学漢学欧学の3局を置いた。欧学局にはドイツ語および英語教師として R. Lehman が雇われた。彼を紹介したのは、当時の京都府顧問山本覚馬であった（『京一中洛北高校百年史』<sup>(3)</sup>, pp. 36-37）。当時は、他にフランス語も教えることになり、明治5年知恩院内に仏語教場を新設し、フランス人の Leon Dury (1822-1891) を雇った。彼は教場の閉鎖とともに明治8年3月に解雇され、東京開成学校に移った。

1960年発行の『同窓会名簿』によると、京都中学では、明治12年に C. H. Baldwin (1834-1896) を雇用している。彼は当初、R. Lehman の紹介で明治4年に欧学舎<sup>(4)</sup>の英語教師として雇われた。しかし、明治7年4月、文部省からの補助金が打ち切られたので解雇された。その後は、舎密局で測量や気象観測の技術指導を行い、明治12年に京都府中学の英語教師に採用された。それ以降、明治24年7月まで、京都中学に勤務し、「生徒から愛され、府当局からも信任をうけて、明治初期京都の英語教育で最も功績があった」（重久, p. 88）と言われている。

Baldwin は、『京都新聞』に「日本人英語ヲ学ブハ、他国語ヲ学ブヨリモ切要ナル」（『百年史』, p. 46）と述べ、使命感を持って授業に臨んだことが推察される。彼の授業の様子を、明治17年に第3学年後期に編入し、後に日本心理学会初代会長になった松本亦太郎は、「悟りの開けた様な、質朴な而して親切な人柄の人であった。英語を以てよく解るように英語を教えて呉れた」（松本, p. 75）と回想している。Baldwin は、明治20年2月1日、明治天皇の前で3年生、2, 3名を指名して、「Lesson 8-9 “BENJAMIN WEST”」（*New National Reader Number 5*）の本文を読ませている（『校友会誌、行幸記念』, p. 31）。*Number 5* は、普通は5年生用の教科書であるから3年生で使用することはかなりレベルが高い授業であったことが予想される<sup>(5)</sup>。また、外国人講師が英会話ではなく、読本を教えていたことも興味深い。

以後、Ponsonby までに6名の外国人講師が雇われている（資料1）。その中で経歴

等が分かっているのは、他に4名である。Arnoldは、もともとは英国海軍大尉であり東京大学で働いた後、京都中学で雇った<sup>(6)</sup>。彼の授業の様子は『百年史』が詳しい(pp. 86-89)。Arnoldは、歴史の授業では、ウィルソンの万国史を教科書に用い生徒に一気に2頁も暗唱させたこと、体育の授業を英語で行ったこと、英語で簿記を教えたことなどが教え子の感想として残されている。Sinclairは、京都中学の生徒にラグビーを教えたとの記録がある<sup>(7)</sup>(秦, p. 83)。彼は後にハワイ大学の第4代総長になった。

Henry Tucker (1874-1959) の回想録が残されている。Henry St. George Tuckerは、アメリカ聖公会総裁主教で日本伝導を希望し、今日の立教大学の基礎を作った。その回想録には、1914年12月25日に一番下の弟、Bland Francis Tucker (1895-1984) が中学で英語を教えるために京都に来たと書かれている。その仕事は兄のHenryが紹介した。『同窓会名簿』にある、1915年4月から京都中学で教えたという記録と合致することから、Tuckerは、Bland Tuckerであると判断した。Blandは、後に聖書研究者として名をなした。Henryの回想録の内容は日本等での布教が中心であるが、Blandの採用に関して、「英語教育の向上が目的であり、当局はYMCAを通じて採用した。授業中での布教は禁止されているが、授業外では許されており当局もしばしば奨励していた」(p. 197)との記述がある。Blandの給料は、当時の校長の二倍であった(p. 200)。

同窓会報等で卒業生の回想で言及されることが最も多いPonsonbyについては、後半でまとめることにする。

## 2. 京都中学の教育課程

最初に述べたように京都中学は岡山中学と並んで西日本を代表する中学であった。江利川(2011)によると、京都府立第一中学校の明治38年の高校進学数は全国第5位である。上位4校が東京の学校であり、東京府立一中を除けば他の3校は予備校的な要素の強い私学である。つまり公立では全国トップクラスの進学校であった。大正の末期からは進学率が低下し続けていたが、昭和初期になって盛り返し黄金時代を迎えた(『百年史』, pp. 258-263)。当時の授業内容は進学率向上のためかなりの詰込であったらしい。その具体的な内容を『百年史』は以下のように伝えている(p. 268)。

その進度は異常に迅速を極め、それに副読本・問題集が加わり、さらに学期中また夏期・冬期の休暇中に宿題が課されて、その学習量は相当なものであった。しかも主要科目では三カ年で大体入試範囲を終え、四学年、五学年は反復学習であった。

当時の教育課程が『年報』に記されている(資料2)。特徴としては年によって若干異なるが、4年級までに読本の5巻を終え、5年級は他の読本の5巻を読んだり、

Sketch Book などの読み物を読んだりしている。また、多くの外国人講師は英作文の授業を受け持っているが、Ponsonby だけは 3 年生の副読本を週 1 時間、英作文を週 2 時間、受け持っている。

当時の定期試験はかなり厳しく、「数学・英語などでは必ずその一部は、教科書以外応用の問題が出され、また最初の学年末考査範囲は、一年間の履修範囲とおどかされ生徒はショックをうけた」（『百年史』、pp. 280-281）ほどであった。

Ponsonby は当時の京都中学における、このような語込教育には必ずしも快くは思っていないかった。その経験をもとに「日本の教育制度—その改革への提言」（後述）をまとめている。

この様な語込教育の結果、京都中学は、再び全国的に優秀な進学率を上げるようになった。学校の授業、試験は厳しいものがあったが、多くの生徒は自主的に目的を以て受験勉強に取り組んでおり、小野圭一郎<sup>(ママ)</sup>の英語、赤尾好夫の英単語などの参考書は、進学生徒のほとんどがマスターしていたようである（『百年史』、pp. 282-283）。

### 3. 英語科の授業方針

1926 年発行の『年報』に当時の英語科の授業方針が載っている。それを纏めると以下の通りである。

#### (1) 目 的

英語教育の目的に関しては、「英語を授くるは、其の实用以外の英米の人情風俗等に特にアングロサクソン人種の特徴を学びしむると同時に、此の語を介して広く欧米の文化を玩味せしめ、以てわが邦固有の精神涵養を補わんとするにあり」（p. 9）とある。実用面のみならず教養面も意識されている。

#### (2) 教 材

訳読については 1 年級から 4 年級までは読本を用いる。さらに 2 年級から副読本を使用するが、歴史や地理等の内容で興味深いものを選ぶ。英作文や英文法は 1, 2 年級では 1 つの教科書の中で総合的に教える。3 年級よりそれぞれ別の教科書で教える。

#### (3) 方 法

授業の方法については、1 年級、2 年級では基礎的な反復練習に力点を置いている。3 年級以上は、多読主義により堅実な読書力養成を行っている。

#### (4) その他

以下の4つにまとめることができる。

- ① 会話は訳読や英作文の授業の中で随時行うこととする。
- ② 書き取りを随時教科書等から課す。
- ③ 英習字は初めは教室で行うが、しばらくすれば宿題とする。
- ④ 1, 2年級の成績不良者対象の補習授業を週1回行う。3年級以上で学力の高い生徒対象の補習を週1回行う。

明治37年から41年頃の定期試験問題が数枚、洛北高校に残されている(資料3)。明治40年2月25日に行われた1年級対象の英作文の試験問題は以下の通りである。

1. 吾々ノ学校ニハ八百二十人ノ生徒ト五十人ノ先生ガアリマス。
  2. 此級ノ中デ誰レガ最モ勉強スル生徒デスカ。
  3. ドノ子供モ太郎程速クハ走レマセヌ。
  4. 私ハ牝牛ガ糞ノ陸動物中最モ役ニ立ツモノダト思ヒマス。
  5. アナハタ三時前ニ家ニイナケレバナリマセヌ。
  6. アナタハオ友達ガ<sup>(ママ)</sup>アナタノ所ヘ来ル度毎ニソノ仕方デ茶ヲ入レマスカ。
  7. 犬ハ忠実デスカ狡猾デスカ。
- 以上 英訳

1年級は原則として総合英語の中で文法や英作文を教えている。それで、単文の英訳を課したのであろう。他にも英文和訳試験問題や、書き取りの試験も残されている(資料3)。和訳は1年級の7月の問題で、「Here is an old cap. It is not my cap. Whose is it? Is it yours, Tanaka? No, it is not mine, my cap is not so old.」の和訳である。書き取りは、「fan, hut, egg, know, lip, slate, frog, heel, watch, yard」の書き取りである。1年級生徒対象で明治37年5月25日に実施された臨時試験である。後述のPonsonbyの試験問題と比べると興味深い。試験のレベルは、読本の教科書のレベルが高かったことや、毎日英語の授業があったことを考慮するとそれほど高いものとは言えず妥当なものであると思われる。『修猷館二百年史』にも、明治40年3月19日に行われた試験問題が載せてある(p. 541)。当時の福岡の名門、福岡県立中学修猷館のそれと比べても同じようなレベルであると思われる。京都中学が全盛を迎えるのは後述するように昭和初期であると考えれば妥当な所であろうか。

## II. Ponsonby について

### 1. 経歴等

Ponsonby は、正式名は Richard Arthur Brabazon Ponsonby-Fane といい、1878 年にロンドンで生まれた。それ以降の経歴を、山本（1918）を参考に年譜にまとめた（資料 4）。

Ponsonby は、幼少のころから両親に連れられて外国にしばしば行っていた。しかしハロー校を途中で退学するなど元来、体が弱かった。明治 34 年 8 月、24 歳の時に保養を兼ねて香港、日本を訪れる。これが最初の日本訪問であるが、以前から興味を持っていた<sup>8)</sup> 日本民族、その風物に多大な関心を持ち彼の人生が一変することになる。

Ponsonby は保養先の香港大学で優秀で真面目な日本人学生に出会う。早速、Ponsonby は、二人の学生に出身を聞くと成蹊学園と答える。校長の中村春二に会いに行き、「ぶしつけながらあなたの学校の英語教師に御雇い下さい」（山本、p.178）と頼む。しかし、初代の校長、中村は貧弱な私塾なのでと断るが、「是非どうか、いや、待遇ですか、一文も頂きません」（山本、p.178）と押し切り、大正 8 年から成蹊学園で無給で働くことになった。成蹊学園での Ponsonby の授業は人気で、教え子の一人、児玉は、「会話の授業は派手ではありませんでしたが、熱心と親切のため、生徒に非常に慕われ、感化が著しく、先生の英吉利風のあの古風の書体を真似る生徒が、沢山出てきました」（山本、p.143）と回想している。また、保護者からも人気で、大久保利通の三男、大久保利武は、「大正十年頃三男が在学せし池袋成蹊学園に於いて無報酬で英語を教え、頗る生徒に愛慕された」（山本、p.116）と回想を寄せている。

### 2. 京都中学に就職

池袋の成蹊学園で教えた後、大正 14 年に京都に移る。京都中学の当時の校長、山本安之助によると Ponsonby の雇用は京都府上局の紹介であったらしい。京都中学へは、大正 14 年に赴任、昭和 2, 4, 6, 8 年と 5 年間に亘って英語を教えた。京都中学でも無給で教えた。授業は 4 月から 11 月までで、冬は香港で避寒した。京都に移り住んだ Ponsonby は、京都で日本の歴史研究（主に神道研究）をしながら京都中学で英語を教えていた。

### 3. 京都中学での授業の様子

前述したように Ponsonby はかなり不規則な勤務をしていた。他の外国人講師と異なることは、英作文の授業だけでなく講読の授業を受持ったことである。それは、彼が

深い教養を持っていたことにもよるであろうが、日本語をマスターしたこともその一因であったのではと推察できる。彼の受持ち時間は、資料2の1の太字斜字部分である。3年級の副読本が週1時間、英作文が週2時間である。当時は、4クラスで合計週12時間の授業を行っていた。

副読本の授業に関しては、初鹿野（昭和5年卒）が、「教科書は、ホーマーのイリアッド物語、（略）日本語と英語で説明される」と回想している（山本、p.225）。この頃はかなり日本語ができたようで、英文法を説明する時に、「授業時間の大半を先生は黒板に向かって、漢字混じりの平仮名文で英文法を章節を立てて書き綴られ、文例を英文で添えられるのである」（『百年史』、p.269）。日本語を使いながら英文法を教えていた様子が窺える。

また、英語の発音指導に厳しかったようである。彼の発音は King's English で、前出の初鹿野は授業の様子をこう回想している（山本、p.225）。

発音の練習が主旨であつた為、先生は一語一語に精いっぱい力を籠めて繰り返され、口の形を見せるため態々御自慢の髭<sup>⑨</sup>を指で掬ひ上げて説明して下さつたものだ。余り熱が入りすぎて唾液が飛び出し、最前列の学生が悲鳴を上げる事も珍しくはなかつた。

試験でも発音を重視したようである。「一人一人教科書を一頁位読ませて見て個人考査」（山本、p.128）を行ったと、加藤（昭和9年卒）は回想している。彼の話す英語は Oxford accent でかなり印象が強かったらしい。「悪ガキどもに非常に強烈なショックを与えていた」（『あかね』、1987、p.8）とか、京大の学生で演劇青年が個人的に Ponsonby に指導を受け、興奮していたとの逸話が残されている（『あかね』、1987、p.9）。このエピソードを紹介した辻（昭和11年卒）自身も、終戦直後香港で英国軍人と英語で話した時に「そのオックスフォードアクセントをどこでならつたのだ？」（『あかね』、1987、p.10）と聞かれ、「中学時代、京都で、ポンソンビというイギリス人から」（『あかね』、1987、p.10）と答えた。授業の雰囲気は、「自由な愉快的な和やかなもの」（山本、p.66）であった。

Ponsonby の個性的な授業はこのように多くの卒業生の印象に残つたのである。しかしながら受験に関しては、「先生に習つた学年は、英語で入試に落第するというジンクス」（『百年史』、p.269）があつた。5年間で35時間程度英語の時間がある中で、Ponsonby の授業は3時間程度、しかも半年である。受験の詰込教育に辟易した Ponsonby が行った授業は他の英語教員のそれと比べてかなり個性的であつた。それゆえのジンクス（とか噂）ではなかつたかと推察する。

#### 4. 手書き原稿

Ponsonby の手書き原稿が檜山氏宅（檜山氏については注（10）を参照のこと）に残されていた。その多くは、京都中学での授業ノートであり、試験問題であった。ここでは、それらを分析することで、Ponsonby の英語の授業の分析としたい。手書き原稿は、主に 2 種類に分類することができる。1 つは、英作文の授業で教えた英文法の講義録である。もう 1 つは、内容から判断して、定期試験問題であると思われる。

##### (1) 講義録から

彼の講義録と思われる手書き原稿が 48 枚残されている。Ponsonby は前述したように 3 年級の英作文の授業の中で、英文法を教えていたのでその時の講義録（資料 5）と思われる。手書き原稿は、動詞の時制から始まり、to 不定詞、仮定法、関係詞などほとんどの項目を網羅している。特徴としては、日本語が多く英語はわずかな例文に留まっている。また、彼は文法を説明するのに京都を題材とした身近な例文を用いて生徒に分かり易く理解させようとしている様子も窺える。「銀行家の父は寺町に住んでいる」といった例文を用いて関係代名詞 who を説明したり、「我々は昨朝岡崎公園で俄雨に逢って全々濡れてしまった」を英訳せよという問題を出したりしている。

彼の英文法理論は、ユニークである。助動詞 will の用法を、「決心」と「約束」に分類したり、進行形の be 動詞を助動詞と説明したりしている。後者は、英語学的には正しい見解ではあるが、日本の一般的な学習用英文法書は、進行形は、「be 動詞＋現在分詞」と説明している。また、have to の用法を、「義務」と「目的を果たすためにすべき動作」の 2 つに分けている。また、二音節の形容詞のうち、末尾に子音が 2 つ続く場合は大抵 more をつけて比較級とするとも述べている。大胆な説明であると思われる。彼の文法観がユニークな故に多くの生徒が混乱したのではあるまいか。従って、「先生に習った学年は、英語で入試に落第するというジンクス」（『百年史』, p. 269）が生まれたのでないであろうか。

##### (2) 試験問題から

英作文の試験問題も残されている（資料 6）。それは以下の通りである。

1. 名詞之句を説明して例を二つ挙げよ。
2. BUT を四つ之品詞として例を挙げよ。
3. WHICH と THAT を区別せよ。
4. 英訳せよ。

鞭で打った 蟻 銀行家 隠した

5. (不明)
6. 私は何時でも兄様よりも拾五分遅く学校へ出掛けますが主に先に着きます。
7. 飛行機で旅行すると大抵ちょっと酔ひますがそれでも汽車之旅よりも飛行機之旅の方が好きです。
8. 此町を離る南二拾一里之処に有る樞原は、帝国最初之帝都であった。
9. 此れは私之失くした筆ではなく、多分井上君か井倉君かのせう。
10. 我々は昨朝岡崎公園で俄雨に会って全々濡れてしまった。

これは、第3年級の英作文、英文法の試験問題であると考えられる。英文法の試験が記述式であり説明を求めているところが興味深い。英作文は、当時の時代背景や京都を題材としているのが面白い。前出の修猷館の3年級の英作文の試験と比べると時代が異なるとはいえ、難しいように思われる（『修猷館二百年史』, p. 551; p. 564; p. 577; p. 580）。3年生対象の試験であるので当時の京都中学のレベルの高さが窺い知れよう。

#### 5. 秘書、佐藤芳二郎からみた Ponsonby

Ponsonby は自分の研究のため秘書を雇った。秘書の佐藤芳二郎（1902-1979）の兄が丸善に勤めておりその時に Ponsonby と懇意で秘書探しを頼まれたらしい。そこで早稲田出身の芳二郎が引き受けたらしい<sup>(10)</sup>。

16年間秘書を務めた佐藤は、自らが中心となって編集した追懐録の中の「本尊美先生の日常生活」の中で Ponsonby の人となりについて詳細に述べている（佐藤, 1961, pp. 139-166）。Ponsonby は、朝食は羊羹（駿河屋の白）と番茶で、コーヒーは大嫌いであった。昼食は和食で質素、焼魚が大好きで、夕食は刺身と菊正宗（日本酒）と納豆であった。常に和服を着用し、尺八好きであった。多くの人が回想するに、日本人以上に日本人らしく、日本や日本文化、皇室を敬愛した。

本稿は英語教育史に焦点を当てているので、Ponsonby の人柄等についてはこれ以上言及しないが、佐藤は優秀な秘書兼運転手として Ponsonby の京都研究、神道研究を支えた。檜山氏宅に、選集の改訂版に備えて佐藤が行った校正が残されている。かなり緻密で正確なものである。優秀な秘書、佐藤がいたからこそ、Ponsonby は「彼を凌ぐ程の忠実な友・彼に勝る寛仁大度な思想家・彼の右に出る該博な学者は未だ曾て日本の土を踏んだ例がない」と、同時の日本外務省顧問トーマス・ベーティから評価される実績が残せたのであろう（佐藤, p. 131）。

## 6. 学者としての Ponsonby

前出したように Ponsonby は英語教師と言うよりも皇室研究・神道研究者として有名である。彼の研究に関して、大谷大学の徳重浅吉は以下の4点にまとめている（佐藤，pp. 114-123）。

- ① 一生の中心生命を日本神社の研究に捧げた。
- ② 研究の発端は、日本帝国及びその国民社会に対する好奇心である。氏の学問は神社の個別研究に最も力を注いだが、この究極は日本文化の理解とその文化的意義の発見にあった。
- ③ 神社研究は神道研究に帰納した。精細に、確実に、周密に、正直に、科学的に行った。神道は宗教なりという立場を堅持した。
- ④ 本心の奥底から自然に醸し出されて来た学問研究の態度であった。そしてかかる人のみが真に日本の国体を認識し、その精神の発現する過程なりし国史を正しく理解することができた。

彼の研究業績は山本（1938）の「本尊美翁著作論考年表」（pp. 37-54）が詳しいので参照して欲しい。また、彼の没後、約10年間に亘り、秘書の佐藤が編纂した『本尊美博士著作選集』（全6巻）がある。

Ponsonby の研究は本国、イギリスでも高く評価され、論文 *The Vicissitudes of Shinto* は、王立人類学研究所の雑誌に掲載された（1931年）。

## 7. 日本の教育への提言

Ponsonby は成蹊学園や京都中学での教授の経験を踏まえて、「日本の教育制度—その改革への提言」（佐藤，pp. 85-113）を著した。初出は、雑誌『文化の日本』<sup>(11)</sup>である。

この中で10章に分けて日本教育への提言を行っている。その内容を纏めると以下のようなになる。

### ① 初等教育について

初等教育は質が高い。教員の献身的努力は評価されるべきである。ただ一学級の人数が多すぎる。20人減らして30人が妥当である。

### ② 競争主義の導入

1年から順に学ばなくてもよいのではないか。飛び級があっても良い。大人数で機械的に英語を教えるのは時間の無駄である。1クラスは20人から25人程度、1

日1時間の授業が妥当ではないか。

③ 中学教育の問題点

大学の予備校化では駄目で完結型を目指すべきである。そのためには職業教育を中学で行うべきである。

④ カリキュラムについて

学力差や興味に差があるのに同一のカリキュラムで学んでいるのはおかしい。日本ではイギリスと比べて授業時間が多すぎる。中学教育は詰め込みすぎ。大切なのは、自学自習の力の養成である。

⑤ 中学での英語教育の廃止

英語は労多くして益少なし。英語を将来使う生徒が少ない。中学を6年生にして完結教育を目指す。自国語の充実にとって漢文の選択化には反対。

⑥ 英語の専門学校の設立

各県に英語を専門的に学ぶ学校を作るべきだ。1クラスは30人以下にすること。中学では外国人講師を雇うよりも留学経験のある日本人教師を雇うべき。

⑦ 制服・試験について

西洋式の制服は高価なので和服でいいのではないか。中学の定期試験は一学期に1回でよいのでは。合否のみの試験があっても良いのではないか。試験が暴虐なのは良くない。だから授業が詰込になるのでは。

⑧ 中学のありかた

中学を6年制にして（高校に行かずに）大学に直結する。大学入試を資格試験とし希望者はだれでも入れるようにする。競争試験は生徒にとって呪詛になっている。

⑨ 進路等について

中学の卒業生の3割程度は専門学校に行き、それらを官庁、会社、銀行が採用したらどうか。スポーツ優秀選手を新聞で発表することには賛成できない。

⑩ ま と め

小学校から大学までそれぞれ独立した完成教育を目指すこと。中学を6年制にして3年次以降は選択を導入。英語は選択か廃止すべし。大学は資格試験を行い、多くの人に開放すべし。

この提言を読んで感じることは Ponsonby の教育観にはイギリスの教育が根底にあり、日本の旧制中学の受験詰込教育への警鐘が盛り込まれているように思われる。

## おわりに

本稿では、京都中学の外国人講師を紹介することによって京都中学の英語教育の一端を明らかにした。後半では特に Ponsonby に焦点を当てた。

Ponsonby と言えば、京大の言語学教授で広辞苑を編集した新村出が「先輩、サトウ、アストン、チェンバレン等の業績を凌駕せんとする概ありき」（山東、p.200）と高く評価するほどで、神道研究、日本研究の分野において多大なる実績を上げている。一方で、同時の京都中学の詰込教育の中で実践的な英語教育の授業を行い、多くの教え子から回想されるなど、英語教員としても重要な功績を上げたことも否定できない事実である。当時の中学の受験主義教育に辟易し、実用の観点から発音を重視したり、ユニークな文法の授業をしたりしたことが、多くの卒業生の印象に残っているとは言え、「先生に習った学年は、英語で入試に落第するというジンクス」を生んだように思われる。

現在、Ponsonby 関係の資料は、檜山氏が所蔵されている。下鴨神社への移動が進行中であると聞いている。筆者も檜山氏宅に寄せて頂き資料を拝見したことがある。とりわけ、神道研究家にとっては、彼の資料は今後の研究に大いに役立つように思われる。今後のさらなる活用を期待したい。

## 謝 辞

本研究は多くの方の協力でまとめることができた。まず洛北高校同窓会常任幹事三輪新造氏、事務局八田香津子氏に大変お世話になった。同窓会報等貴重な資料を拝見させて頂いたことに感謝したい。また、鴨沂高校の西田先生、図書館の司書の先生にもお世話になった。戦後の一時期、洛北高校の校舎は鴨沂高校と兼ねており貴重な資料の一部は鴨沂高校に残されている。それを拝見させて頂き、研究が進んだ。最後に檜山弘氏にも篤く御礼を申し上げたい。彼が Ponsonby 関係資料を今まで大切に保存しておられたので研究をまとめることができた。お宅を数回訪問させて頂き多くの疑問を解決することができた。稿を閉じるにあたり、皆さまに改めて感謝致したい。誠にありがとうございました。

なお、本研究は、拓殖大学人文科学研究所の援助を受けたことも記しておかねばならない。京都に数回調査に行ったが財政的な援助は大変助かった。誠にありがとうございました。

## 《注》

- (1) 戦前の京都中学は、設立当初は京都府中学であった。その後、市郡小学校取締所（明治6年）、仮中学校（明治9年）、京都府中学（明治12年）、京都府京都中学校（明治17年）、京都府尋常中学校（明治20年）、京都府第一中学校（明治32年）、京都府立第一中学校（明治34年）と名称が変遷している。本論文では時期を明確にせずに戦前の状況を述べる場合は、京都中学という名称を用いることにする。
- (2) Ponsonby は『固有名詞英語発音辞典』（大塚高信・寿岳文章・菊野六夫編、三省堂、1969年出版）によると /pʌnsnbi/ とある。がここでは、校友会報や『百年史』に頻出する

- 表記,「ボンソンビ」を採用した。
- (3) 『京一洛北高校百年史』は以下、『百年史』とする。
- (4) 明治3年京都府中学が開校した。この中学と、英語やドイツ語、フランス語を教えていた欧学舎との関係は微妙であるが、一般的には中学の一部に欧学舎が組み入れられていたと考えられていたようである(『百年史』, p.44)。
- (5) 明治20年の明治天皇の行幸に関しては、『百年史』にも詳しい記述がある(pp.107-109)。3年生の甲組18人にBaldwinが*New National Reader Number 5*を用いて音読の授業をやっている。一方で、4年生乙組では中原雅朗教諭が『ナショナル第4読本』を用いて英語の訳読の授業を行っている。これは、当時は習熟度別クラス編成を採用しており甲組が上級クラスであったからである。習熟度別クラスの採用は回想によれば明治期から大正の初期まで行われていたようである(『あかね』第四号, pp.10-19)。
- (6) Arnoldの経歴は『百年史』を参考にした。しかし、『資料 御雇外国人』には、米国人で長崎に勤務とある。この記述の齟齬については今後の研究課題としたい。
- (7) 明治41年頃京都第三中学(現在の山城高校)でラグビーを教えたとの記録があるが、アメリカンフットボールの間違ひではないかと秦は述べている。シンクレアは、同様に京都一中、二中でも教鞭を取った。アメリカンフットボールを日本で最初に始めたのは立教であるとされているが、秦によればシンクレアが京都で教えたのが日本で最初ということになる(秦, pp.84-86)。日本で最初の公式戦は1934年12月8日に実施された、立教大学対明治大学との対戦であった。
- (8) 当時の日本郵船会社香港支店長、三原の証言によると、PonsonbyとA. B. Mitford(1837-1916)は親戚であったらしい。Mitfordは駐日イギリス公使館付書記官で、*Tales of Old Japan*(1871)など日本に関する著作や日本滞在時の日記などを書いている。それらの著作を読んでPonsonbyも古事記や日本書紀を原書(日本語)で読破したいと思い日本語研究を始めたらしい(山本, p.248)。
- (9) Ponsonbyの写真(資料7)を載せておく。風貌はそれを参照して欲しい。
- (10) 佐藤が秘書になった経過については、檜山弘氏に直接電話で聞いたものである(2013年4月30日)。檜山氏は、佐藤の妹の息子にあたる。佐藤の晩年一緒に生活していた。
- (11) 「日本教育への提言」は、佐藤(1961)の本文中では、昭和8年出版と書かれているが、巻末の年表には昭和7年となっている。一方、山本(1938)は、昭和10年に雑誌『文化の日本』に発表したと記している(p.24)。雑誌『文化の日本』は、日本文化の向上のために1932年に設立された日本文化連盟の機関誌である。多くの論文は英語であるがフランス語やドイツ語の論文もある。第1巻第1号の冒頭に団体の趣旨が書かれている。それによると、日本文化連盟は、日本の文化的遺産の本質的な価値を日本国民によりしっかり理解させることにあると記されている。

#### 主要参考文献

- 江利川春雄(2011).『受験英語と日本人』研究社。
- 京一中洛北高校同窓会(1960).『同窓会名簿』非売品。
- 京一中洛北高校同窓会(1966).『あかね』第四号, 非売品。
- 京一中洛北高校同窓会(1987).『あかね』第二十五号, 非売品。
- 京都府第一中学校校友会(1900).『校友会誌』第八号, 非売品。
- 京都府第一中学校校友会(1910).『校友会誌, 行幸記念』第十九号, 非売品。
- 京都府立京都第一中学校(1904).『京都府立第一中学校一覽』(明治三十六年起明治三十七年)非売品。

- 京都府立京都第一中学校 (1926). 『年報』(自大正十五年至昭和二年) 非売品.
- 京都府立京都第一中学校 (1931). 『年報』(自昭和五年至昭和六年) 非売品.
- 校史編集委員会 (1972). 『京一洛北高校百年史』 非売品.
- 佐藤芳二郎 (編) (1958). 『ポンソンビ博士の真面目: 日本の神を敬い, 日本の皇を尊び, 日本の国を愛し日本に住み, 日本で死んだ一英人日本学者』 本尊美記念会発行.
- 山東善之進 (1956). 『歌集藻川』 非売品.
- 重久篤太郎 (1976). 『お雇い外国人 — 地方文化』 鹿島出版社.
- 修猷館二百年史編集委員会 (編) (1985). 『修猷館二百年史』 修猷館二〇〇年記念事業委員会発行.
- 日本文化連盟編 (1933). *CULTURAL NIPPON. I* (1), 日本文化連盟発行.
- 秦乾太郎 (1983). 『獯猛の意気』 京一中洛北高校同窓会発行.
- 松村幹男 (1997). 『明治期英語教育研究』 辞游社.
- 松本亦太郎 (1939). 『進学行路の記』 第一公論社.
- 山本安之助編 (1938). 『本尊美利茶道翁略伝』 本尊美翁追懐録編纂刊行会発行.
- ユネスコ東アジア文化研究センター編 (1975). 『資料 御雇外国人』 小学館.
- Henry St. George Tucker (1951). *Exploring The Silent Shore Of Memory*. Richmond, Virginia: Whittet & Shepperson.
- Ponsonby-Fane R. A. B. (1963). *The Vicissitudes of Shinto*. Kyoto: Ponsonby Memorial Society.

資料1 京都中学の外国人教師（『同窓会名簿』『資料 御雇外国人』等から筆者が作成）

外国人教師	勤務時期
C. H. Baldwin	明治12年4月～明治24年7月
Alexander Spencer Arnold	明治12年4月～明治13年10月
Arthur Clarence McRae	明治10年7月～明治10年12月
V. C. Cady	明治31年4月～明治42年3月
M. J. Walrath	明治43年～大正元年？
Gregg Manners Sinclair	大正2年～大正6年7月
Bland Francis Tucker	大正4年1月～1年間か？
Richard Arthur Brabazon Ponsonby-Fane	大正14年～昭和8年

資料2 昭和初期の教育課程（1926年発行の『年報』から筆者が抜粋）

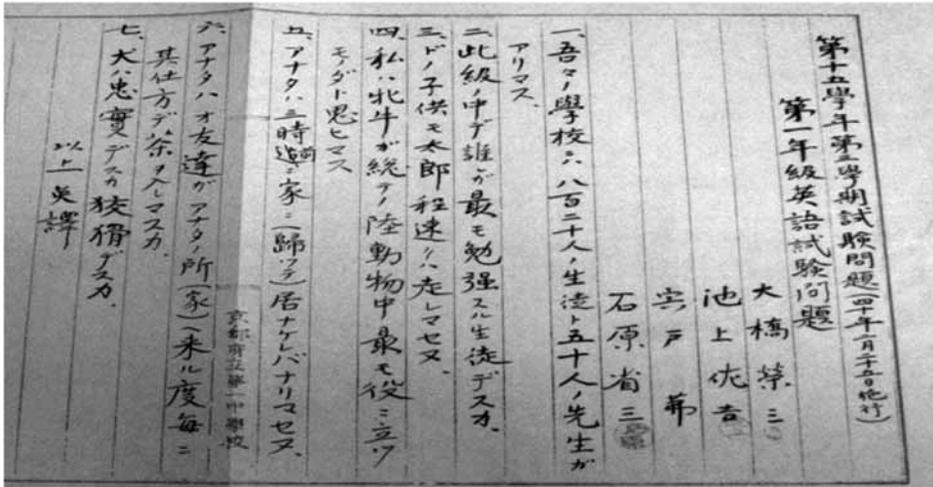
1. 英語の教育課程（pp. 6-7）

	五年	四年	三年	二年	一年	補習科
英語	正読本(3)	正読本(3)	正読本(3)	正読本(3)	正読本(2)	正読本(3)
	副読本(2)	副読本(3)	副読本(1)	副読本(2)	副読本(4)	副読本(2)
	英作文(2)	英作文(2)	英作文(2)	英作文(2)		英作文(2)
			英文法(2)			

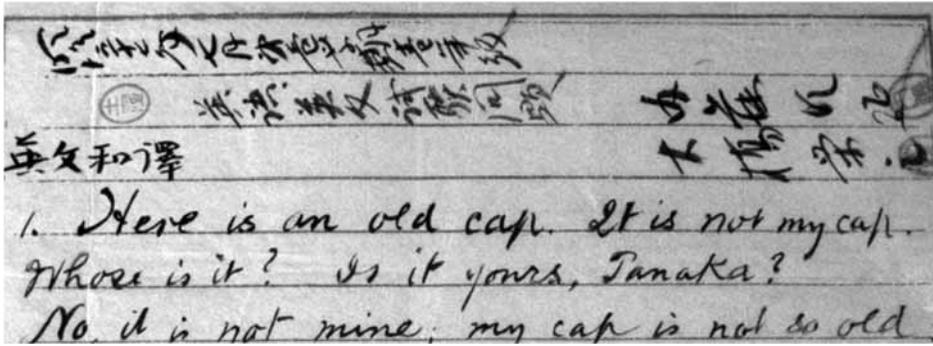
（筆者注：斜字体がポンソンビが担当した科目である。）

2. 昭和2年度各学年教科書配当表（pp. 24-27）

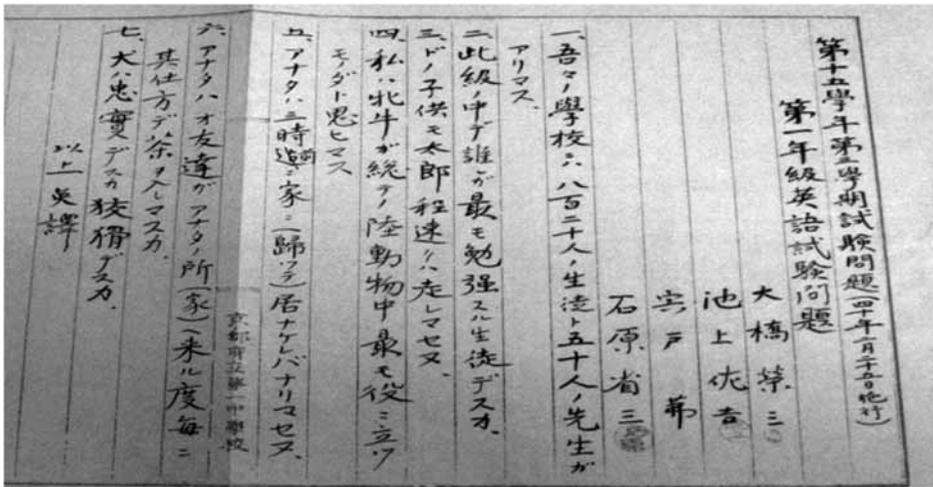
1年	2年	3年	4年	5年
岡田著ニューダイヤモンドリーダー1	熊本著ハーモニーリーダーズ3	小久保, 鈴木共編ニューネイションリーダー4	小久保, 鈴木共編ニューネイションリーダー5	三省堂編集プリンスリーダー5
	ロイヤル・トレジャ	イリアッド	村井・メドレー共著ザヘルピングリーダー2	横山編ザピースリーダー5
ニュースターベンマンシップ(1-6)	神田著キングズクラウンイングリッシュコンポジション2	村井・メドレー共著改訂版ニューイングリッシュ・プローズ・コンポジション2	同左2	瀧川・須貝・エルダ共編アップトゥーデイトイングリッシュコンポジション2
		今井著ニューエポックグラマー2		



第一学年級第一学期試験問題 (明治37年7月実施)



第一学年級臨時試験問題 (明治37年5月25日実施)



## 資料4 Ponsonby 年譜 (山本 (1938) より筆者が作成)

西暦	年齢	
1878年	1歳	1月8日ロンドンで出生。
1891年	14	ハロー校に入り、同校々長宅に起居す。
1894年	17	7月、不健康に因り、ハロー校を退学す。
1896年	19	10月、ナタール総督の私秘書として同地に赴く。
1898年	21	9月、トリニダッド総督の私秘書として同地に赴く。
1900年	23	セイロン総督の私秘書に任命さる。
1901年	24	8月、健康を害したるに因り香港及び日本を訪ぬ。これ最初の訪日なり。
1915年	38	12月、香港総督の私秘書として帰香す。
		12月、「日本皇室譜」Imperial Family of Japan を公にす。
1919年	42	成蹊学園にて英語教授をなす。
1920年	43	1926年まで冬は概ね香港に過し、その間、香港大学教授。
1921年	44	成蹊学園にて英語教授す。
1925年	48	4月上旬より京都一中に於いて英語教授を始む。
		11月末、避寒のため香港へ。
1927年	50	4月、京都一中にて英語教授を始む。
1929年	52	4月、一中にて英語教授を始む。
1931年	54	4月、京都一中にて英語教授を始む。
1933年	56	4月、京都一中にて英語教授を始む。
		12月15日、避寒のため香港に。
1935年	58	「一英国人の観た日本の教育」(『文化の日本』)。
		「賀茂下上両社」などをトラベル誌掲載(日本郵船会社誌)。
1937年	60	病体をいたわりつつ、鄭成功の研究に専念す。
		12月10日午前8時、知友、門下、側近者等に見守られつつ遂に昇天す。

To 65

BE. 本意の言詞  
 (A) 自意の言詞とLT 存在する之意味。  
 God is  
 大神の存在はす。  
 (B) 神足部と共に  
 BE 文 主部と神足部とLT 同様の言詞  
 此LT 神足部は 主格也。  
 This is a book.  
 此は本也  
 此LT 本とLT 同様の言詞  
 Box is Book.  
 場合の上の神足部は 形容詞  
 此の管は木也  
 意味は 木は管也  
 A tube is made of wood.  
 管は木の也

BE 自意の言詞とLT 本意の言詞之 事は表はす  
 (A) 本意の言詞之 現在分詞と共に 進行形  
 BE 文 現在即ち am. is. are + 現在分詞  
 = 現在進行形  
 此は本は 言者にて 居る也  
 I am reading a book.  
 意味は 言者と本と 動作に 居る。

資料6 英作文・英文法の試験問題

一 名詞之句の説明して例二つ出せ 挙げてよ

二 BUT ⑩は 四つ之品詞として 例を出せ 挙げてよ

三 WHICH と THAT の 差を 別せよ。

四 英訳せよ  
 鞭で打つた 蟻 銀行家 隠した

和訳せよ

資料7 Ponsonby の写真  
 (山本, 1938)



# 地方金融組合の成立とその時代背景

下 條 正 男

## Formation and the Historical Backdrop of a District Loan Association

Masao SHIMOJO

地方金融組合は明治40年（1907年）、朝鮮の農民救済を目的に設立された。だが近年、韓国内では『日帝下、金融組合研究』（2002年）、『植民地朝鮮の社会経済と金融組合』（2006年）等、直接、金融組合を表題とした著書の刊行が続き、金融組合を「収奪機関」とする傾向を強めている<sup>(1)</sup>。

その視点は、『協同組合論』（1948年）等<sup>(2)</sup>で「植民地的農民搾取の機関」とされたことに始まり、日本にも同様の見解がある。金森襄作氏の「日帝下、朝鮮金融組合とその農村経済に及ぼした影響」（1971年）や波形昭一氏の「朝鮮における金融組合」（1981年）はその先駆的研究<sup>(3)</sup>の一つである。波形昭一氏は『日本植民地金融政策史の研究』（1985年刊）の中で、「朝鮮の金融組合の制度」は、「朝鮮支配のための政治的尖兵として日本帝国主義が完全に上からおしつけた制度であった」<sup>(4)</sup>としている。

だが地方金融組合の歴史的役割は、「朝鮮支配のための政治的尖兵」役を演ずることにあっただろうか。「地方金融組合」は明治40（1907）年5月30日、大韓帝国政府の財政顧問として招聘された日賀田種太郎が、「農民ノ金融ヲ緩和シ農業ノ発達」を目的に発足させたものである。それも日本が韓国を併合する三年前のことで、それを「日本帝国主義が完全に上からおしつけた制度」とする見解には無理がある。それに日本の朝鮮統治を「収奪」とする研究の大半が、統治以前の朝鮮の税政に触れないのも公平と言えない。

清の袁世凱は高宗23年（1886年）7月、朝鮮に『朝鮮大局論』<sup>(5)</sup>を送って朝鮮を「万国中最貧弱の国」とした。袁世凱が朝鮮を「強国の庇護なくば、断じて自存することの難きは自然の理」としたのは、朝鮮の「国中、内患未だやまず。財政亦細む」<sup>ちぢ</sup>状態にあったからである。このままでは「財用竭き、貧弱愈甚」だしい。袁世凱は朝鮮の国家経営を危惧したのである。明治37（1904）年10月、大韓帝国の財政顧問となった日賀田種太郎に託されたのは、その財政再建であった。

事実、韓国の農業協同組合中央会が編纂した『韓国農業金融史』は、地方金融組合が成立した歴史的背景について、「当時の韓国農民は官の税政と両班・地主階級・貸金業者の専横と続く災害と、甚だしきに至っては、虐待と過重な税納・賦役、それに過酷な利子のため、血と汗の農事は徒労に終わり、飢餓と病苦に苛まれている間に勤儉の美風は失われて、怠慢と自暴自棄の風となり、農耕は原始状態から抜け出ることができずに粗放を極め、沃土は荒廃に向かい、韓国農村の向上は起こることもなく、長い歳月に亘ってこの疲弊の様相だけが甚だしく露呈」<sup>(6)</sup>していた、と伝えている。

それに近い認識は、ロシアの大蔵省が編纂した『韓国誌』でも示されている。ロシアは大韓帝国が日本の保護国となる直前までその内政に関与しており、当時の国内事情を「古来人為ノ障害アリ」として、次のように記している。

「其尤モ大ナルモノハ官吏ノ暴貪ニ制限ナキ制度ニシテ、為ニ労働ノ安全ニ保証ナク、各人貧困ニ陥ラザルモノ殆ンド之ナキニ至ル。其外官吏ガ交通ノ便利ヲ無視スルコト、盜賊公行シテ危険多キコト、貨幣紊乱シタルコト、金融機関ノ殆ンド皆無ナルコト、階級上ノ迷誤及ビ其他ノ事情ニヨリ上級ノ人民ニ商業ヲ禁ジ、且或種ノ実業ヲ阻滯セシムルコト、工業ノ発達セザルコト、商人ノ階級夥多ニシテ専売権ノ濫用行ハルルコト、是皆内外商業発達ノ妨害ナラザルハナシ」<sup>(7)</sup>。

この「人為ノ障害」は農民にも及んでいた。韓国政府の「政綱弛緩シ、官吏ハ公権ヲ挟ミテ私利ヲ營ムノ外、何等ノ能事ナク彼等ノ官職ハ、会々以テ人民ヲ酷遇スルノ具」<sup>(8)</sup>であった。

その農民救済のために設置された「地方金融組合」が、どうして「朝鮮支配のための政治的尖兵として日本帝国主義が完全に上からおしつけた制度」になるのだろうか。

そこで本稿では、日本の統監府政治の中で、農民救済を目的とした金融機関が生まれた経緯と、地方金融組合が果たした役割について明かにすることにした。

## 1. 日韓の社会構造の違いと其の関係

そこでまず確認しておきたいことは、日本の朝鮮統治を「侵奪」とする歴史認識は、韓国内で日本時代の朝鮮研究を「植民主義史観」<sup>(9)</sup>と批判し、「民族主義史観」が台頭した1960年代から強まった事実である。その際、批判の対象となったのが、朝鮮の歴史を「停滞性」や「他律性」と見た当時の日本側の視点である。それも韓国側の「歴史認識」によれば、日本が朝鮮統治を正当化するために捏造した「歴史観」であった。

だが韓国側が「植民主義史観」として否定する日本時代の朝鮮研究には、正当な理由

と根拠があった。それは歴史の事実だからである。現に、19世紀末の朝鮮半島の社会体制と構造は、日本とは明確に異なっていた。この歴史事実を無視し、「歴史認識」によって日本の朝鮮統治を論ずることは、史実と異なる歴史を後世に伝えることになる。

韓国側からは「植民主義史観」の代表と批判される福田徳三は、朝鮮半島の現状を「我邦にありては鎌倉幕府発生以前、殊に藤原時代」<sup>(10)</sup>と見ていた。これは儒教文化本来の地方分権的な「封建制」<sup>(11)</sup>を経験していない朝鮮半島は、日本の歴史でいえば「平安時代」の状況に近い、との指摘である。韓国側では、この福田徳三の主張を、日本の植民統治を正当化するための「停滞性理論」<sup>(12)</sup>と捉えているが、それは為にする議論である。なぜなら、日本と朝鮮の社会体制の違いは朝鮮時代にも認識されており、朝鮮では自らの社会体制を「郡県」としているからである<sup>(13)</sup>。

朝鮮半島と同様、日本も法家思想に基づく律令制を導入したが、日本は鎌倉幕府の成立とともに地方分権的な「封建制」に移行した。朝鮮半島では、中央集権的な「郡県制」が朝鮮時代末期まで続き、儒教文化の中の「封建制」を経験することがなかった。

この歴史事実については、歴史家の稲葉君山も指摘している。稲葉君山は、著書の『朝鮮文化史研究』（1920年刊）で、「内鮮文化の差別は、凡そ六百年の違いがある」とし、「朝鮮民族の現社会は、一言してつくせば、停滞という外ない」と結論付けたのである。

朝鮮半島の現状を「停滞性」と「他律性」としたのは、日本の朝鮮統治を正当化するためではない。朝鮮では、科挙で選ばれた守令（郡守・県令）が郡県に赴任し、「守令七事」<sup>(14)</sup>と呼ばれる任務を果たしていた。朝鮮時代末期にはその官職の売買が頻繁となり、それは平安時代の「成功」とも近いものがあった。

そして朝鮮時代の地方官の「禄制」は、赴任先で得た徴税の一部が報酬に充てられていた。そのため朴齊家が『北学議』の中で、「一たび州県を得れば、必ず子孫数世の業と為さんと欲して後已む。貪黷の風、日に興り、生民の困、日に深し」と記すように、取奪は構造的であった。この地方官が農民を搾取する構造は、平安時代の貴族等が国司として諸国に派遣され、地方を統治していたのと同じである。これは朝鮮時代末期の朝鮮半島が、それだけ平安時代に近く、「停滞」した状態にあったことの証左である。

その根本的な原因は、韓国財務顧問部が明治39年6月に刊行した『韓国財務要覧』でも指摘されている。そこでは、「此ノ国ニ於ケル金融機関ノ最モ重要ナル働キハ地方官ノ私行」とし、地方官である「郡守ハ収税金ヲ私用シ、之ヲ商人ニ貸付、又ハ自ら所轄地方ノ物産ヲ買入レ都会ニ販売シ、売上代金中ヨリ中央国庫ニ納税ス。納税運転期間ハ約六ヶ月間」であったとしている。

その大韓帝国の実態は、明治38（1905）年、日本政府の命で京畿道と忠清道の農村地域を調査した、小林房太郎と中村彦の『韓国土地農産調査報告』でも確認されている。

「土地ハ京城ニ在住スル大官富豪，若シクハ地方ニ割拠セル両班ニヨリテ占有」され，「田疇開ケ，生産饒多ナル地方ニアリテハ常ニ豪族大官ノ為ニ兼併セラレテ，昨日ノ己ガ農地ヲ今日他人監督ノ下ニ耕作セサルヘカラサルノ不幸ヲ見ル。京畿道全体及忠清南道錦江沿岸ノ如キ是ナリ」。

だが朝鮮農業を疲弊させ、発展を遅らせた要因はそれだけではない。農業の不振は、物流の要である道路状況とも関係していた。大韓帝国の道路事情は、ロシア政府が残した『韓国誌』でも、次のように記されているからである。

「国民生活ノ動脈トモ称スヘキ道路ノ不完全ナルコト，韓国ノ如キハ地球上他ニ之ヲ見ルヲ得サルヘク，韓国ノ道路ハ昔日モ今モ只内地住民ニ必要ナルタケノモノニシテ，恐ラクハ数世紀ヲ經由スルモ，尚ホ改良スル所ナカルヘシ」。

ロシアが見ても、韓国の道路は「地球上他ニ之ヲ見ルヲ得」ないほどの惨状にあった。それは「相互ノ交通甚タ疎ニシテ，惟リ農耕ニ従事シ産物ノ販路ヲ見出スニ由」ない原因ともなっていた。朝鮮の道路は、経済活動とは没交渉だったのである。

道路がその機能を果たさず、「運搬費の不廉により，豆類及米穀等の如き，主要なる農産物を市場に出し，広く隣国人と競争すること」がなければ，農業は原始的状態に止まり，商業の発達もなかった。

大韓帝国の首都では，「稠密なる首府に於てすら売買の規模小さくして，日本産の燐寸は十個若くは二十個の包，木炭は二三片の包にて販売するが如き貧困」状態にあり，「店舗は藁葺屋根の建物」であった。

日本では鎌倉時代から常設店舗が誕生するが，19世紀末までの朝鮮半島ではソウルの六矣廬<sup>(15)</sup>以外は，五日毎に開かれる「市場」が交易の中心であった。大韓帝国時代の商業活動は市場<sup>(16)</sup>か，裸負商と呼ばれる行商人等による商いが大半で，それも市場では「一定区域内ノ住民之ニ集リテ直接ニ物品交換ヲ行ヒ，且多クハ其産地ヲ以テ行商者ノ携帯スル物品ト交換シ，以テ有無ヲ通」ずる段階にあった。

韓国の農業協同組合中央会が刊行した『韓国農業金融史』では，それを「李朝末では，六矣廬，裸負商のような有力な商工業者も中世的経済組織の特徴を持っていた」とするが，その「特権的独占の形態」が「一方では宮室・政府官吏の不正と腐敗の機会を提供し」，「他方では新しい企業が興る道を閉ざして，商工業の恒久的な萎微沈滞」の原因となっていた。朝鮮では物品交換を行なう市場は存在したが，市場経済とは無縁だったのである。

この朝鮮半島の現況は，江戸時代，各藩では年貢米を換金するため，大坂や江戸に輸送し，販売する手段が必要だったのとは違っている。朝鮮半島には海運の発達を促し，

中央と地方を結ぶ全国的な流通網の発展に繋がる要因を欠いていたのである。

福田徳三が朝鮮を「殊に藤原時代」とし、稲葉君山が「停滞」としたのは、朝鮮半島を貶めることが目的ではない。儒教文化としての「封建制」の経験のない朝鮮半島の現実、それだけ「近代」とは遠い状態にあったからである。その最も大きな違いは、地方分権的な「封建制」を経験した日本には、藩や城下町を中心とした「地域経済共同体」の素地があり、農村には二宮尊徳の高弟等が組織した「報徳社」や大原幽学による「先祖株組合」を成立させる土壌があった点である。その中から江戸時代には、勤勉と自助、それに協同といった倫理道徳が生まれ、職分という形で職業倫理となっていた。

だが「郡県制」の朝鮮半島では、勤勉や自助、協同といった世界からは距離があった。朝鮮の農民は、地方官の収奪や兩班の小作となることを当然とし、搾取されることに慣れていたのである。大韓帝国で統監府が直面し、克服の対象としたのは、観念的な「封建制社会」ではなく、「郡県制」の弊害を残す現実であった。統監府が大韓帝国で実施した「施政改善」は、社会改革の試みでもあったのである。

## 2. 「施政改善」と朝鮮半島の国内市場

その施政改善は、光武8（1904）年10月、日本政府の推薦で目賀田種太郎が大韓帝国度支部の財政顧問に就任し、12月に統監府が設置されたことから始まった。

それは『韓国財政施設綱要』の中で、「現今、当国に於ける金融機関は概ね光武8年（明治37年）以降、財政整理の結果創設」されたとするように、近代的な金融制度や徴税制度が確立したからである。従前の大韓帝国では、「徴収方法不完全ナリシヲ以テ予期ノ実収ヲ見ルコト難ク」、「歳出ニ至リテハ放漫不整理ヲ極メ」た。そのため「当国ニ於ケル産業中、農業ハ多少ノ発達ヲナセシト雖、商工業ハ一ツトシテ見ルニ足ルモノ」がない状態に止まっていた。

この大韓帝国の状況は、日本にとっては危険な存在であった。大韓帝国に統監が置かれる直前の明治38（1905）年11月15日、特派大使として渡韓した伊藤博文は大韓帝国の高皇帝と対座し、次のように進言しているからだ。日本が「貴国ニ於ケル対外関係、所謂外交ヲ貴国政府ノ委任ヲ受ケ、我政府自ラ代ツテ之ヲ行ナウ」理由は、「貴国ノ外交ニシテ依然現状ヲ維持セシムカ」、それでは「再ビ東洋禍乱ノ基ヲ為スヲ免レ」<sup>(17)</sup> ないとした。

その「東洋禍乱ノ基」とは、朝鮮半島の秕政から東学党の乱が発生し、それがきっかけで日清戦争が勃発したことを指している。だが日本が勝利すると、今度は三国干渉を機に、ロシアが朝鮮半島内に隠然たる勢力を持った。これはその20年前、清朝の黄遵憲が『朝鮮策略』を著し、「俄、地ヲ略セント欲スレハ必ス朝鮮ヨリ始ム」とした危機

的事態であった。当時、黄遵憲は「十余年来、樺太洲を日本より得、黒龍江の東を中国より得、又図門江口に屯戍」するロシアを警戒していた。それは朝鮮半島が「実に亜細亜の要衝に居り、形勝の所と為りて必ず争う」<sup>(18)</sup> 地政学上の要地だったからである。

だが黄遵憲の『朝鮮策略』から20年、それは現実となった。「露ノ態度ハ漸ク其欲望ヲ増進シ、西伯利亞鉄道ヲ延長シテ旅順ニ達セシメ、軍港ヲ旅順ニ経営シ、遙ニ浦塩斯徳ト呼応シテ海上権ヲ制シ、陸上亦タ鉄道ヲ連結スル等、其為ス所、明ニ韓半島ヲ海陸包圍ノ中ニ掌握シ、其併呑ノ實全ク備ハルヲ見ル」に至ったからだ<sup>(19)</sup>。

幸い日本は日露戦争に勝利したが、大韓帝国の「施政改善」が実現しない限り、「我ト対等ノ地位ニ進ミ、互ニ相提携スルノ日来ルヲ期ス」ことは絶望的であった。そこで伊藤統監は「寧ろ我ヨリ進ンデ其域ニ速達セシムルヲ以テ、利益」とした。その伊藤統監が目指す「施政改善」とは、「第一東洋ノ禍乱ヲ根絶シ、第二貴皇室ノ安寧ト尊嚴トヲ堅実ニ保持シ、第三国民ノ幸福ヲ増進セム」事であった。

統監となった伊藤博文は明治39年3月9日、高皇帝に拝謁し、五箇条の「対韓施政要綱」を奏上した。それは金融ノ事、教育ノ事、軍制ノ事、宮中府中ノ別ノ事、宮中財政ノ事からなり、伊藤は施政改善を「貴国今日ノ衰運ヲ挽回シ独立富強ノ域ニ達」する為とした。これに高皇帝は、「是レ独り我韓国ノ為ノミナラス亦東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持センカ為メ必要」と同意している。

これは統監伊藤博文が、「韓国施政の改善は、日韓議定書に依り帝国政府の負担する義務」とする真意から出ている。だが「今後益々増加すべき韓国の諸経費を負担し、之を我国に賦課するが如きは決して長計」でない。「韓国の自立を促し、韓国が自立できるまで扶助」する方針であった。そこで伊藤統監は「韓国民の資力の増進を図るに当たり、第一に注意すべきは農業の改良」<sup>(20)</sup>にあるとし、農業を重視するのである。

その「施政改善」を推進するのは、大韓帝国の財政顧問となった目賀田種太郎である。財政顧問の目賀田の役割は、日本政府と大韓帝国政府との間で結ばれた「財政顧問傭聘契約」に示されている。大韓帝国が目賀田種太郎に求めたのは、「韓国政府ノ財政ヲ整理監査シ財政上諸般ノ設備ニ関シテ最モ誠実ニ審議起案ノ責ニ任スルコト」。「財政ニ関スル一切ノ事務ハ目賀田種太郎ノ同意ヲ経タル後施行スル」事であった。

その目賀田種太郎は明治38（1905）年12月、『韓国財政整理報告一次』を臨時外務大臣の桂太郎に提出した。それは財政顧問に就任した明治37年10月14日から、明治38年12月までの施策の経過を報告したもので、そこには大韓帝国の財政逼迫の原因が示され、冒頭には、大韓帝国の問題点が次のように指摘されている。

「韓国財政ノ如ク紊乱ヲ極メタルモノ其例少ナク。唯収斂ニ重クニ収斂ヲ以テシ。産業衰退シ民力疲弊シ。終ニ国力振ルワザル今日ノ如キニ至レリ。而シテ其原因タ

ルヤ上下官民ヲ通シ国家ニ対スル誠意ノ欠乏ニ在ルハ言ヲ俟タズ」

財政顧問の目賀田種太郎は、大韓帝国の「財政紊乱の原因」を次の三点にあるとした。

- (1) 貨幣の紊乱
- (2) 宮中及府中の混同
- (3) 歳出の濫撥及歳入機関の不整備

この「財政紊乱の原因」に対して、目賀田種太郎がとった施策は「幣制改革」と「宮中と府中の峻別」、それに「徴税制度」の確立であった。その内の幣制改革は、「韓国ハ其名ニ於テ銀本位制ナリシモ、其实ニ於テハ本位ヲ有セズシテ葉銭及白銅貨ノ二種専ラ流通」していたからである。韓国では光武二年（1898年）に銀本位制を採用したが、機能しなかった。それは「銀本位貨の補助貨として発行」された白銅貨が、「偶々其实価と表価の差額大にして鑄造の利益」があったため、大韓帝国政府が「其性質ノ如何ヲ弁ゼズ濫リニ鑄造益金ヲ利セントシテ盛ニ之ガ発行」を繰り返した結果、「漸次其声価低落シ、殆ド二分ノ一以下ニ至」ったからである。それに「銀貨ノ精巧ヲ欠クニ至ルヤ私造偽造滔然ト起コリ、貨幣ノ信用ハ殆ド地ニ落ち」<sup>(21)</sup>ていた。

その元凶は、宮廷が白銅貨の造幣利益<sup>(22)</sup>を得ていたことにあった。そのため偽造貨が広まり、「市中通貨の三分の一から半分が」鉛製の偽造白銅貨であった。そこで大韓帝国は、光武9（1905）年1月、貨幣条例を公布して「日本通貨ノ流通ヲ公認」し、7月1日から日本通貨と、白銅貨と葉銭の交換を始めることにした。だが巷間では「私財没収ノ嫌アリ」との「流言行ハレ」、官に対する不信感を持つ商人等は「引換開始以前ニ争ツテ種々ノ物品就中白布及ビ土地其ノ他ノ不動産」を買い漁り、俄かに貨幣不足となった。

そこで明治38年11月25日、伊藤博文特派大使と目賀田種太郎財政顧問、閔泳綺度支部大臣等が列席し、「韓国金融逼迫救済に関する意見交換」<sup>(23)</sup>がなされた。この時、閔泳綺度支部大臣は「我が国ニテハ元来本位貨ナルモノナシ、補助貨タル白銅貨及青銅貨」だけである。その韓国で目賀田顧問が「貨幣制度ノ改革」を行ったので、「貨幣交換実施」と聞いた人民は「所有ノ貨幣ヲ投ジ、物品ヲ買入」れ、「従来ノ経験ニ依リ、壹万円ノ財産ヲ有スレバ貳万円内外ノ手形ヲ発行スルモ可ナリ」と信じて、手形（於音）を濫発した。だが「取付ヲ受ケ」ると、「資力ヲ有セザルガ為ニ」破産したとした。

この一件を機に、目賀田種太郎は、「韓国経済界ノ窮況ハ通貨ノ不足ニアラス、金融機関無キガ為ナリ」とし、その後、農工銀行（1906年）や地方金融組合（1907年）を設立していくことになるのである。

当時の大韓帝国には、葉銭と白銅貨による二つの通貨圏が存在し、貨幣制度には不備があった。ロシアの『韓国誌』によると、30ドル分の通貨を内地に送金する際は、「二

頭ノ馬ニ馱載シ」,「二人ノ兵士之ヲ護衛」とする必要があるとしている。

だが紙幣を知らない韓国人の感覚は、違った。紙幣は「盗賊に逢いし時、夥しく掠め去られん」。だが葉銭は「如何に多力の盗賊にても十五貫以上は荷い去る能はざるなり」というのである。大韓帝国では、貨幣経済の発達が十分ではなかったからである。

大韓帝国では光武五年（1901年）に貨幣条例を發布し、金本位制を採ったが、実施をみなかった。金本位制も銀本位制も機能していない大韓帝国では、幣制の改善よりも「貨幣制度の新設」が現実的であった。その際に考慮されたのが「韓国現在の実力及国際貿易の関係」で、最終的には「日本と同一にすること」が望ましいとの結論に至ったのである<sup>(24)</sup>。

しかし「施政の改善」が必要なのは、幣制だけではなかった。それは新制度を導入する度に、「只管旧慣ヲ墨守」する勢力が存在したことである。その中心となったのが宮中と特権階級の両班であった。目賀田種太郎は光武10（明治39）年10月に管税官官制を定め、「郡守の徴税権限を停止」して新たな徴税制度を確立させるとともに、農地測量のため「専ら韓人ノ子弟ヲ教訓」する「測量講習所」を開設して、土地調査を進めた<sup>(25)</sup>。

この徴税制度の確立と土地調査は、大韓帝国の財政再建の根幹をなすものであった。目賀田種太郎が財政顧問となった光武九年（1905）年度の一般会計の歳出入を見ると、歳入は7,480,287円。歳出は7,123,815円と臨時費の2,433,021円で、合わせて9,556,836円であった。目賀田種太郎が財政顧問に就任した明治38年度（1905年）の収支は、約207万円の赤字であった。但し、臨時費2,433,021円の多くは、財政顧問部の与り知らない所で宮内府が勝手に支出し、その支払いを度支部に回すという旧弊（外割）<sup>(26)</sup>によるものであった。この宮中と政府の混同を放置すれば財政再建は進まず、財政の健全化は困難である。「郡守の徴税権限を停止」し、管税官官制を定めた目賀田種太郎は、明治39（光武10）年度の予算編成では歳入を7,484,744円、歳出を7,967,388円として歳出入の均衡を図った。問題の「宮内府」の歳出は、同年から経常費、臨時費の何れも計上されていない。宮中と府中の混同を整理したのである。

さらに翌年、明治40年度（1907年）は、歳入を17,375,951円として大幅な増額を行っている。これは伊藤博文統監の方針に基づき、財政顧問の目賀田が日本からの借款を積極的に進めた結果である。明治40年度（1907年）は、租税額9,732,872円の内、地税が5,866,109円、関税と噸税が2,221,219円で、既年度の未納税入は1,200,000円あった。この未納税入は、地方官の不正や皇室の関与で生じたもので、回収が困難であった。大韓帝国の財源は他に戸税、水産税、塩税、船税、鉞税、驛賭税があるだけで、歳入が限られていた。この脆弱な大韓帝国の財源は、同年度の台湾総督府の租税の内訳と比較すれば明かである。台湾総督府では製茶税や製糖税等による税収が見込め、台湾総

督府の明治40年度の歳入は、經常部と臨時部を合わせて35,295,773万円であった<sup>(27)</sup>。

明治38(1905)年12月の『韓国財政整理報告第一次』では、その施政方針が次のように報告されている。

「以上叙述スル所ハ、韓国財政整理ノ第一期ニシテ、僅カニ整理ノ形勢ヲ定メ企画ヲ確立シタルニ過ギズ」とし、「農事試験場ノ創設、棉花ノ栽培、関税倉庫ノ設置、森林ノ营造、鉱山ノ整理、鉱物分析所ノ設立、官営屠獸場ノ建設、印刷製紙事業ノ更張、学校ノ改善、衛生事業」等の新事業を予算化し、実施されることになった。

これは財政顧問目賀田種太郎の財政再建策が、「内ニ於テハ収入ノ基礎ヲ確定シ」、「外ニ於テハ関税ヲ整理シ、国際輸出入ノ発展ヲ期」したからである。そこで大韓帝国の国運の伸張を図るべく、目賀田顧問は関税収入を担保に1千万円の借款を日本政府に求めた<sup>(28)</sup>。それは国内に産業を起し、経済成長の基盤を確立させようとしたからである。事実、明治40年度(1907年)の予算では「治道費、仁川水道費、平壤水道費、学事拡張費」等に3,323,000円が計上された。「前途猶悠遠なり」とされた大韓帝国の「施政改善」は、こうして緒についたのである。

その財政顧問目賀田種太郎の施政改善は、「農事試験場ノ創設」にも及んだ。目賀田種太郎はそれより先の明治38年11月22日、「農事施設ニ関スル件」<sup>(29)</sup>と題した上申書を在韓特命全権公使の林権助に提出している。上申書には、「韓国農事模範場設置理由」が添付され、そこでは「所属試験場を京城附近に設け」、「農科技手を養成」する必要が述べられている。

この時、目賀田種太郎が農科技手の育成を必要としたのは、「此国官吏ハ中央トナク地方トナク農事ノ智識殆ンド皆無」なため、目賀田は「地方事務殊ニ煙草其ノ他国家財源トナル可キ農事」については、「一応農事ノ智識」を持つ者を育成すべきと考えていたからである。

その農事試験場は明治39(1906)年4月26日、「勅令第11号」によって「統監府勸業模範場官制」が公布され、水原農事試験場の設置が決まった。その初代場長は本田幸介である。開場式は光武11(1907)年5月15日に举行され、場長の本田幸介は挨拶の中で「韓国の富源を開発し、増進せんとするに於いて国利民福、農業の振興は実に最大急務」とし、「実際に改良の模範を示し、以て農民を誘導啓発」するとした。

同じく挨拶に立った伊藤統監は、韓国農民の状況は「自己の口を糊して其の日を送るに過ぎない」、農事試験場の設置は韓国「国民の生活上に重大なる関係」があるとした。

その伊藤統監が、農民の救済策としての「金融」に言及するのは、明治38年12月8日付の「復命書」<sup>(30)</sup>においてである。伊藤は復命書の末尾を「農民ノ為メ金融ヲ計ルノ外、別ニ農事改良ノ方法ヲ策シ、将来益生産ノ増加ヲ謀ルハ緊要ノ急務ナルヘシ」で結んだ。その「農民ノ為メ」の金融が実現するのは、明治39(1906)年3月13日に開催

された第一回の「韓国施政改善ニ関スル協議会」<sup>(31)</sup> からで、伊藤統監はその後も協議会を通じ、「農民を利する方法」を検討させている。その「韓国施政改善ニ関スル協議会」には、必要に応じて財政顧問の目賀田種太郎も参席し、明治 39 年 4 月、伊藤統監に対して「小農金融機関」の設置を建策<sup>(32)</sup> した。それは 8 項目からなっている。① 2・3 郡に 1 箇所の金融組合を設立。② 組合の資産は出資によるが、それは望めないで、政府が各組合に無利子で 1 万円貸し付け、必要がなければ返還。③ 貸付は対人信用貸付。④ 貸付は小額で短期。⑤ 支配人は日本人 1 名とし、給与は当分の間、政府が支給。⑥ 金融組合は韓国人に対して応急的に施し、日本人に対しては別途計画。⑦ 資金の用途は農業と農事上、土木水利の改良に局限。⑧ 各組合には農業技手を共同で採用し、農事指導の改良の任に当る。

目賀田種太郎による「小農金融機関」設置の建策は、「地方金融組合」誕生の原点となり、疲弊した韓国農民を救済し、「富源の開発」に貢献することになるのである。

では目賀田種太郎の建策は、韓国農民達の何を救済しようとしたのであろうか。そこで日本政府が明治 38 年に農業技師等を朝鮮半島に派遣し、その現地調査の報告を集大成した『韓国土地農産調査報告』を中心に、朝鮮農村の実情を明らかにしておきたい。

### 3. 農民の実態調査と地方金融組合設立の背景

日本政府は、目賀田種太郎の財政顧問就任直後、農業技師等を朝鮮の十三道に派遣した。朝鮮半島の「土地及農産に関する調査」が目的であった。その復命を収録した『韓国土地農産調査報告』では、「気象」「土地」「農民及其状態」「交通及運輸」「農業経営ノ現況」「日本人農業経営ノ現況」等の編立てがなされ、各道の現状が詳述されている。中でも第六編の「農業経営ノ現況」では農地、労力、資本、金融、組合、農業組織及年中行事、小作、農地ノ利益、農産、農産ノ販売についての報告があり、大韓帝国の農村及び農業の実態が把握できるようになっている。

そこに記録された大韓帝国農業の実態は、要約すれば「農業技術の遅れ」、「灌漑施設の未整備」、「未耕地の多さ」、「地方官の秕政の痕跡」と「高利貸の存在」であった。

李重煥が『擇里志』の中で「国中最沃之地」<sup>(33)</sup> とした全羅道ですら、「農村、平地ニ家ヲ見ス。皆山麓、丘陵ニ集マル。洛東江畔一般ノ観アリ」。「農村、山麓ニ集合住居シテ水害ヲ避クル用意ヲナセリ」、「農舎ハ皆山腹又ハ山麓ニ集合ス」等といった状況であった。これは穀倉地帯<sup>(34)</sup> でも、洪水を避けるため、農民等は平地ではなく山腹などに居を構えていたということである。これは耕地も同じであった。「水田ハ山麓又ハ山腹ニ多ク区画小ナリ」としているが、実際、「山畠、棚田多ク、平地ハ水害ヲ被ムル所多シ」といった状態であった。この事実は、農村には灌漑施設が整っておらず、美田となるべ

き耕地が「未耕地」状態にあったことを示している。それは稲作に適した河口付近や河川の付近は、雨期に洪水で流されるため、予め被害を受けない場所と時期を選んで農業が行われたからである。全羅道と慶尚道の主要河川である「洛東江又は榮山江沿岸の如き、水害の爲単に燃料採取地としてのみ使用」<sup>(36)</sup>されていた。

「榮山江ハ巾三十間水流ノ巾約十間ナリキ、然レトモ洪水ノ際ニハ二百間余ニ及フ」とされ、「洛東江ハ所々ニ暴流ヲ逞フスル形跡」があった。「洛東江畔ニハ陸稲多シ」とするのは、二毛作が可能な地域の河口付近や河川沿いでは、水稻を放棄していたからである。朝鮮半島では「水田ノ二毛作ハ全体ヨリ云エバ九牛ノ一毛タルニ過ギズ」といった状況にあった。それに多くの地域では、肥料を十分に施さないと報告している<sup>(36)</sup>。

さらに朝鮮農村が天水農業に止まっていた原因としては、灌漑施設の不足があった。そのため報告書では、「土地ハ出来得ル限り水田ニ開ケルノ状態ナルニ拘ハラズ、灌漑上ノ設備不完全ニシテ、多クハ天水ニ依ルカ故ニ降雨アラサレハ挿秧ス」、「韓国ノ凶作ハ多ク旱害ニ起因スル」と伝えている。そこで農民等は「田地に似たる畑地の直播稲」を行ない、「水利困難なる処に於て陸稲種を低平なる乾きたる畑に播付け、七、八、九月の内、降雨十分なるときは水を湛へ、水稻の如き取扱をなす」のである<sup>(37)</sup>。

さらに朝鮮農民が旱害に苦しんだ原因として、ほとんど植林がなされなかった事実がある。大韓帝国では「地勢頗る山岳に富み林地の面積随て広大なり、然れども荒廢して山骨露出し遂に木材薪炭の供給を欠き、延て氣候の調和を失し水害茲に至り、殖産興業を阻礙」していた<sup>(38)</sup>。

農民についても、「耕地ノ多クハ官吏豪族ノ所有ニ属シ、地方ノ農民ハ自作地ヲ有スルモノ割合ニ少ナク、自作兼小作農者或ハ純然タル小作人最モ多キガ如シ」。その結果、朝鮮の農民は「進取ノ氣象殆ンド欠如シ、僅カニ今日ヲ送ルノ境遇ニ甘ンスルノ状態」にあった。それに加え、朝鮮の農村では「盜賊横行スルモ官府ニ於テ之ヲ制スル」ことなく、「盜賊ハ群レヲ爲スカ故ニ其ノ掠奪ヲ被ムル一ニシテ止」まらなかった。朝鮮半島では「中央地方ヲ通シテ官吏ノ專横甚シク、政治ハ名アリテ實ナシト謂ハンヨリハ、寧ロ民ヲ害スルモノト云フノ適切ナルヲ見ル」状況にあった。

その「官吏ノ專横」の象徴が、地方官を顕彰する「不忘碑」の存在である。勿論、その不忘碑は、地方官の治績を称賛するためではない。「郡守ノ不忘碑到ル処ニ建設セラル、郡守赴任スルヤ先ツ木片ヲ以テ仮ニ之ヲ建テ、後、石ヲ以テ更ニ建テ直スヲ常トス」。これは郡守等、「官吏ノ暴威ヲ和柔ナラシムルノ底意」から出た、農民達の予防策であった。事前に地方官の善政を称えることで、収奪を最小限に抑えようとしたのである。

だがそれは徒勞であった。「官吏ノ就任運動費ハ、郡守ニテモ千貫以上ヲ要シ、觀察使ニ至リテハ萬貫以上ヲ要スト云フ、彼等ハ就任ノ時、此ノ大金ヲ官ニ納メサルヘカラスカ故ニ其赴任スルヤ、此異様ノ資本ヲ速ニ回収スルコトニ努力」するからである<sup>(39)</sup>。

これでは朝鮮の「農業ノ如キ、寧ロ退歩スルノ状態ニアルモ亦偶然」でなく、農民も「土地ヲ多く所有スルモノハ地方貪吏ノ誅求迫害ヲ逃レル、為ニ京城ニ移住シ、若ハ土地ヲ京城人ニ売却スルコト多シ、故ニ韓国ニテハ土地ニ対スル觀念我國農民ニ於ケルカ如ク固著的」<sup>(40)</sup>ではないとした。少しでも豊かになると、農民達は収奪の対象にされたからである。

その朝鮮農民を苦しめたのは、高利貸である。各地には「質屋（典當舖）、問屋（客主又旅閣）、貸金業、頼子講ノ類」があり、日本人の中にも貸金業を営む者が多くいた。その金利は、「一般商業資本トシテ多額ノ貸借ハ月利二分内外ニシテ、少額ノ貸借ハ月一割二分内外ニ及ヒ、普通ハ月五分内外」で、質屋（典當舖）では五日間の利子が、二分から三分であった。

だが現地では、「本邦ニ比スレハ高利貸ト云フヘキ状況ナレトモ、韓人ハ別ニ高利貸視」<sup>(41)</sup>していなかった。そのため「一度借ラハ、之ヲ返スモノ甚タ稀ナリ、何トナレハ高利ナルカ故ニ一、二年延引シテ返シ得サレハ元金ノ二倍以上」となり<sup>(42)</sup>、「若シ過テ多額ノ負債ヲ来ストキハ、彼等ハ遂ニ之ヲ返済スルノ途」がなく、抵当物件があれば没収され、「自ラ収メラレテ奴隷タルニ安シ」なければならなかった<sup>(43)</sup>。

そのため貧農達は、安定して小作ができることを望んだ。『韓国土地農産調査報告』では、朝鮮半島に入植した日本人農民に関する報告がある。「韓人ハ日本人ニ土地ヲ売ルヲ好ム傾キアリ、此レーハ価額高キニモ由ルヘケレトモ、一ハ即地代金全額ヲ支払フコト、売却ハ自ラ安全ニ、永ク小作シ得ルコト」等<sup>(44)</sup>が理由であった。小農や小作農は「極メテ簡單ニ、勉メテ無為ニ安シ、僅ニ其ノ生ヲ営ムコトヲ以テ、無上ノ幸福」<sup>(45)</sup>とし、「飢ユレハ働キ慾満ツレハ休ム」<sup>(46)</sup>生活をしてきたからである。「耕作、運搬、厩肥、取得等」で牛が必要な時は、「他人ノ牛ヲ借り」たのである<sup>(47)</sup>。

さて以上、『韓国土地農産調査報告』が伝える朝鮮の農村は、「原始時代其儘ナリ、彼等ノ生産力ハ極メテ微少ナリ、貯蓄ノ機関ナク交通ノ便ナシ、加フルニ誅求苛斂荐リニ臻リ、火賊剽盜昼猶横行ス、斯ノ如クニシテ彼等ハ生ヲ安ンシ業ヲ楽ミ、後日ノ計ヲ営ミ得ヘシトハ、何人モ期スル能ハサル所」<sup>(48)</sup>であった。

#### 4. 地方金融組合の成立と財政顧問部の対応

この朝鮮農民の現状を深刻に捉えたのが、大韓帝国財政顧問本部である。そこで財政顧問目賀田種太郎は、高金利と収奪で困窮する農民を救済するため、明治40年（隆熙元年）（1907年）2月23日付の「農工銀行出張貸付及農業倉庫設立に関する」通牒で農民の窮状を農工銀行の支配人に伝え、その打開策を求めたのである。

「韓国ノ現状ニアリテハ地方農民、其ノ収穫アルヤ即チ後日ノ計ヲ為サズ。又為シ能ハザルモノ多シ。為ニ彼等ノ食糧ハ復々彼等之ヲ購入セザルヲ得ズ。其放売ヲナストキハ供給豊富ナル時期ニシテ、価又廉ナリ。彼等ノ購入ヲ要スルトキハ之ニ反ス。而シテ此ノ間ノ利益ヲ得ル者ハ決シテ正直ナル商賈ノミニハ非ルナリ」。

当時、朝鮮の農民達は、その生産物を売って生活の資を得ようとしても、収穫期に近い安値で売らねばならない。反対に自らの食糧を購入する時は、高い穀物を買うことになる。これでは農民は自立できない。これまでも目賀田種太郎は農業倉庫と農工銀行を設置して、農業の振興を図ったが、「猶進んで信用組合又は穀倉組合を組織」させ、収穫物を安値に放売させないため、倉庫に保管し売価を調整しようとしたのである。

これに対して、各農工銀行の支配人からは種々の回答がなされた。回答は大略、次の通りである。①朝鮮時代の社還米の復活、②収穫穀類を倉庫に収容保管、③地方農民に組合を組織させ、貸付の事務と倉庫保管をさせる、④銀行は組合に対して貸付を為し、組合はその収益より之を償還する等であった<sup>(49)</sup>。

この農民救済策は明治40年5月4日、第15回の「韓国施政改善ニ関スル協議会」で「地方金融組合」の設置として合意された。その席上、目賀田顧問は、その業務について「組合と言うも資金の組合に非ずして、借金の組合」<sup>(50)</sup>と規定した。地方金融組合は既存の共同組合のように組合員の出資で運営されるのではなく、予め政府が資金を提供し、それを小作農に貸し出して、農民の自立を支援するものだったからである。このシステムは、今日的表現では小口金融である。地方金融組合は、債鬼に苦吟する農民救済のため、誕生したのである。

明治40年5月13日、農工銀行の支配人からの回答を参考に「地方金融組合設置計画案」が策案され、「地方金融組合模範定款案」が関連機関に通達された。そこでは次のような組織と業務が定められていた。

「地方金融組合は一郡又は数郡を以て一区域と為し、その区域内に住居を有し農業を営む者を以て組織」することとされた。その「地方金融組合模範定款案」では資金、役員、組合員の義務、業務、資金融通、倉庫保管、委託販売、共同購入、分配貸与等の項目に分けられ、その方針が示されている。

その地方金融組合の業務は、「組合員ニ対シ農業上必要ナル資金ノ貸付ヲ為スコト」、「組合員ノ為ニ其生産シタル穀類ヲ倉庫ニ保管スルコト」、「組合員ニ対シ種苗肥料農具等農業上必要ナル材料ヲ分配又ハ貸与スルコト」、「組合員ノ為メニ其生産物ノ委託販売ヲ為スコト」とされ、対象を朝鮮の小作農とした。

明治40年5月15日、目賀田種太郎は各地の財務官に対して「地方金融組合設立ニ関スル件」を通達し、同日付で「地方金融組合ニ関スル細條説明」が各財務官及び財務

官補に伝えられた。その「地方金融組合ニ関スル細條説明」では、設立の趣旨と「経済状態の改善」「農事の改良に裨補」「納税の便宜、貨幣の整理」。その設置される地域の基準、監督官との関係。組織（評議員）について説明がなされている。

救済対象について、第3條の「組合員ノ資格」では、「一、設立ノ趣旨ハ農民ノ経済状態ヲ救済スルニアルカ故ニ組合ハ可成小農即チ小作人ヲ以テ之ヲ組織スル方針ヲ採ルコト」とし、地主は避けることになっていた。目賀田種太郎が地方金融組合を「資金の組合に非ずして借金の組合」とした理由は、ここにある。それは地方金融組合が、農工銀行が出資した資金を朝鮮の小作農に低金利で融資し、自作農を創定するものだからである。

そのため財政顧問の目賀田種太郎は、40万円を隆熙元年度（1907年）の予算に計上した。その「資金」として、地方金融組合毎に一万円が下付され、融資資金の追加が必要であれば度支部大臣の認可を得て、農工銀行から借り受けることができた。

この「地方金融組合」が設置された経緯を、韓国の『韓国農業金融史』（1963年刊）は、次のように記している。日本は「従来の封建地主的な体制を破壊することなく、近代的な経済体制を漸次完備させていくことを模索」し、「小農が利用できる信用機関設置の必要性を感じて1907年（光武11年）、小農民対象の融資機関である地方金融組合の創設」<sup>(51)</sup>を行なった。それは「当時の小農、貧農達は、硬塞した融資情勢の下で甚大な搾取に苦悩」していたから、としている。

目賀田種太郎の施政改善は、「郡県制」の弊害を残した朝鮮の農民救済であった。そのためには「近代的な経済体制を漸次完備」させることが不可欠であった。朝鮮には収奪のための高利貸金融はあっても、農民救済の金融機関がなかったからである。そこで「役員」の人選にも工夫がなされていた。役員は組合長と評議員は韓国人が就任し、選挙と認可によって地方の名望家を充てたからである。各地に赴任し、実務を担当する理事達の韓国語能力が十分でないため、役員にはその補助役が期待されたからである。その理事は、『韓国産業誌』によると「高等商業又は東洋協会専門学校出身の日本人」<sup>(52)</sup>が就くこととされた。では何故、地方金融組合の理事に、東洋協会専門学校の出身者が指名されたのであろうか。

## 5. 統監府と東洋協会

それは統監府と東洋協会との間に、共通した理念があったからである。東洋協会はその前身を台湾協会といい、明治31（1898）年4月5日、台湾総督府の総督であった桂太郎を会頭に発足した。台湾協会は親睦を中心とした団体であったが明治33（1900）年、「公私の業務に服すべき人材の育成」を目的に台湾協会学校を開設し、翌年10月、

現在の茗荷谷に校舎と寄宿舎を完成させた。その台湾協会が東洋協会と名を改めた理由について、桂太郎会頭は日露戦争の結果、「韓国は我保護国となり」、満洲に「租借地」ができたことを挙げた。その「東洋協会趣旨書」では、協会設立の目的を「凡言語人情ヲ異ニシ、制度習慣ヲ同ジクセザル土地ニ於テ事業ヲ経営セント欲スレバ必ず先ズ諸般ノ事項ヲ講究シ、事物ノ真相ヲ顕闡シ、彼我ノ事情ヲ疎通シ相互福利ノ増進ニ資スル」事とした。

その東洋協会の発会式が明治40（1907）年2月3日、芝公園内の三縁亭で開催され、発会式には、伊藤博文統監と後藤新平南満洲鉄道総裁、関東都督府民生長官の石塚英蔵、台湾総督府民生長官の祝辰巳の諸氏と東洋協会会員等総勢150名が参集した<sup>(53)</sup>。

統監府と東洋協会は、この時を機に関係を深めるのである。発会式では、会頭の桂太郎が挨拶に立ち、これまで台湾のために人材育成をしてきたが、東洋協会と改称したのを機に、「それを満韓に及ぼす」として、「内地と満韓の間に於いても、均しく我々は彼の事情を審にし、我の事情をば彼に審らしむ」人材の養成を行なうとした。

この桂太郎の挨拶を受け、伊藤博文統監は、東洋協会の趣旨書に基づき「東洋協会なるものが将来に於いて韓国の為に援助」を与えることに期待したのである。それは伊藤博文自身、統監として韓国と関わり、その彼我の違いから韓国の施政改善の難しさを痛感していたからである。その伊藤統監にとって、「彼我ノ事情ヲ疎通シ相互福利ノ増進ニ資スル」とした東洋協会には、期待を寄せざるを得なかった。伊藤統監は「韓国を扶植し、韓国を開発し、而して日韓両国相共に其福利に頼らんと欲」していたからである。そのため祝辞の最後で、東洋協会に「韓国の事業に資本と共に、此人を注入」することを求め、「韓国のことには諸君の御厚き援助に依頼せんことを希望」したのである。

続いて挨拶に立った後藤新平は、伊藤統監による大韓帝国の施政改善に触れ、それを「日本国民が共に此苦心を担ふて」、「将来東洋の幸福を担ふが為に、是より千辛萬苦を嘗むべきこと」とした。後藤新平によれば、「知識の異つたる所の土地に対して、知識のヨリ優等なるものが其低き所のものを導いて同一の程度にして互に福利を得」ることが殖民で、それを侵略的植民政策とするのは誤りであるとした。そこで後藤は、「其意思を以て間違ひのないようにしていくことを助くるのが東洋協会の役目」とした。後藤によると、今、満韓地方は「東西文明の衝突点である。日本人が今日まで東西文明を融和したる所の経験を以て、此衝突なからしめ東西文明の融合点」とすべきで、それを媒介するのが東洋協会の役割である。それも日本は「資本を注入して隣国に非常な利益を与へて居る」。その資本とは人間のことで、「我帝国第一流の人間を以て隣国を助けている」。それは「日本帝国の国民は大国民となる所の旗を五大洲に輝」かすものとした。

その後、東洋協会は、明治40年10月に学術調査部を設立し、満韓地域に関する調査研究を始めるとともに、朝鮮半島や満州地域の情報を提供する講演会を地方支部などで

開催している。

その東洋協会の支部が韓国にも設けられ、明治40年5月25日、京城では盛大な開会式が催された<sup>(54)</sup>。韓国支部の役員は統監府の高官を中心に構成され、支部長は統監府総務長官の鶴原定吉、幹事は学部次官の俵孫一等の錚々たる人士が名を連ねている。開会式には東洋協会から小松原英太郎が参加し、韓国側からは伊藤博文統監や財政顧問の目賀田種太郎等が参席した。

支部の開会式では、小松原英太郎が韓国に支部を設けた理由を、「日韓官民の間に立ちて彼我意思の疎通、相互の福利の増進を謀る為」とし、「教育事業及び富源の開発等諸般の調査研究に努め」、「言語風俗等事情の相異なるものあるよりして、互いに誤解を招くことあれば協会はその間に処して必要機関」となることを宣言した。

これに対し、伊藤統監は「東洋協会の趣旨目的に就いては特に蛇足を添ゆるの必要なし、同会は韓国の開発扶助に効果あるべきを思い、双手を挙げて賛同」した。その後、人材育成の面でも統監府側との協力関係は深まるのである。

東洋協会では明治40年10月1日、京城町大和町一丁目二四番地（現在のソウル特別市中区筆洞一街二四番地）に分校を開校し、東洋協会専門学校では「韓語科を置き将来韓国に赴かんとする三年級生徒をして之を学修せしむことに」した。三年級生徒が学ぶ京城分校の開設は、東洋協会の韓国支部誕生から半年も経っていなかった。分校の校舎も統監府が警官練習所のために建設した建物が転用され、その教壇に立ったのは統監府の官吏達であった。統監府と東洋協会は、緊密な関係にあったのである。

この一連の動きは明治40年5月13日、目賀田種太郎が「地方金融組合設置計画案」を策案し、「地方金融組合模範定款案」を関連機関に通達した際、その理事として「高等商業又は東洋協会専門学校出身の日本人」と名指す伏線ともなった。

その大韓帝国から財務官の井上雅二が茗荷谷の東洋協会専門学校を訪れたのは、明治40年6月29日。その際、井上雅二は東洋協会専門学校の講堂で「韓国財政事務の状況に付て詳細なる講話」を行ない、「同国に於ける本学卒業生が一般に有望なる旨」を述べている。さらに7月2日、内幸町の「幸倶楽部」を会場に、井上雅二は「韓国に於ける韓国財政整理と地方行政の実情について詳細なる講話」を行った。すでにこの時、台湾協会専門学校の卒業生14名が、韓国政府の財政顧問部に就職していたからである。

井上雅二の講演から二週間ほど経った7月15日、東洋協会専門学校では5期生の卒業式が挙行された。この時、卒業生68名の内、18名が地方金融組合に就職している。地方金融組合の理事候補としては5期生の外に、2期生から4期生までの12名が含まれていた。その中で、地方金融組合の嚆矢となる光州地方金融組合理事が3期生の奥田種彦で、光州地方金融組合の開設に際し、担当したのが全羅道財務官の井上雅二であった。

## 6. 韓国での理事達と東洋協会

その理事候補者30名が新橋駅を出発したのは明治40(1907)年9月12日、京城到着は9月14日。翌日、大韓帝国度支部の一室で、財政顧問の目賀田種太郎と度支部大臣の関泳綺に面会していた。その際、目賀田種太郎は次のような訓辞を与えている。

「諸君は農民に資金の貸付をするのであるが、金の貸付を有利有効にすることはなかなか困難である。諸君はまだ若い、若い諸君等一介の青年に、相当多額の資金を委ねるといふことは、随分危険とも考えられるが、併し熱心と誠実があれば、必ず遣れると思ふ、非常な努力をして、それでも回収が出来ぬといふ場合には、何時でも、更に銘々に一万円や二万円は出しても宜い。熱誠事に当るならば、此の資金が無くなるといふ事を敢て気にしないで宜い」。

目賀田種太郎は朝鮮農民に融資し、農民等に自立を促すことは「熱心と誠実があれば、必ず遣れる」。「熱誠事に当るならば」、資金が回収出来なくても構わない、と激励したのである。この目賀田の訓示は、青年理事達を発奮させて十分なものがあつた。目賀田はさらに続け、「日常の事に就いても、亦生活方面に於ても、総て民衆を指導する心懸けがなくてはならぬ」とした。

9月19日の早朝、度支部正庁の庭前に整列した新任理事に対し、目賀田は「政府財政顧問部員服務心得」の全文を朗読し、改めて「韓国の状態及び金融組合の重大なる任務と、理事者の覚悟に就きて諄々と約一時間」訓示した。

その訓辞で目賀田種太郎が新任の理事達に求めたのは、大韓帝国度支部の一員であるとともに、「此の機関は韓国の事業にして、韓国政府に於て借款を起し之れを助くるもの」との自覚と、財政再建のためには「産業の振興」に関心を持ち、「帝国と韓国と国情相異なる」事実を踏まえて、日韓の隔てなく勤務することであつた。

だが施政改善の真意を理解できる大韓帝国側の「人間は、百中の一二あるかないか位」<sup>(55)</sup>であつた。それどころか、「昨今、不幸にして地方に種々の誤解を生じ、地方人民中悪意ある誘惑をなし、或は不穩の挙動を為す者」が増えていた。特に「明治40年から明治42年まで、暴徒が熾んに出没し被害慘澹を極め」た。そのため目賀田顧問は、理事達に対して「最も危険の迫るものに付ては赴後打合すべく、平穩なる地方にては直に吾人の希望を実行すべく総べての手段を尽され度い」と、忠告するほどであつた。

事実、その後、理事達は「内地人と見れば発砲するという危険さで、組合の設立委員になつた理事者の如何に辛酸を嘗めたかと云うことは言語に絶」する体験をするので

ある。

明治40年9月19日早朝の訓辞を受けた30名の内、光州地方金融組合の奥田種彦が明治41年5月に襲撃され、徳川地方金融組合理事の松本清司は10月31日、暴徒の蜂起で一時行方不明となった。茂貫馨は明治42年12月25日に変死。設立委員となった理事の長和葦は大正2年(1913年)、貸し出しを拒まれた農民によって虐殺された。

さらに衛生状態が劣悪なため、黄海道の瑞興地方金融組合の開設委員となった荻原周三は明治41年6月21日、チフスに罹って死亡。その翌年、栗原斐は江界で病死。山本安雄も大正2年2月18日に病没し、慶尚南道の宜寧地方金融組合の理事となった田中十吉は大正9年12月29日、病に倒れた。医療設備の整わない朝鮮半島では、病魔とも闘わねばならなかったのである。だが理事達を悩ましたのは、それだけではなかった。

地方金融組合が誕生して五年後の明治45年(1912年)3月、地方金融組合の理事達の代表が京城で会合する機会があり、その際、度支部長官代理が理事達の生活に触れ、次のように語っている。「地方金融組合理事中、往々生活ノ状態ノ激変ニ就キ妄リニ悲観、絶望シ動モスレハ神経衰弱症ニ罹ルモノアリト聞ケリ」。僻遠の地での地方金融組合の活動は、精神的にも過酷だったのである。

それは当時、各地は次のような状況にあったからである。「不逞ノ徒、良民ヲ指嗾扇動シ徴税ニ従事スル内地人官吏ニ対シ特ニ嫌悪ノ念ヲ懐キ、其ノ徴税シタル所ハ之ヲ内地ニ奪去スルモノノ如クニ誤解シ、甚シキハ此等官吏ニ対シ危害ヲ加ヘントスル」<sup>(56)</sup>。

平安時代末期の状態に近い朝鮮半島では、農民達が近代的な徴税制度や協同組合を理解するまでには、時間が必要だったのである。理事にとっての難敵は、「唯単ニ其ノ低利ニ蟬集セルニ止マリ、直ニ組合ヲ解セルモノ少」なく、「資金ヲ要スル場合ハ加入ヲ強請スルモ、一旦債務関係消滅ト共ニ之レト何等ノ関係」をなくしてしまう農民達<sup>(57)</sup>だったのである。

それは目賀田種太郎の訓辞に続き、挨拶に立った高永喜度支部大臣の訓示からも窺える。度支部大臣の高永喜は「当国に於ては観察使、郡守等往々識見に乏しき者あり、愚昧なる人民が多い。諸君は其の職務に当る日は之等の官民に対して十分に説明せらるべく、人民は説明を聞くも理解に苦しむ所多かるべきも、之を面倒とせず十度二十度も説明せられんことを希望」した。

その「十度二十度も説明」するためには語学力が必要であった。目賀田顧問が理事達に期待したのも、「諸君が東洋協会の関係として特に招聘されたるは韓国語の力あるによる」とした語学力である。それは「韓国語によって直接事務を処するは通訳を以てするより間違いの虞れ少なく、又時間を省略するの益がある」からで、訓辞は「此の国の事情に通ずる事」を奨励して終えている。

だが理事達が本格的に韓国語を学ぶのは韓国に渡ってからで、30名は「京城滞在中

より毎日簿記の練習と朝鮮語の研究に余念が」なかった<sup>(58)</sup>という。それも「当時は至る所盗賊横行し、被害の報頻々として頗る不安の念に堪へない」中での研修であった。それでも「暴徒の存在等は眼中」に置かなかったのは、地方金融組合設立の趣旨が、東洋協会の趣旨である「彼我ノ意思ヲ疎通シ相知リ相信ジ以テ文明ノ事情ヲ進メ、其ノ経営ヲ全ウスル」とも近く、東洋協会と関係が深かった協同組合の精神と合致していたからである。

事実、『男爵目賀田種太郎』では、地方金融組合を「其の規則の条項を見るに『ラインファイゼン』式の協同組合原則の骨子となるものが、巧みに韓国の実情に取り入れられてある<sup>(59)</sup>」とし、地方金融組合を協同組合活動としている。それに当時の東洋協会には、品川弥二郎と共に明治20年代から産業組合の導入に努めた平田東助がいた。東洋協会専門学校学監の松崎蔵之助も明治38(1905)年に『農業と産業組合』を刊行してその普及に努め、目賀田種太郎とともに専修大学を創設した田尻稲次郎がいた。田尻稲次郎は東洋協会専門学校の前身である台湾協会学校時代から教壇に立ち、明治44年には『幽学全書』を監修して、産業組合に先行する大原幽学の「先祖株組合」等を紹介している。地方金融組合が誕生する以前から、東洋協会では産業組合に対する関心が高く、その導入と普及に関わってきた。それも産業組合の導入に際し、二宮尊徳の報徳思想とその高弟等が始めた報徳社に注目していた。それは外来の制度の受け入れを容易にするもので、東洋協会の「彼我ノ事情ヲ疎通シ相互福利ノ増進ニ資スル」とした考え方も近いものがある。平田東助は明治33年刊の『産業組合法要義』で、その報徳社と産業組合との関係を次のように記している。

「二宮尊徳翁の遺法から成立っております報徳社の如きは、徳を以て徳に報ゆると云ふ精神から出たものでござりますが、殆ど之を信用組合の制度に異ならぬものと云ふことが出来ます<sup>(60)</sup>」。

平田東助は、産業組合の制度と報徳社の精神は近いと見たが、これは当時の共通した認識であった。農商務省官吏の柳田国男も、「所謂報徳社の組織は、亦貧富懸隔の極弊に備へ、小産業者の利益を保護するの点で、「産業組合と目的を同じくせり」<sup>(61)</sup>とした。

明治40年5月30日、大韓帝国度支部は地方金融組合を発足させ、「農民ノ金融ヲ緩和シ農業ノ発達ヲ企図スルヲ目的」としたが、それは「彼我ノ意思ヲ疎通シ相知リ相信ジ以テ文明ノ事情ヲ進メ、其ノ経営ヲ全ウスル」東洋協会の関係者には茶飯事であった。目賀田種太郎が期待したのは「凡言語人情ヲ異ニシ制度習慣ヲ同ジクセザル土地ニ於テ、事業ヲ経営」することのできる能力であった。その目賀田種太郎は後年、東洋協会専門

学校出身者を評して、「本校の卒業生は其就職の事務の如何を論ぜず、勇んで且つ奮つて之に応」<sup>(62)</sup>じた、としている。それは地方金融組合が、『ラインファイゼン』式の協同組合原則を導入したのではなく、「農民ノ金融ヲ緩和シ農業ノ発達ヲ企図スルヲ目的」とした「借金の組合」だったからである。ドイツから導入する産業組合は、産業が発達した先進地域で成立した組織である。それは組合員等が資金を出し合い、自発的に組織化したものである。これに対して地方金融組合は、創設メンバーの山根謙が「金融組合は創立当初は、全く官の時弊匡救を目的として設置せる機関ともすべきもので、資本金の全部と、経費の大部分を官の援助に仰」<sup>(63)</sup>いたとするように、官製の協同組合であった。それも理事達が「其の都度一々門を叩いて直接説明を試み」、組合員を確保していったのである。地方金融組合は、『ラインファイゼン』式の協同組合とも違い、農村振興と地域開発を進めた報徳社や先祖株組合に近かったのである。

## 7. 地方金融組合の理事が報告した朝鮮農業の実態

だが「彼我ノ意思ヲ疎通シ相知り相信ジ」とはいえ、新任理事達を待ち受けていたのは朝鮮の厳しい現実であった。明治39（1906）年10月、管税官官制が定められ、徴税機関が特設されると、従来、観察使や郡守が掌握していた徴税権が停止された。すると「守令等、却テ之カ為ニ不正ノ利欲ヲ逞ウスルヲ得ス。淘汰、失官セル者ハ囊中ヲ肥ヤスノ道途絶セルヲ以テ、百方カヲ尽シテ妨害」<sup>(64)</sup>するようになった。その口実として、「租税ハ皆是レ日本政府ノ所得ニ帰スルモノナレハ、韓国民ハ之カ納入ノ義務ナシ」。「日本官吏ノ徴収スル所以ノモノハ、韓国政府経営ニ必要ナ金額ヲ控除シ、其ノ余剩ハ悉ク之ヲ日本ニ輸送スル」との流言蜚語を流布させ、それを信じた納税者が反抗暴動の挙に出たのである。地方金融組合の理事が各地に赴任したのは、「蜂起セル匪徒ノ暴動多クハ之ニ基クカ或ハ口ヲ之ニ藉リテ」蠢動した時期とも重なっていた。奥田種彦と松本誠司が襲撃されたのは、地方金融組合の理事も度支部に属す財務署主事だったからである。

そのため「明治四十年暴徒蜂起以来」、「徴税事務ニ及ホシタル被害ハ本年（明治43年）六月マテニ税金掠奪件数五百八十六件、此金額四万三千四百五十一円叁拾六錢五厘ニ達シ」、匪賊のため「毒刃ニ殞シタルモノ七十九人、重軽傷ヲ負ヒタルモノ三百三十五人ヲ算シ、家屋焼失財物強要ノ厄ヲ被リタルモノ二百十三件」<sup>(65)</sup>に及び、被害地域は全羅南道と全羅北道が圧倒的に多く、咸鏡南道がそれに次いだ。

だが人心の荒廃は、農民に限らなかつた。「匪賊蜂起以来各地ニ於テ面長、公錢領収員等カ其徴収シタル税金ヲ掠奪」される者が増えると、掠奪された者は請願によって納入免除の処分を受けることが出来た。そのため「彼等ノ中、不良ノ輩ハ名ヲ被奪ニ藉

り、事実ヲ捏造シテ納入免除」<sup>(66)</sup>の請願をする者も出てきたからだ。

しかし度支部次官の荒井賢太郎は明治43年（1910年）8月15日、寺内正毅統監に提出した『韓国財政施設綱要』では、地方金融組合に言及し、「現今既設百箇所ニシテ設立準備中ノモノ三十箇所アリ業務ノ成績歳ト共ニ大イニ見ルヘキモノアリ」と報告している。だがそれは地方金融組合の理事等が身の危険を冒し、数郡にわたる担当地域に向いて達成した成績であった。

この地方金融組合に関する報告は同年4月、度支部で開催された第一回の全国地方金融組合理事会議を受けてのもので、明治43年4月末現在、地方金融組合は100箇所、組合員数は31,097名を数え、貸付金現在高は637,698円60銭2厘に達した。

その後、大韓帝国は日本に併合され、明治43年11月、朝鮮総督府度支部長官の荒井賢太郎は、改めて明治43年上半期の『韓国経過報告書』を寺内正毅総督に提出した。それによると明治43年6月末、全地方金融組合の「貸付金累計百四拾九萬六千四百四拾円、回収金累計七拾八萬四千八百三拾円、貸付現在額七拾壹萬壹千六百壹拾四円」、組合員は31,196名となっている<sup>(67)</sup>。

その時の地方金融組合の活動を示す記述が『韓国財務経過報告第一回』にある。新任の理事達が就任した翌年の隆熙二年（1908年）3月、平壤財務監督局では管内の組合理事が招集され、6月には大邱財務監督局でも同様の理事会議が開催されていた。この時、理事会議には度支部から部員が派遣され、理事達に対して注意事項の伝達と諮問が行なわれた。3月の平壤財務監督局管内の理事会議では、「組合ハ営利ノ目的ニアラサルヲ以テ、可成組合ノ趣旨ヲ普及セシメ資金回収ノ途ヲ貸出前、予メ調査シ置クコト」、「地方農民ノ組合ニ対スル感情ハ常ニ注意シ調査スルコト」等の注意事項が伝えられた。理事側からは「管内各組合利率一定ノ件」や「未耕地借入ノ件」、「模範農場設置ノ件」等の提案がなされている。

6月の大邱財務監督局管内の理事会議でも諮問がなされ、「現在償還期限ハ短キニ失セサルカ」、「金融組合ノ目的性質及効果ヲ一般人民ニ如何ナル方法ヲ以テ周知セシメツ、アリヤ」、「小農民資金資要者ニ対シ貸付ノ手續ヲ簡ニシ確實ニ貸付シ得ル方法如何」等に関して意見が求められた。理事達からは「農業技手配置ノ件」、「小農民資金貸付手段トシテ信用組合ヲ組織セシメ之ニ連帯責任ヲ負ハシムルノ件」等が提案された。この理事等の提案に対し、大韓帝国政府は、「地方金融組合に農業技手ヲ配置スル事」、「貸付期限ヲ十個月ニ改ムル事」、「利率、倉庫保管料及委託販売、共同購入手数料ノ率ヲ低下スル事」等の改善に努めることになった。

その後、明治43年4月に第一回の「全鮮地方金融組合理事会議」が京城で開催されたが、今のところ詳細は明らかでない。大韓帝国が明治43年8月29日、日本に併合され、組織の改組があったからであろう。

ただし地方金融組合は朝鮮総督府時代にも踏襲された。明治45年(1912年)3月、地方金融組合の理事を対象に「地方金融組合理事合同」が開催され、度支部長官は、合同の目的を「今回ノ招集ニ就テハ、諸君カ常ニ遠ク都会ノ地ヲ距リ僻陬ノ地ニ在リテ、学校卒業後比較的社会上ノ経験ニ乏シキニモ拘ハラズ、克ク重大ナル任務ニ従事セラルルニ対シ、一ツハ其ノ勞ヲ慰メ、亦一ツハ中央行政組織ノ一斑ヲモ了得セシメムカ為メ」とした。

この時、参席した理事の数は明らかではないが、地方金融組合の設立は160ヶ所となっていた。この会前に先立ち、理事達には「地方金融組合理事会同諮問事項」が予め伝えられ、諮問事項に沿って報告が求められていた。『地方金融組合理事合同答申書』はその理事達の報告を収録したもので、巻頭には寺内正毅総督の訓示とともに「指示事項」が載せられている。「指示事項」では理事達が提出した報告の不備を指摘し、記載の方法等の事務的な改善方法が示されている。

この「地方金融組合理事合同」は、明治45年以外にも大正2年5月、大正4年10月、大正5年6月の計4回開催され、参加した理事の大半<sup>(68)</sup>は、東洋協会専門学校出身者が占めていた。この理事会同には朝鮮総督府の寺内正毅総督が毎回参席し、その都度、次の二点を強調した。それは「地方産業の開発に努力する」事と「朝鮮語に精通する」事である。総督府時代となっても、農村振興の施政方針に変更がなかったということである。その理事達の報告を集成した明治45年度の『地方金融組合理事会同答申書』では、「地方金融組合理事会同諮問事項」に答える形で、「組合と組合員との関係」、「資金貸付ノ方法、貸付期間、利率並ニ其回収状況」、「郵便貯金取次ノ状況」、「農工銀行代理業務取次ノ状況」、「現金保管ノ状況」等、10項目に亘って報告がなされている。

それが大正二年度以降は、「貯蓄及副業ノ奨励ニ関シ組合ニ於テ施設シタル事項並其ノ実績」、「地方金融組合設立ノ為地方経済上ニ及ホシタル効果」等が新たに諮問項目として加わった。これは明治44年6月、地方金融組合が農工銀行との関係で、貯金業務を取り扱うことになったからである。

それでは地方金融組合の設立で、朝鮮の農村に変化が起っていたのであろうか。『地方金融組合理事会同答申書』を通じて、その一斑を紹介したい。そこで明治45年度の『地方金融組合理事会同答申書』では、最初の地方金融組合である光州地方金融組合の報告を紹介し、大正2年、大正4年、大正5年の『地方金融組合理事会同答申書』では創設メンバーの内、会前に出席した理事の報告を中心に、地方金融組合が「地方経済上ニ及ホシタル効果」について明かにする事にした。

明治45年度の『地方金融組合理事会同答申書』によると、地方金融組合の嚆矢となった光州地方金融組合では、融資金一万四千円余、組合員は四百四十二人となっていた。その光州地方金融組合の金利は、「動産担保貸付金日歩4銭、不動産担保貸付同5銭、

信用貸付金同6銭」とされている。この無担保の信用貸付金日歩6銭は、年利にすると21.9%である。今日的な感覚からすると極めて高利だが、当時の相場としては低利であった。近隣の求禮地方金融組合の報告によると、地方金融組合の金利は「民間ノ金利ニ比較スレハ殆ント三分ノ一」としているからで、朝鮮ではもともと金利が高かったのである。

そのため、当時も「金融組合は社会政策の名に於て低金利を供給するといふが、事實は高利貸しに均しい高率で金を貸している」<sup>(69)</sup>との誤解があったと言う。しかし大韓帝国の一般の「利率は、市場貸五十円未満月三分五厘乃至四分一厘」で、低利でも「金融組合施行利率ノ約倍ニ当リ、年三割一分二厘ノ高利テ、最高八年五割ノ高利ヲ搾取シツツアル」状況にあった。だが当時、経済学者の猪谷善一は、地方金融組合の金利について、「貸付金も高率となる。又金融組合は最も必要とすべき窮農が利用し得ないのである」と批判的で、その活動についても「金融組合は村落を単位として発達せねばならない。現状は此点について遺憾とすべきものがある」<sup>(70)</sup>と懐疑的であった。だがそれは正鵠を得ているのだろうか。

地方金融組合が朝鮮半島で目指したのは、地域共同体を経験したことのない朝鮮の農民達に、共同体意識を育むことであった。「金融組合は村落を単位として発達せねばならない」とするのは「封建制」を経験した日本的な感覚で、「郡県制」の朝鮮では官による秕政と収奪が蔓延っていた。朝鮮の高金利はそれに由来しており、無担保の信用貸付日歩6銭は「高率」とはいえなかった。それは京畿道の利川地方金融組合の理事が、「利率ハ之ヲ内地ノ金利ニ比スレハ甚タ高歩ナリト雖、朝鮮現今ノ状態トスレハ低率ナルヲ以テ、利息徴収状況極メテ良好」とすることでも明らかである。

朝鮮農民の現実には、それだけ悲惨だったのである。地方金融組合の設立以前の「金利ハ、普通年三割五分ニシテ、時トシテ四、五割」、それでも「貸与ヲ得ルコト容易ナラスシテ平身低頭懇情ノ後、初メテ貸主ノ諾否ヲ求ムル」状態にあったからだ<sup>(71)</sup>。それは「月六歩ノ金利ヲ普通利率」とし、「而カモ中以下ノ農民ハ、斯ノ如キ高率ナル金利ヲ以テスルモ、尚且容易ニ資金ノ供給ヲ得ザル状態」<sup>(72)</sup>に置かれていたのである。

それが地方金融組合の設立で金利が下がり、「農家唯一ノ動産」である耕牛の購入が可能になった。先の利川地方金融組合の貸付先も「耕牛購入資金最も多き状況」にあった。目賀田種太郎の言う「資金の組合に非ずして借金の組合」は、朝鮮農民が最も必要とした耕牛の購入に役立っていたのである。咸鏡北道の慶源地方金融組合は、「当地方ハ牛万能ト云フヘク、耕作ハ素ヨリ運搬用トシテハ牛車ニ及フモノナク、貨物ハモトヨリ薪炭草刈ニモ之ヲ用ヒ、旅行者モ馬背ヨリ牛車ヲ用ヒル方多シ」<sup>(73)</sup>と伝えるが、これは朝鮮全土に共通した現象で、地方金融組合は農民の生活を確実に変えていたのである。

忠清南道の成歎地方金融組合では、「元来組合設立ノ趣旨ハ小農ノ救済ニアリ」、その

「小作人ニ対シ担保物ノ提供ヲ求ムルハ」大いに検討すべきとし、「貸付額ノ増加ト信用貸付ヲ主ト」する方針を定めた。そこで保証人も、「組合ノ指定セシ組合員ヨリ選択スルコト」<sup>(74)</sup>等を条件に、信用貸付の利率を日歩六銭から翌年度は五銭五厘に引き下げることにした。

これを大正4年度の『地方金融組合理事会同答申書』で見ると、成歙地方金融組合では、「金利ハ設立当時ニ比シ約担保付二分五厘、信用三分ヲ低下シ、生産資金ノ膨張ニヨリ輸移出ハ約三割強ヲ増加シ、従テ地方農民購買力ノ増進ヲ来シ」て、「高利貸ハ近時著シク其数ヲ減少」したとしている。地方金融組合の設立で金利が低落し、高利貸業者が減少する現象は、他の地方金融組合でも報告されている。

もう一つ大きな変化は、地方金融組合が郵便貯金の取次業務をしたことから、「従来朝鮮人間殆ンド貯蓄ノ觀念」<sup>(75)</sup>がなかったが、「貯蓄心」が芽生えたことである。京畿道の永登浦地方金融組合では、「昨年収穫シタル米一升以上宛ヲ貯金」したとし、金浦地方金融組合では、組合員に「少数ノ養鶏」をさせ、「毎月一定ノ鶏卵ヲ事務所ニ持参」させて「適宜売却ノ上、各自ノ郵便貯金」としたという。この郵便貯金は、僻地の農村にも通貨を留保させ、物々交換の市場に貨幣経済を浸透させる捷徑となるのである。

その翌年、大正二年（1913年）五月の理事合同には、創設メンバーの奥田種彦が出席していた。奥田種彦は明治40年10月、最初の地方金融組合となった光州地方金融組合の理事であったが、大正二年には、明治44（1911）年12月に新設された東萊地方金融組合の理事となっていた。奥田種彦の報告によると、「組合資金運用ノ現況」の項目では、「近来資金ノ需要増加シ組合員ノ希望ヲ全部満足」させることが出来ない状況にあるという。大正二年3月17日現在、東萊地方金融組合の貸付金は11,682円。設立一年で資金が不足するほど、貸出をしていたからである。委託販売では、「組合ニ於テ養成シタル蓆吹製造伝習生ノ製品ハ、組合ヨリ既ニ釜山ノ吹商店ト交渉」して販路を開拓し、共同購入では、「昨夏害虫発生ノ際、之レカ共同駆除ヲ奨励シタ際」に石油を共同購入したという。さらに蓆吹製造伝習生と機業伝習生からは原料の共同購入の申し込みを受け、それに対応していた。農業以外に産業のなかった朝鮮半島にも、少しずつ産業の基盤が整っていくのである。

奥田種彦は「貯蓄奨励ノ実績」の項目で、「昨年12月1日より開始シ、3月17日現在、取扱高」は81円20銭、貯蓄人員139名と報告した。

だが朝鮮の農民等は、「由来鮮民八年来苛政ノ結果貯蓄思想ナル者皆無」<sup>(76)</sup>、「元来貯蓄思想ノ欠乏セル鮮人」<sup>(77)</sup>、「鮮人ハ旧慣ヨリシテ貯金ノ觀念乏シ」<sup>(78)</sup>。「貯蓄思想ニ乏シク、且資力少ナキ組合員ニ此思想ヲ涵養シ、之カ実行ヲナサシムルハ至難」<sup>(79)</sup>の業であった。

それを奥田種彦は「第一回ニ於テ疑イヲ抱クモノ多カリシカ、一度貯金帳ヲ渡セハ多

クハ其ノ主旨ヲ喜ヒ、自ラ持参スルニ至」る、としている。これは韓語で語り、農民等との信頼関係があったからであろう。

だが朝鮮農民は、「未夕貯金ノ何タルヲ解セス、多クハ税金ト同視」<sup>(80)</sup>し、「一旦預ケ入レタル金額ハ之ヲ没収サレルモノト思考」する者が多かった。その農民等を相手に、貯蓄を奨励することは容易ではない。そこで殷栗地方金融組合では、「幻燈ヲ利用シテ説明」し、評議員を通じて勧誘すると、「組合員ノミナラズ一般人民モ貯金ノ何タルカヲ了解シ自発的ニ貯金」をするようになったという。それも安定した収入がなければ貯蓄も持続しない。そこで「貯蓄奨励ニ関シテ、此レカ財源タル副業ノ奨励ヲ先ニ」し、「従来養鶏ヲナササリシ者ニ二羽以上、養鶏セシ者ニ一羽以上ヲ増シ、此レヨリ生スル利益ハ必ス貯金スルコトニ決シ、目下組合員モ多少興味ヲ有スルニ至ツタ」という。副業を奨励して貯蓄を促し、農民の自立を助けるこの方策は、多くの地方金融組合でも採られている。そこでは副業として蓆、呷、縄、草鞋等の製造が奨励され、その収益の一部が貯金となった。

この地方金融組合の活動は、産業組合やラインファイゼンの村落組合とも違う。ここで行なわれていたのは、二宮尊徳が副業として縄をない草鞋を作らせ、それを種金に農村再建をした手法とも近いものがある。それは組合活動を通じ、朝鮮の農民に「共同自治ノ精神ヲ養ヒ組合トノ利害関係ヲ接近」させることを目的としていたからである<sup>(81)</sup>。

さらに地方金融組合の役割として、葉銭を回収し、補助貨を地方に浸透させて通貨の安定を図ることがあった。富平地方金融組合の次の報告は、その仕組みをよく示している。

「当地方ハ京城仁川ノ中央ニ位シ、交通至便ニシテ概シテ、補助貨ハ過不足ナク流通スルト雖モ、時ニ其標準ヲ破ルコトアリ、組合ニ於テハ常ニ其調節ニ勉メ、朝鮮銀行ヨリ受入レタル補助貨二千円ハ、貸付交換等ニ依リ散布シ、又郵便所ニ納税期ニ集中スル補助貨ヲ銀行券ト交換シ、他地方移出ヲ防止セリ」<sup>(82)</sup>。

富平は首都の京城（ソウル）と仁川の中間に位置し、経済活動も盛んであった。その富平地方金融組合では、貸付や旧貨との交換には補助貨を使い、納税期に補助貨が郵便所に集中すると、これを朝鮮銀行券に換えて地方金融組合に保管し、補助貨が他の地域に流出するのを防ぐのだという。この仕組みは各地方組合でも共通しており、特に貯蓄業務が始まってからは、僻遠の地にも補助貨が浸透し、貨幣経済の確立に繋がったのである。

続く大正4年（1915年）の会同には、徳川地方金融組合の理事時代に一時行方不明となった松本清司が参席していた。この時、松本清司は黄海道の黄州地方金融組合の理

事であった。松本清司は貯蓄の奨励策として「貯金箱を配付シ」、各自の貯金額を示した貯金奨励板を組合内に掲げて、「奮発心を喚起」したという。

だが朝鮮の農民に貯蓄を強制することは禁物であった。金川地方金融組合の報告によると、「強制的貯蓄を奨励」すれば、農民等は「往往他ニ高利ノ金ヲ借りテ貯金ニ充当スルモノスラ生」ずるからである。そこで「苦痛ヲ感セサル程度」に実行し、「貯金ノ勧誘ニ努ムルト同時ニ、専ラ柞蚕、養蚕等気候風土ニ適シタル副業ヲ奨励シ、柞蚕製糸伝習会、養蚕監督飼育所等ヲ設ケ、組合員ヲ実地指導」した後、「委託販売ニヨリテ其ノ販路ヲ開キ、市場価格トノ差額ヲ貯金」に充てるのだという<sup>(83)</sup>。同じ理事でも、その対応は違っており、報告の仕方にも特徴がある。

松本清司は「地方金融組合設立ノ為メ地方経済上ニ及ホシタル効果」として、次のように報告している。「組合設立後ハ重キヲ人格信用ニ置キ、仮令無資産ノモノト雖モ加入ノ資格ヲ有スルモノハ之ヲ組合ニ加入セシメ、資金融通ノ恩典ニ浴シ居レリ」。さらに松本は、「組合設立後ハ仮令組合資金ヲ使用」しない者も、「資金借入ノ場合ノ金利ハ、組合ノ利率ヲ標準」とするようになり、「農民ノ最モ苦痛トセル市邊（月一割二分）ノ如キハ全ク跡ヲ絶」ったとしている。

これは隣接する延安地方金融組合の例であるが、組合成立当時、民間貸金業者は「資金ヲ貸付スルニ当リ、其ノ使途ノ何タルヲ問ハス単ニ高率ノ利子ヲ以テ貸付」けたが、今は「使途ヲ顧慮シ甚シキ不生産的ノモノニ対シテハ貸付ヲ躊躇シ寧ロ低利ナルモ確實ナル資金ノ需要者ニ貸付」けるようになったとしている。

地方金融組合の設立で「委託販売」と「共同購入」が実施され、地方経済にも変化が現れていた。先の黄州地方金融組合の松本清司理事は、「委託販売」と「共同購入」によって従来の「奸商ノ暴利ヲ抑制」し、「昔日ノ如ク農民ノ無知ナルニ乗シ、種々奸策ヲ弄シ、生産品ノ買倒シ又ハ悪品ノ売込ミ等ノ弊害」がなくなったとしている。

これと同様の報告は、近隣の金川地方金融組合によってもなされている。それは組合成立四年の地方経済に与えた効果として、「主要農産物ノ品種統一、調製法等ノ改良ヲ図リ輸移出物ノ品位ヲ向上セシメ、且媒介貸付ハ委託販売業務ト相俟テ農民古来ノ慣習タル前借ノ弊ヲ打破シ、貯蓄ヲ奨励シ農家経済ノ基礎ヲ確立」して、「中間暴利ヲ貪リタル所謂問屋ナルモノノ自然廃業」したとしている。ここで「主要農産物ノ品種統一、調製法等ノ改良」とするのは、農事改良の一環として収益性の高い優良種を普及させ、委託販売の際には出荷物の品質を調整することで、「問屋」とはかつて暴利を貪った客主や旅閣の事である。

これは股栗地方金融組合の例だが、同組合では農事の改良を次のように実施していた。

「本組合ニアリテハ大正元年度ニ田三反歩ヲ借り入レ、優良種ノ普及ニ重キヲ置

キ、日ノ出種ヲ植付ケ、収穫物八石ハ、二年度ニ於テ各方面ニ設置セシ二反歩ツツノ監督田ノ種子並篤農家ニ種子用トシテ無代配付シ、改良種ノ普及ヲ促進シ、其面積一町四反歩余ニ及ヘリ、此レ等ノ収穫物ハ交換ノ方法ニヨリ、三年度ニ於テハ其面積八十二町歩、組合員外ニ於テモ相当ノ改良種植付ケヲ見ルニ至レリ、今此レヲ在来種ト比較セバ、一反歩ニツキ二斗乃至三斗ノ増収ニシテ、組合カ直接普及セシ分ニシテモ玄米百六十四石余、八円見当ニテモ、千三百円余ノ所得ヲ増加セリ」<sup>(84)</sup>。

優良種の導入で、農家の収入が増えたとする報告だが、これは農事試験所の技手や地域の協力によって実現したものである。さらに農家の収入を増やす方法として、調製の改良が行われていた。

これは延安地方金融組合の例となるが、「本組合設立ノ当時、本郡ヨリ移出セラレタル米ハ主ニ粳ノ儘」であった。たまたま「玄米」を見ることがあっても、「其ノ調製不完全ニシテ地方産米ノ声価ヲ失墜」させる状態だった。そこで「調製器ノ共同購入」を行い、「今ヤ本郡ヨリ移出セラレル玄米ハ年約三万石余ニシテ、調製方法」が改善された。その「玄米ニ調製スル労働賃金約八千円ハ、地方農民ノ収益トナルノミナラス調製改良ニ依リテ声価ヲ高ムル」に至ったとしている。

これらは大正4年度の『地方金融組合理事会同答申書』の一部を紹介したに過ぎない。だがこれまで紹介した事例を見ても、地方金融組合設立の目的であった「地方産業の育成」と「農民の救済」は、着実に達成されている。それは地方金融組合が設置された地域では、金利が低落し、貯蓄も始まっていたからである<sup>(85)</sup>。

では最後に、大正5年度の『地方金融組合理事会同答申書』から、朝鮮農村の変化を紹介しておきたいと思う。

大正五（1916）年の理事合同に参席していたのは、大邱地方金融組合の藤本周三である。藤本周三は「金融組合設立以来、低金利資金ノ融通開始」により、「地方部落ニ於ケル貸借ハ、金利引下ノ交渉トシテ直ニ組合利子ヲ話頭ニ引用」という。地方金融組合の利率が、周辺地域の基準となったとする報告は、多くの地方金融組合でもなされている。地方金融組合の存在は、朝鮮農民の生活に大きな影響を与えていたのである。

さらに藤本周三の報告からは、どのようにして貸付がなされていたのか、その一端を垣間見ることができる。それは「貸付ニ際シ、其ノ用途ガ肥料、農具、耕牛等買入資金ナル場合」、「組合ニ於イテ買入現品ヲ給スル方法」を採ると、「用途ノ監督ガ頗ル完全」だけでなく、肥料、農具の場合は「内地人商店ヨリ購入スル」ことで、「比較的安値」で購入ができるとしている。

これを設立八年の水原地方金融組合では、「小農救済」を目的とした地方金融組合の

設立で、農民たちは「組合ノ存在ヲ理解シ資金ハ之ヲ生産的用途ニ利用」し、「貯蓄ノ奨励ハ蓄財ノ觀念ト生活ノ安固トヲ理解」するまでになった。「組合設立以来種子、種苗、肥料及改良農具ノ普及農産物品評会、副業ノ奨励等ハ率先シテ地方農民ノ農事思想ヲ啓発シテ産業上ノ発達ニ資」した、としている<sup>(86)</sup>。

驪州地方金融組合の報告によると、地方金融組合の設立以前は、「耕牛ノ所有者ハ面内ニテモ指ヲ屈スル程」で、「資本家ト称セラレルモノニ限」られ、「一般農民ハ、何レモ之ヲ借入使用」していた。だが設立以後、「購牛資金ノ貸出ニカメタル以来、耕牛ノ所有者ハ漸次増加シ、借入使用スルモノ減少」したという。これは倭館地方金融組合も同様で、組合の融資で「土地ノ改良ヲ行ヒ、或ハ耕牛ヲ購ヒ、或ハ格安ノ田畑アレバ購入スル」農民もおり、倭館地方金融組合管轄内では、「耕牛ノ如キ組合員ニシテ之ヲ所有」<sup>(87)</sup>しない者はいないほどになった。これは貸金業者のように一回限りの関係でないため、金融組合の規定を遵守すれば何度でも融資が受けられるからである。

同じく平安南道の陽徳地方金融組合は、家畜購入資金の貸与で、耕牛所有者が著しく増えたと伝えている。組合設立以前の明治44年の陽徳郡では、「畜牛頭数僅僅三千三百六十九頭」であったが、3年後には「其ノ数六千九十九頭」に及んだという。これは江原道の伊川地方金融組合の場合も同様であった。伊川郡では「購牛ノ為、組合資金ノ大半ハ之ヲ利用」し、その結果「当郡主要産物タル畜牛数」は、大正元年末には四千二百四十四頭であったが、大正四年末には七千七百三十一頭に増えている。

これらはいずれも「低利資金ノ融通ニヨリ、直接間接ニ産業上裨益」した実例である。

## 終わりに

さて以上、縷々述べたのは、地方金融組合の設立で変貌した朝鮮農民の姿である。大韓帝国時代に猛威を振るった地方官の収奪は皆無となり、朝鮮の農民達を苦しめてきた高利貸も激減して金利も低落した。「農家唯一ノ動産」である耕牛は、地方金融組合の融資を受ければ、貧農でも購入が可能になった。副業の奨励は貯蓄に結び付き、地方産業も興り始めた。秕政に慣れ、「独立自助ノ精神ヲ」失っていた朝鮮農民にも、地方金融組合が「鼓吹スル自助共助ノ精神ハ、ヤカテ組合員外ノ見習フ処」となった。地方金融組合の活動の中からは、「収奪機関」とする歴史的事実を見出すことはできなかった。

だが韓国の農業協同組合中央会（現在の韓国農協）が1963年に刊行した『韓国農業金融史』では、次のように記している。

「解放後、知識層、特に共産主義者達は『金融組合は日本の侵略資本の牙城で、農民搾取の先駆けとして農民の怨みの的となっていた』と強烈な文字で論評」するようになった。

しかし『韓国農業金融史』では、「民族的な自覚と生活開拓に対する意欲が旺盛な一部の農民の中には、金融組合資金を利用して自作農創定に応じ、小作農からの窮状を脱却して、無畜農家から有畜農家となり、高利債に苦しんだが、低利の負債整理資金で緊迫した苦境から離脱することが出来、自ら進んで貯蓄の実を収め、中には金融組合は更生の恩人と感謝する事例がある」としている。金融組合に批判的な農民も、金融組合の貸出を受けた資金を「奇貨とし、無自覚な組合員の浪費と散財を助長して、財産經理に不慣れた彼等の家産を蕩敗させ、組合を怨むことになった」のだという。この「怨み」は、共産主義者達の言う「日本の侵略資本の牙城」とも、「農民搾取の先駆け」とも無縁である。

何故、韓国の一部ではその種の政治的発言が先行するのだろうか。彼我の歴史や社会体制の違いを考慮することなく、「過去」を恣意的に解釈するからである。だが大韓帝国時代の農民と、施政改善を標榜した統監府時代以後の農民の生活を比較すれば、明らかに違いがある。地方金融組合が発足したことで、農村生活は改善されていた。この事実は、金融組合に対する従来の理解に再検討を迫るものである。

本稿は、平成 22 年度の研究助成金を得て研究が進められたものである。専門分野でもない領域に踏み入り、予想以上に時間がかかってしまった。非力を痛感しつつ、匆々にまとめた原稿である。思い違いや研究の足りない部分も多々あると思う。大方の叱正を賜ることができ、さらに事実が明らかになれば幸甚である。研究助成金を恵与して下さった人文科学研究所に改めて感謝し、ひとまず擱筆することにする。

#### 《註》

- (1) 「高利貸の搾取機関」(黄夏鉉「目賀田種太郎の対韓経済攻勢」『日帝の対韓侵略政策史研究』所収、玄音社、1996年、223頁)。「植民地収奪の尖兵の役割」(金玉根『日帝下朝鮮財政史論攷』一潮閣、1994年、23頁)。「官設典當舗(官営質屋)」(樵斗栄「日帝侵略下の韓国金融」『日帝の経済侵略史』所収、玄音社、1982年、486頁)等。
- (2) 金永浩『協同組合論』(博文出版社、1948年、109頁)。
- (3) 金森襄作「日帝下、朝鮮金融組合とその農村経済に及ぼした影響」(『史叢・金学燁教授華甲紀念論叢』所収、378頁)。波形昭一「朝鮮における金融組合」(『国連大学、人間と社会の開発プログラム研究報告』、1981年)等。
- (4) 波形昭一『日本植民地金融政策史の研究』(早稲田大学出版部、1985年、267頁)。
- (5) 『高宗実録』高宗 23 年 7 月 29 日条。
- (6) 『韓国農業金融史』(農業協同組合中央会、1963年、24頁)。
- (7) 『韓国誌』(「商業」、農商務省山林局、明治 38 年、77-78 頁)。
- (8) 『韓国土地農産調査報告』(「京畿道、忠清道及江原道」、明治 38 年、259 丁)。
- (9) 『韓国史市民講座』(特輯「植民主義史観批判」、創刊号、1987 年)。
- (10) 福田徳三「韓国の経済組織と経済単位」(『改定経済学研究』所収、1915 年、109 頁)。
- (11) 日本統治時代、「封建制」について「アジア的生産様式論」との関連で論議されたが、儒

教文化圏には「封建制」と「郡縣制」という全く違った社会体制があった。本稿ではそれを念頭に論を進めた。

- (12) 金容燮「日帝官学者達の韓国史観」(『思想界』1963年2月号)。李萬烈「日帝官学者達の植民史観」(『読書生活』1976年7月号)。李基白「半島の性格論批判」(『韓国史市民講座』創刊号, 1987年)。姜晋哲「停滞性理論批判」(『韓国史市民講座』創刊号, 1987年)。
- (13) 柳馨遠『磻溪隨録』『隨録補遺』卷之一, 「郡縣制」。『新增東國輿地勝覽』等。
- (14) 安鼎福「為政章」(『臨官政要』所収, 乙酉文化社, 1974年, 273頁)。「職員令第二」(『律令』所収, 岩波書店, 1976年, 192頁)にも類似の規定がある。
- (15) 猪谷善一は六矣廬を「平安京の東西両市に於ける塵制に比較すべき」とする(『朝鮮經濟史』大鎧閣, 昭和3年, 53頁)。
- (16) 文定昌『朝鮮の市場』(156頁)では, 隆熙3年, 849ヶ所。明治44年, 1084ヶ所とする。
- (17) 金正明編『日韓外交資料集成』6上, 23頁。
- (18) 黄遵憲「朝鮮策略」(韓国史料叢書第九『修信使記録』所収, 国史編纂委員会, 160頁)。
- (19) 金正明編『日韓外交資料集成』6上, 22頁。
- (20) 『伊藤公全集第』二, 440頁。
- (21) 「第二, 貨幣ニ関スル事項」『韓国財政整理報告一次』所収二ノ(一)。
- (22) 「第四, 宮中府中ノ混同」『韓国財政整理報告一次』所収四ノ(一)。株式会社第一銀行『韓国貨幣整理報告書』(「第二章, 貨幣整理着手前ノ実況」, 明治42年)15頁。
- (23) 「韓国金融切迫救済ニ関スル意見交換要領」, 秘書類纂『雜纂』所収, 180頁。
- (24) 「第二, 貨幣ニ関スル事項」『韓国財政整理報告一次』所収二ノ(三)。
- (25) 『男爵日賀田種太郎』498頁。
- (26) 「第六, 歳計整理ニ関スル事項」『韓国財政整理報告一次』所収六ノ(二〇)。
- (27) 台湾総督府『台湾統計要覧』大正二年版, 458頁。
- (28) 金正明編『日韓外交資料集成』6上, 426頁, 485頁。同6中, 516頁, 529頁など。
- (29) 『日本外交文書』明治38年, 874頁。
- (30) 金正明編『日韓外交資料集成』6上, 99頁。
- (31) 明治39年3月9日, 伊藤統監が高皇帝に正式謁見した際, 高皇帝から「施政改善ノコト宜シク朕カ政府大臣ト協議を尽サレンコトヲ望ム」とあり, 明治39年3月13日より「韓国施政改善ニ関する協議会」が開催される(『日韓外交資料集成』6上, 124頁)。
- (32) 日賀田種太郎「金融組合の趣旨及使命」(『金融組合論集』所収92-93頁)。
- (33) 「生利」(『擇里志』所収, 乙酉文化社, 1971年, 327頁)。
- (34) 永見七郎『東亜一路井上雅二』(刀江書院, 昭和17年, 354頁)。
- (35) 『朝鮮産業誌』上, (宝文館, 明治43年, 662頁)。
- (36) 「農作物ノ種類」(『韓国誌』所収, ロシア大蔵省, 9頁)。
- (37) 『朝鮮産業誌』上, (宝文館, 明治43年, 403頁)。
- (38) 金正明編『日韓外交資料集成』8, 201頁。
- (39) 『韓国土地農産調査報告』「慶尚道全羅道」287頁。
- (40) 『韓国土地農産調査報告』「京畿道」491頁。
- (41) 『韓国土地農産調査報告』「慶尚道全羅道」442頁。
- (42) 『韓国土地農産調査報告』「慶尚道全羅道」438頁。
- (43) 『韓国土地農産調査報告』「京畿道」303頁。
- (44) 『韓国土地農産調査報告』「慶尚道全羅道」547頁, 452頁。
- (45) 『韓国土地農産調査報告』「京畿道」303頁。
- (46) 『韓国土地農産調査報告』「黃海道」253頁。
- (47) 『韓国土地農産調査報告』「慶尚道全羅道」387頁。

- (48) 『韓国土地農産調査報告』「京畿道忠清道江原道」302 頁。
- (49) 『朝鮮産業誌』下, 73 頁。
- (50) 『日韓外交資料集成』6 上, 461 頁。
- (51) 『韓国農業金融史』10 頁。
- (52) 『朝鮮産業誌』下, 74 頁。
- (53) 『東洋時報』第 101 号, 明治 40 年 2 月, 68 頁。
- (54) 『東洋時報』第 105 号, 明治 40 年 6 月, 105 頁。
- (55) 『東洋時報』第 101 号, 7 頁, 「統監侯伊藤博文」, 明治 40 年 2 月。
- (56) 『朝鮮総督府施政年報』12 頁。
- (57) 『地方金融組合理事会同答申書』明治 45 年 3 月, 4 頁。
- (58) 『朝鮮金融組合史』100 頁。
- (59) 『男爵日賀田種太郎』427 頁。
- (60) 平田東助『産業組合法要義』(明治 32 年刊, 190 頁)。
- (61) 柳田国男『最新産業組合通解』(『定本柳田国男全集』巻 28 所収, 11 頁)。
- (62) 『東洋時報』第 127 号, 明治 42 年 4 月, 9 頁。
- (63) 山根諒『金融組合概論』(朝鮮金融組合協会, 昭和 4 年, 28 頁)。
- (64) 金正明編『日韓外交資料集成』8, 72 頁。
- (65) 『韓国経過報告書』(明治 43 年上半期) 153 頁。
- (66) 『韓国経過報告書』(明治 43 年上半期) 53 頁。
- (67) 『韓国経過報告書』343 頁。
- (68) 東洋協会専門学校卒業生, 大正二年 64 名中 33 名。大正四年 65 名中 40 名。大正五年 50 名中 30 名。
- (69) 『朝鮮金融組合史』422 頁。
- (70) 猪谷善一『朝鮮経済史』(大鑑閣, 昭和 3 年, 96, 97 頁)。
- (71) 『地方金融組合理事会同答申書』大正五年, 497 頁。
- (72) 『地方金融組合理事会同答申書』大正五年, 509 頁。
- (73) 『地方金融組合理事会同答申書』大正二年, 107 頁。
- (74) 『地方金融組合理事会同答申書』明治四十五年, 80 頁。
- (75) 『地方金融組合理事会同答申書』大正五年, 516 頁。
- (76) 『地方金融組合理事会同答申書』大正二年, 234 頁。
- (77) 『地方金融組合理事会同答申書』大正二年, 239 頁。
- (78) 『地方金融組合理事会同答申書』大正四年, 239 頁。
- (79) 『地方金融組合理事会同答申書』大正二年, 240 頁。
- (80) 『地方金融組合理事会同答申書』大正四年, 333 頁。
- (81) 『地方金融組合理事会同答申書』大正二年, 304 頁。
- (82) 『地方金融組合理事会同答申書』大正二年, 248 頁。
- (83) 『地方金融組合理事会同答申書』大正四年, 334 頁。
- (84) 『地方金融組合理事会同答申書』大正四年, 417 頁。
- (85) 『地方金融組合理事会同答申書』大正五年, 398 頁。
- (86) 『地方金融組合理事会同答申書』大正五年, 482 頁。
- (87) 『地方金融組合理事会同答申書』大正五年, 502 頁。

# 旭川市における農業体験型 グリーン・ツーリズムの成果と課題

橋 本 信

## The Study of Farm Experience Programs in the City of Asahikawa

Makoto HASHIMOTO

### はじめに

北海道における農業体験型グリーン・ツーリズムの現状と可能性を明らかにするために、旭川市の取組みに着目した。旭川市は北海道第二の都市であると同時に、北海道有数の農業地帯であり、都市と農村との交流が同一の都市において可能であるという特色をもつ。実際に都市部と農村部との交流の取組みが旭川市においては農業生産サイドから提起され、その取組みが北海道における有力な農業体験型グリーン・ツーリズムの実践へと発展している。本論ではその展開過程の主要な側面を考察する事によって、農業体験型グリーン・ツーリズムの動向から見えてくる今後の展開方向を探ってきたい。

その際に着目するのは、1991年設立の「旭川農業2世紀塾」である。旭川市の農業体験型グリーン・ツーリズムの実践への展開がここから始まっている。起点に「旭川農業2世紀塾」の取組みがあり、そこから旭川市の主要な農業体験の取組みが展開され、その取組みが一過性に終わることなく持続的に展開されている。そして今、これまでの取組みからレベルアップした新たな展開が予想されるようになっている。

筆者は橋本・岡 2009, 橋本・岡 2008, 橋本・岡・岡田 2009などで、余暇滞在型グリーン・ツーリズムという初発の志向が十分に実現されない状況で日本型とも言える農業体験型グリーン・ツーリズムが主流となる動向を考察してきた。農業体験型グリーン・ツーリズムの動向の解明、すなわち現状と可能性の明確化に資することが旭川市の取組みに着目することによって可能となるであろう。

## 1 旭川市における農業体験の取組みの起点

### 1-1 旭川市と農業

旭川市は、1890年に旭川村が置かれて道北の中心として開拓が進められ、1898年には鉄道が開通し、1900年に旭川町に改称され、札幌から第7師団が移駐するなど、産業・経済の基盤が成立し、道北の要として発展してきた。1922年には市制が施行され、1955年から近隣町村との合併が進み、1970年に人口30万人、1983年には人口36万人を超えて北海道では札幌に次ぐ第二の都市となった。2000年には道内初の中核市に移行するとともに、「人が輝く 北の文化のかおる まち」を目指す都市像を掲げ、北北海道の中核都市のみならず、道北・道東地域の商業流通の拠点都市の位置を有している。

この位置は就業者構造を概観するとよく分かる。統計旭川の2010年の国政調査結果によると、15歳以上就業者154,253人を産業大分類別にみると、「I 卸売業、小売業」が29,590人（就業者総数に占める割合19.2%）で最も多く、次いで「P 医療、福祉」の23,708人（同15.4%）、以下、「D 建設業」の14,497人（同9.4%）、「E 製造業」の11,681人（同7.6%）、「R サービス業（他に分類されないもの）」の10,208人（同6.6%）となっており、旭川市ではこれら5産業がそれぞれ1万人を超え、就業者全体の約6割を占めている。続いて「M 宿泊業、飲食サービス業」の9,616人（同6.2%）、「H 運輸業、郵便業」の8,933人（同5.8%）、「S 公務（他に分類されるものを除く）」の8,490人（同5.5%）などが多く、一方、「B 漁業」、「C 鉱業、採石業、砂利採取業」の就業者はごく少数で、「A 農業・林業」は2.7%である。

以上のような就業者データから、卸売・小売業、医療・福祉、各種のサービス業、建設業、製造業などの産業に就業者が多いということが、道北・道東地域の商業流通の拠点都市という役割に規定される旭川市の産業構造をよく示している。

観光分野については、旭山動物園人気も後押ししているが、2010年度データでは北海道全体の観光入込客数が5,127万人に対して旭川市が607万人となっており、全道構成比11.8%を占めている。また、工業分野の製造品出荷額を見ると、食料品製造業が構成比27.5%（478億円）、パルプ・紙・紙加工品製造業が16.7%（290億円）、金属製品製造業が7.8%（136億円）となっており、上位3産業で5割以上を占める。これは第一次産業がその就業者比率が圧倒的に少ないにもかかわらず、素材・原料産業が重要な位置を占めている事を示している。

旭川市とその周辺は石狩川水系に恵まれた肥沃な大地が広がり、北海道でも有数の農業地帯である。旭川市の合併は、1955年神居村・江丹別村、1961年永山町、1963年東

旭川町，1968年神楽町，1971年東鷹栖町，という形で行われてきたが，いずれの町村も合併前は純農村地域である。旭川市はその面積と人口を増大させながら，同時に有数の農業地帯の地歩を築きあげて来たのである。

旭川市の農業を代表するものは稲作である。最近好評の北海道米の品種改良の最大の拠点である上川農業試験場（正式名称は，地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部上川農業試験場）が1994年に比布町に移転するまでの108年間，米の品種改良が旭川市を拠点に営々と行われてきたことは象徴的な事実である。

米の生産実績からみると，旭川市は水稻の収穫量4万500トンと作付面積6,520ha（2011年度データ）で，北海道では収穫量・作付面積ともに岩見沢市に次いで2位，全国では25位前後となっており，全道的にも全国的にも有数の米どころである。

旭川市の農業生産額（2010年農林センサス）をみると，水稻が全体の54%を占め，畜産，野菜，畑作・果樹・花と続く。「平成25年度あさひかわの農業」が，「本市の農業は，豊かな水資源と肥沃な土地，気象条件に恵まれ，稲作を中心に畑作，野菜，果樹及び畜産等幅広く農産物を生産し，我が国の『食料基地・北海道』の農業を支える重要な役割を果たしている」と豪語する基盤を旭川農業は十分に持っているのである（以上のデータと引用は「あさひかわ農業2013」による）。

## 1-2 「旭川農業2世紀塾」の取組み

「旭川農業2世紀塾」（以下，2世紀塾と略記）は，旭川市内の若手農家を中心に農業・農村の活性化を推進する地域リーダーの育成を目的に1991年に設立された。活動は塾生主導で行われ，農業生産に限らないユニークな発想と綿密な企画や多彩な人脈をもとに，塾生が毎月定例会を開き，情報交換や時代に先駆けた農業に対する学習と先駆的なアプローチを考えた活動スタイルを基本とする。

2世紀塾はその取組みの過程で，農村社会の女性の地位向上と意欲を育てる「旭川農村婦人大学」（1993年），年間を通して農業体験を行い，旭川市民に農業を理解してもらおう「旭川市民農業大学」（1995年）や「子ども農業体験塾」（2000年）を生み出してきた。これらの取組みは旭川市民をはじめとする多くの支持を得て，実り豊かな成果をもたらしている。

2007年には廃校利用シンポジウムの開催や旭川市長とのまちづくり対話集会などを行うなど，農村から旭川の豊かな地域づくりを発展させようとする取組みも展開している（旭川市グリーン・ツーリズム情報紙2007年7月号による）。

このような豊かな展開を生み出した2世紀塾とはどのようなものであったのだろうか。発足5年後の1996年11月に発行され，1998年3月に第2刷が発行された『私の農業論・観』をもとに探ってみよう。

第2期幹事が「第一章 旭川農業2世紀塾の歩みを振り返って」で、その発足の仕方を次のように述べている。

「旭川農業2世紀塾は、旭川市農政部の呼びかけで、市内の若手・中堅の農業経営者を集め、正副塾長には当時北大農学部教授の天間征先生と同じく太田原高昭先生にご就任願ひ平成三年十一月に発足した。塾を設立した市役所の思惑は、旭川の農業・農村の活性化を推進する若手リーダーを育成しようとするものであった。旭川農業百年の歴史を踏まえ、次の百年は2世紀塾に集う若手農業者が切り開くとした、この塾のネーミングにもその気持ちがよく表れている。」(『私の農業論・観』9頁)

旭川市役所農政部が当時の旭川市内の各地域農協のバランスを考慮しながら、すでに地域農業の若手・中堅リーダーとして活躍している農業者たちをいわば一本釣りで集めた第1期の塾生は12名であった。1993年第2期塾活動がスタートするときには、塾長が太田原氏に交代し、副塾長に旭川大学に赴任したばかりの佐々木悟氏が就任し、塾生は17名に増えていった。

『私の農業論・観』の「塾生プロフィール」にある、塾生19名(女性6名)、正・副塾長・事務局各1名のプロフィールのなかで塾生の年齢と在住地を見てみると、1996年の時点で50代が3人、40代が11人、20~30代が5人となっており、在住地では東旭川町8名、神楽町4名、神居町・江丹別町・永山町各2名、東鷹栖町1名となっている。当時の地域リーダーとして活躍が最も期待される40~50代が塾生の中心であると共に、活躍の拠点となる地域が旭川市に合併した6つの農村地域と見事に重なっている。

2世紀塾の第1期の活動について、第1期塾長の天間氏は「実に多彩な生きた学習をこなしている」と高く評価し、その活動内容を次のように表現していたという。「農産物流通に疑問があれば、塾生総出で生鮮野菜の即売活動を行い、市内農協の合併問題が起きると、他に先駆けて農協合併問題公開シンポジウムを主催し、農村女性の地位と意識の向上が重要と思えば、全国でも珍しい農村女性を対象とした旭川農村婦人大学を開設する」(『私の農業論・観』9頁)。

このような第1期の活動を踏まえて、2期目の活動の柱は旭川農村婦人大学の充実強化、消費者との交流事業、自前の農業論・農業観の形成、という三つに設定された。

後述するように、第一の柱である旭川農村婦人大学は女性塾生の問題提起から構想が生まれ、1993年3月旭川市の女性担い手対策の柱の一つとして開講したものである。毎月一回2時間の講座は女性たちの真剣さに溢れていた。「女にとって月一回家を出てくると体が戦いだから、二時間の講座は少しもおろそかにできない」(『私の農業論・

観』10頁)からである。

第二の柱である消費者との交流事業は、1995年度から実施された旭川市民農業大学である。実施2年目でこの事業は以下のように取組まれている。

「市民から学生を募り、農の現場に引っ張り込み野良仕事や農産加工、農村生活を体験していただき、農業・農村の全体像をもっと深く知ってもらおうという事業である。平成七年度は学生二十四名五クラス編成、平成八年度は学生四十名の六クラス編成で、月一回一年間に渡る農業講座を実施している。最初の頃は受入塾生の方に遠慮があって、一年間貫徹できるか不安もあったが、学生たちの熱心さには塾生一同本当に驚くものがあった。特に私たちを感動させたのは、一年間の講座が終わる頃、学生たちが『農業・農村を守るために私たち消費者は何をすべきなのか教えて欲しい』と、問われた時である。私たちの試みは全体の動きから見ると実にチツポケなものではあるが、太田原塾長がよくおっしゃっている『都市や消費者がこれからの農業を変える』という言葉の意味を、つくづくと実感した次第である。さて、今年はどうな感動に出会えるであろうか、本当に楽しみである」。(『私の農業論・観』10頁)

第三の柱である、自前の農業論・農業観の形成はその成果が3年がかりで編集・発行した『私の農業論・観』に結実した形で見出される。農業生産者としての行き方＝生き方を明確にすることが自覚されており、それぞれの本音の発表とそれに基づく座談の中で文字通り自前の農業論・農業観の相互形成を成し遂げているのである。

こうした自己形成の事情について、第2期以降20年近く塾長であった太田原氏は『私の農業論・観』の序文で以下のように述べている。

「2世紀塾のメンバーの多くが世代的にはいわゆる『団塊の世代』に属している。この世代はその親たちのような食糧増産、農業近代化、米価引き上げといった昂揚の時代を経験していない。反対に農業後継者としての出発点で減反政策のカウンターパンチを食った苦難の世代である。それだけに水稻単作から複合農業へ、産地形成と地域農業再編、有機農業と消費者との連携という新しい農業のパイオニアであり農業革新の世代であった。また女性の地位向上を核とする農村民主化、生活革新の旗手の世代でもあった。

同じ世代といってもそれぞれのたどってきた道は様々である。農家の長男として真っすぐに歩んできた人、他産業と都市生活の経験をたずさえてUターンしてきた人、新規参入者としてゼロからの挑戦をしてきた人、そして最後の男社会といわ

れる農村で農家の嫁から自立した女性，経営のパートナーとして生きようとする人，ここに登場するのはまさに現代の農業・農村の縮図であり，そこで真剣に現実と対峙する現代農民の人間像であり，それらが織り成す壮大なドラマである」。(『私の農業論・観』序文 2-3 頁)

### 1-3 旭川農業 2 世紀塾の原点

自前の農業論・農業観の形成が旭川農業 2 世紀塾の原点である。この原点から発して多様多彩な取組みが生まれてくるのである。相互形成された農業論・農業観において原点として共有される事とは何であろうか。

それを語り出しているのがこの発言である。「農業は命を生み出す仕事です。それを皆さんが食べて自分の命を保つ。経済効率だけ考えていては、命の重みを伝える事はできません」(「この人とさんでー対談」北海道新聞社旭川支社 2006 年 3 月 26 日)。

農業者の生き方が農業の行き方を創り出し、その生き方＝行き方の現実是多様なのであるが、自前の農業論・農業観の相互形成において、「命を生み出し、命を保ち、命の重みを伝えあう」ということが根底に貫かれている。2 世紀塾はこの原点を離さずに取組み続けていく事によって、後述の豊かな農業体験の取組みを展開することができているのである。

## 2 旭川市における農業体験の取組み

### 2-1 「旭川市民農業大学」の取組み

「旭川市民農業大学」(以下、市民農業大学と略記)の取組みは旭川農業 2 世紀塾の塾生たちによって始められた。市民農業大学は 1995 年から旭川市農政部農政課が事務局を担当し、年度当初に参加者を募集する通年市民公開講座として現在も実施されている。

市民農業大学の構想を考え出したのは、塾生の農業者たちであった。当時の 2 世紀塾の塾長、太田原高昭氏によると、消費者と生産者との本当の交流はどうあるべきか、実際の交流活動の中でどのようにすべきなのかを農業生産者である塾生たちが議論をしあったなかで出てきた考えとは以下のようなものであった。

消費者との交流は机をはさんで話し合っているだけでは、農家は高く売りたい、消費者は安く買いたい、という対立関係を解消しきれないままになってしまう。本当に消費者に分かってもらうには体験型の交流をしなくてはならない。それも一回だけの体験ではなく、春から秋まで毎月来てもらって、田植えから稲刈りなどの収穫、さらに食べるところまで体験してもらい、冬は農産加工とか農政問題の勉強とかで、1 年間毎月農家

に来てもらって一緒に取組むことが大事だ、というのである。

単発的な体験型交流ではなく、1年間に及ぶ定期的な体験型交流という発想は当時としては実に独創的な先駆性に溢れたものであるが、そのような発想は以下のようなものである。

「収穫体験のみの単発的なイベントは、消費者をお客様として迎えるだけで、どちらかといえば農家にとって負担になるということで、これはちょっと違うのではないかということで話しまして、まず農家とともに汗を流してもらおうということで、農家自ら生産現場を開放して、1年間を通じて農家に通ってもらおうことで、農業の楽しさや重要性、現実に直面する様々な問題を理解してもらうことができたと思っております」。(旭川市長と2世紀塾との対話)

旭川市民に向けて、農家が自ら生産現場を開放して、市民と農家が共に汗を流す、協働の取組みが市民農業大学の取組みである。この取組みの考え方はスローフード・インターナショナルが後に掲げる事になった「共生産者 co-producer」の考えに通底するものである。「共生産者」の考えとは以下のようなものである。

「我々は自らを消費者ではなく『共生産者』であると考えます。自分たちの食がどのように生産されるのかという情報をきちんと得ることで、生産する人々を積極的に応援することで、私たちは生産プロセスにおけるパートナーになるからです」。(スローフード・インターナショナル「我々の哲学」[http://www.slowfood.com/about\\_us/jap/01.html](http://www.slowfood.com/about_us/jap/01.html))

2世紀塾が始めた農業体験の取組みは、消費者を単なるお客さんとしての消費者にするのではなく、農業生産者と協働する主体として相互形成する取組みなのである。

このようにスタートした市民農業大学は毎年以下のように案内されている(旭川市民農業大学ホームページ)。

#### ○旭川市民農業大学とは

「旭川市民農業大学」は、農産物の栽培方法を学ぶということだけにとどまらず、我々の命を支える「食糧」やその基盤となる「農業」「農村」の重要性を広く市民に知っていただきたく、市民の皆さんから学生を募り、4~3月の1年間にわたって月1回、農業講座や農産加工実習を実施し、農業者と市民とが一緒になって旭川の農業の在り方を考えていくところです。

## ○目指すもの

農作業体験学習を通じて、旭川の「農業」「農村」を知っていただくとともに、農業者と消費者との交流の中で、農業に関する様々な話題・出来事について語らい、考えていく場となればと思っております。

そして、1年後には学生が地元農産物を愛する「旭川の農業・農村の良き理解者」となってほしいと願うとともに、農作業で一緒に汗を流した「大切な仲間」として末永くおつきあいしたいと思っております。

## ○年間スケジュールと開催場所

講座は、毎月1～2回程度、原則日曜日に開催されます。定例講座は、指導農家ごとの班に分かれて、担当になった農家が学生と相談して日程を決めます。その他の講座は、全農家と学生で集まり、実施します。

2013年度の場合は、年間授業料（教材費と損害保険料を含む）9,000円で、受入農家5戸に対して定員の目安が40名となっている。以下の表2にあるように、受入農家は4

表1 旭川市民農業大学年間スケジュールと開催場所

講座・行事	日時	場所	内容
入学式	3月24日 13:30～15:50	花菜里ランド	1年間の説明と、農家との顔合わせ。
定例講座	4～10月の月1回（農家と相談で決定）	指導農家の農園	指導農家と一緒に農作業。春の畑準備から秋の収穫まで体験します。
バス研修	7/7	市内	市内の農家や施設などの見学ツアー。
食ベマルシェ	マルシェ開催日	未定	農業体験ブースの出展活動。
農村文化講座	11/17	花菜里ランド	農業体験ブースの出展活動。
収穫祭	12/8	花菜里ランド	農家のもとで手掛けた農産物を料理。
農産加工実習	1/19	神楽公民館	自分で育てた大豆を牛乳パックで豆腐に加工。
体験発表会	2/16	花菜里ランド	1年間を振り返り、活動内容を発表します。
修了式	3/30	花菜里ランド	修了式のあとはみんなで懇親会。

（旭川市役所農政部農政課ホームページ「旭川市民農業大学」2013年10月29日  
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nousei/and/andtopnew.html>）

表2 旭川市民農業大学受入クラス数と参加者数

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
クラス数	4	6	14	11	12	10	11	11	13
参加者数	24	39	65	78	80	55	65	72	75
年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	合計
クラス数	11	10	10	11	12	11	9	11	177
参加者数	50	50	50	70	78	88	73	89	1,101

（旭川市役所農政部農政課資料）

戸からスタートし、最大 14 戸となり、参加者数が 24～89 名と推移している事が分かる。参加者に関しては、2011 年度までに延べ参加者 1,100 名を超えているが、リピーター重視が当初からの姿勢である。

1 戸の農家の受入はおよそ 5～9 人であり、平均すると 6 人程度になる。市民と農業者の年間を通じての体験型交流は、農家自身が自分の仕事を見直し、誇りある生き方への自覚をもたらすとともに、参加した市民が農業応援団として成長し、2006 年設立の「旭川アグリガイド・ネット」に結実していった。

「旭川アグリガイド・ネット」は、「農業技術や知識を広く吸収し、それらを発信していくこと等により、これからの旭川農業の発展に寄与することを目的とする、市民と農家が連携したボランティア団体」として設立され、30 代から 70 代までの幅広い世代の 40 名を会員としている。

活動内容は、旭川市農業センター（花菜里ランド）の圃場を利用した栽培実習・農産加工実習をはじめ、収穫祭の開催。食べマルシェ「かかしコンクール」、「Do・遊・農？ 百姓一揆」等へのイベント参加。神楽市民交流センターまつりでの「味噌汁カフェ」出店。市民対象の「食育講座」の開催。農村・農家へのボランティア支援。農業や環境に関する情報の発信などの活動を行っている。年会費 2 千円で、毎年 5 月に定期総会を行い、農業に関心のある方であれば参加 OK という形で会員募集も随時している（以上、旭川アグリガイド・ネットのホームページ）。

このような成果を生み出した旭川市民農業大学の取組みの原点は、当然ではあるが、旭川農業 2 世紀塾の原点と同一である。旭川市民に向けて農家が自ら生産現場を開放して市民と農家が共に汗を流すことは文字通りの協働の取組みとしてその成果をもたらしている。

## 2-2 「旭川農村婦人大学」の取組み

2 世紀塾発足の 2 年後の 1993 年に「旭川農村婦人大学」（以下、農村婦人大学と略記）が女性塾生 2 名の呼びかけで発足した。毎月 12 回の月例会を 24 回重ねて、2 年間で卒業する方式で 20 年間継続された農村婦人大学は、2 年に一回の道外視察旅行も含めて、農村婦人である学生たちの自主的な企画・運営で開催されている。年 2 回有識者からなる運営委員会はあるが、それは学生委員会が自主的に作成したカリキュラムが承認される場となっている。

さらに、2004 年には農村婦人大学の実働部隊として農村婦人大学有志 16 名で「ときめき隊」が結成された。2010 年度の食料・農業・農村白書では「農家のお母さんによる食育活動」の全国を代表する事例として、次のように紹介されている。それによると、北海道旭川市で活動するグループ「ときめき隊」（農家の女性 13 名により構成）は、

地元の食材にこだわった料理づくりという体験を通じて都市に住む人々とふれあい、農村を訪問してもらうこと、つくり手の思いを聞いてもらうことを目的として、公民館等の施設を使って、年5～6回20～40人程度の親子が参加する家庭料理教室や豆腐や漬物といった加工品づくりの体験教室を開催し、参加者の食や地域農業に対する理解を深める、食育の取組を展開している。

全国的にも注目される成果を挙げている旭川農村婦人大学はどのようにして生まれたのであろうか。農村婦人に関わる社会的背景がまずはある。前述の太田原前塾長によると、子どもが中学ころまではPTA活動などで外へ出ていく機会はそれなりにあるが、それを過ぎると公的な用事でない限り農村婦人は農家を出る機会がなくなり、人とのつながりが断たれてしまったような寂しさを感じるようになることが背景にある。このような状況が同世代の多くの農村婦人を旭川農村婦人大学に結集させたのである。具体的な成立経緯については、構想発案者の以下の発言がこれを示している。

「先程2世紀塾の内容の中で自主ゼミ活動の一つとして農村女性のあり方ということで、いろいろと議論した経過があります。その中から農村女性のこれからのあり方というか、地位向上の為にも私達はこれからどうであろうかということ随分議論してきました。そういった議論の中から婦人大学の構想が芽生えたんです。

それは、当時15年前になりますけれども、農村の女性というのは下を見て、地面を見て働いていけばいいというような考え方が自分自身も含めてあったんですけども、2世紀塾に入って一つ感じたことは、私にとって、地域から出て2世紀塾の活動の中に入ると、本当に新しい世界というか、そういうものを感じたんですね。その中で、仲間達と一緒に勉強している中で、女性もこれから社会に対して目を向けなければならない、それから農業を担う一人として勉強しなければならないということ強く感じて、そのことがどんどん自分の中で膨らみました。かといって自分達が具体的に何をするかという部分では思いもつきませんでしたけれども、幸いなことに本州で農村女性たちが非常に活発に活動しているという情報を得まして、先進地事例を学ぼうということで茨城のほうに行きまして、一週間ほどそこで活動している女性たちとお勉強したり、交流したり、それからいろいろな情報をいただいて帰ってきました。帰る途中、これは旭川にも必要だし、旭川でもできるという確信を持って帰ってきたんです。それから周りの人達にこの思いを熱く伝えながら、2世紀塾メンバーにも理解をしていただきながら、その構想を膨らませながら準備を進めてきた経過があります」。(旭川市長と2世紀塾との対話)

そして、農村婦人大学の構想を具現化した実績として特筆されるのは、『あさひかわ

農村に生きる女たち』(2001年),『続あさひかわ農村に生きる女たち』(2003年),『伝えたい食と農』を出版したことである。

農村婦人大学の取組みの具体的内容は旭川市農政部農政課経営支援係が事務局となって作成した旭川農村婦人大学のホームページに詳細に示されている。それによると、旭川農村婦人大学は「市内の農村女性の育成を目的に、農業や生活・文化・一般教養など幅広い分野にわたり、学習や交流事業などを実施する学習機関」と位置づけられ、基本的な体制と活動内容は「2年間を1期課程として、月1回の定例講座を中心に日帰りバス研修や国内外への派遣研修事業、身近な課題を研究する自主ゼミナール活動などの学習活動と、軽スポーツ交流やお茶会などの学生間の交流活動を実施」となっている。

この婦人大学が掲げる5つの目標は、「豊かな暮らしを実現するために」、「農村女性の地位向上と意識改革のために」、「私たちの持つ能力の向上と能力開発のために」、「旭川農業を担う地域リーダー育成のために」と表現されている。

婦人大学の運営は前述したように、「学生委員会による自主的な運営」が基本で、「学生の自主性や主体性を反映させるため、学生委員会を構成して毎月の定例講座や派遣研修事業などの企画から運営まで」行うものである。

こうして、旭川農村婦人大学は、旭川市の産直活動(野菜市や農産物加工製造・販売など)をはじめとする、グリーン・ツーリズムの有力メンバーを輩出するなど、農村女性の自己研修の場であると同時に、多様な活動の発信拠点でもあるという役割を果たしているのである。

旭川農村婦人大学は農村婦人の農村・農家における開放を実現していく事を土台に、「ときめき隊」という実働部隊を創り出すことによって、旭川の市民に向けて、食文化を含めての農家・農村の開放に取り組んでいるということができるのである。

### 2-3 「子ども農業体験塾」の取組み

「子ども農業体験塾」は旭川市民農業大学から5年後の2000(平成12)年に市民農業大学の子ども版としてスタートした。当初は市内在住の小学校5~6年生を対象としていたが、現在は小学校4~6年生へ広げている。

その趣旨は、市内農家ででの農業体験、稲作・野菜・畜産・酪農及びそれに関わる催し、キャンプ・調理実習・農産工芸などを1年間通して行い、子ども達に生命の尊さや農業の大切さを教える食農教育・食育の活動を展開することにある。

体験の内容は大きく3つに分かれる。①農業体験(田植え、稲刈りなどの農作業)、②農村体験(「サマーキャンプ」と呼ばれる、牧場での畜産・酪農などの1泊2日の体験)、③調理・加工体験(「収穫祭」と呼ばれる、地場農産物に対する理解の向上のための調理・加工実習講座)である。

子ども農業体験塾の事務局は旭川市農政部農政課経営支援係であるが、その中心を担うのは旭川農業2世紀塾の主要メンバーである。以下の主要メンバーの発言はこの企画で伝えたいことを示している。

「この農業体験塾を企画したことについて、伝えたいことが大きく分けて四つあります。一つは命の大切さと、自分は他の命によって生かされていることを知ること。『いただきます』の本当の意味を伝える。二つに将来の農業理解者を育てる。是非これは後継者になってほしいという、そういう気持ちがあります。三つに団体における規律・節度を養う。現代でマイナスとされている事をあえてやらせる。例えば、刃物や火を使う、川遊びなどの体験をする。これは、主に収穫祭の時に、自分達が今まで育てたものを調理して食べるのですけれども、まずご飯を炊く、それも薪ストーブに火をつける、そこに釜を置いてご飯を炊くのですけれども、その火のつけ方とか、薪の割り方も、もちろん知らないわけです。実際にご飯を食べるといのは、昔はこうしていたんだよと伝えていくことと、それから、火加減とか水加減とか、ただスイッチを入れたらできるというものではないという、そういうことを教えているんですね。それで、食材も自分達で包丁を使って調理していく、そうしてできたものというのは子ども達もすっかり食べるんです。普段だと嫌いと思われるような食材でもどんどん食べるし、それから女の子なんかでもおにぎりを作ったら3つくらい自分のお皿に持ってきてペロッと食べちゃうんです。それだけ自分達で調理して食べるということが、ものすごく子ども達にとっては本当に印象の強いものだと思うんです。

四つ目は、今の親に対して、体験塾の子どもを通して親に食育を伝えるという意味合いも私達は含めています。一昨年からですけれども、受入指導農家である2世紀塾塾生もだんだん高齢化してきて、子ども農業体験塾の小学生は孫の世代になりました。そこで両者の関わりを更にスムーズにする目的から大学生が参加する取組を始めました。

2世紀塾の例会から旭川市民農業大学ができ、子ども農業体験塾が生まれて、更には近い将来社会を担う大学生に食と命の現場を理解してもらうことを目的の一つとした取組は、非常に大切なことだと認識しております」。(旭川市長と2世紀塾との対話)

この取り組みの成果は、受入農家の代表格である古屋農園が2005年度食育コンクールで「農業体験型食農教育」として「農林水産省消費・安全局長賞」を受賞したことに示されている。また、2009年度の「教育ファームネット事例集」にも紹介され、全国

的に注目されている事がわかる。

この紹介によると、「子ども農業体験塾」を担うのは「旭川農業2世紀塾」の農村リーダーたちで、「みんなのなかから出てきたテーマを掘り下げて実行へ移す」をモットーに収穫祭や直売会などのイベント活動をはじめ、農村婦人大学や旭川市民農業大学の設立といった取組みを通じて、生産者の意欲向上や消費者交流活動を進めてきたが、さらに「私たちの生産活動の現場に直接来てもらうことで、どういった場所で、どのような機械を使って、どういう人たちが作物をつくっているか、子どもたちに知ってもらいたいという思い」から設立した。体験は、「受入農家が普段行っている営農活動の一部と一緒に体験する、ユニークな仕掛けが特徴」で、「少人数ならではの深い交流、実践的な体験」ができ、これまでに卒業した子どもたちは200名以上である。卒業後も農家との交流を続ける子も少なくないという。

現在、子ども農業体験塾の運営については、当初の2世紀塾中心の運営ではなく、旭川大学教員、2世紀塾生農家、受入農家、北海道教育大学旭川校、同大学付属小学校の教職員、JICA職員、市農政部など多岐に渡るメンバーで運営委員会を構成している。

この点に着目して、古屋2011では以下のような指摘がなされている。

「運営委員会が様々な立場の専門家集団からなる点で、旭川市にとって、農業がいかに重要な産業であり身近な教育資源であるか、ということは想像に難くない。

子ども農業体験塾で注目すべき点は、その活動に『現役の教育大学生がスタッフ』として参加している点である。これは、教育大学旭川校の教育のなかでの『食育プログラム』であり、教師としての実践体験のひとつとして位置づけられている。社会活動に対する教育の一環として学生は参加しており、大学生が子どもたちと共に農家の庭へ足を運び、ともに体験し体感することで、地域の基幹産業である『農業』を知ることができる」。(古屋2011, 5頁)

また、古屋2011によると、子ども農業体験塾の成果が良く示されている内容は、次のようである。子どもの反応としては、お米が前よりもおいしく感じ、野菜を積極的に食べるように気をつけるようになっただけではなく、植物や動物を大切にしようと思うようになり、うちの手伝いをするようになった、ということである。保護者の反応としては、「もったいない精神」が芽生え、食べ残しがなくなり、自分の身の回りのことを自分でするようになったり、協調性を持ち相手の気持ちを考えながら行動するようになった、ということである。

こうした子ども農業体験塾の体験の成果を古屋2011では以下のように述べている。

表3 子ども農業体験塾のクラス数と参加者数

年度	クラス数	参加者数	1クラス平均人数
2000	2	19	9.5
2001	3	16	5.3
2002	5	15	3
2003	4	23	5.75
2004	5	14	2.8
2005	5	26	5.2
2006	5	27	5.4
2007	6	28	4.7
2008	6	28	4.7
2009	4	24	6
2010	3	31	10.3
2011	4	19	4.75
合計	52	270	5.2

(旭川市役所農政部農政課資料)

「ここで注目すべき点は、子どもたちが『知った』ことに加えて『感じた』ということである。身近にあるはずの農村が、初めて『身近なものになった』のである。目にすることはあっても、興味・関心がなければ知ろうとはならない。しかし、旭川市のGT活動を体験した子供たち、そして大人たちも農業を知ることが出来たのである」。(古屋 2011, 6 頁)

旭川市民農業大学は市民と農業者との体験型交流が親戚付き合いをつくり出すと言われるのに対して、子ども農業体験塾の経験は子どもたちに身近なふるさとの実感をもたらしていると思われる。子ども農業体験塾は、子どもをはじめとして親と大学生たちに対して、生活文化を含めての農家・農村の開放に取り組んでいるということができるのである。

### 3 農業体験型グリーン・ツーリズムの課題と展望

#### 3-1 旭川市における農業体験型グリーン・ツーリズムの現状と可能性

2世紀塾を起点とする、旭川市民農業大学、旭川農村婦人大学、子ども農業体験塾の取組みを基盤として、様々な取組みと拡がりが出てきている。

「グリーン・ツーリズム施設紹介 MAP」は2003年から発行され、旭川市内のグリーン・ツーリズム関連施設のマップに各施設の営業内容やおすすめ情報などを掲載したパ

表4 都市農村交流人口の推移

年 度	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人 数	409,080	383,323	396,870	391,917	386,424	433,077

\* 都市農村交流人口とは農業関連施設や直売所の入り込み者数、農業体験の受入者数の合計（「あさひかわ農業2013」91頁）

ンフレットとして無料で提供されている。それに続いて、この施設紹介MAPを補強する形で、グリーン・ツーリズム情報紙「きてみて☆農村life」が2007年から発行され、旬の情報と重要な取組み紹介とがなされ、読みごたえのあるものとなっている。旭川市内でグリーン・ツーリズムの取組みを行なっている施設や取組み、各施設でのイベントやもぎとり体験、直売情報などを紹介する情報紙という形態で、年3～4回発行されている。これらの施設紹介MAPと情報紙を効果的に集約する形で「農村探検隊バスツアー」の開催が2009年から毎年行われている。これは市民を対象に上記施設紹介MAPに掲載しているグリーン・ツーリズム施設を巡り、野菜・加工品等の直売やもぎとり体験を行うバスツアーである。

このような多様な取組みを通して、表4に示されているように、いわゆる都市農村交流人口は旭川市の人口規模を上回る高水準に保たれているのである。

旭川市においては、2003年から開始された「都市農村交流推進事業」が2010年に「グリーン・ツーリズム推進事業」に名称変更され、その中心的担い手組織としての「グリーン・ツーリズム推進会議」は2世紀塾生を中心に2005年に結成されている。農業体験を基軸にしたグリーン・ツーリズムの取組み、農業体験型グリーン・ツーリズムがこのように定着しているのである。

「あさひかわの農業2013」に掲載されている2013年度の「グリーン・ツーリズム推進事業」概要（同書93頁）も見ること、旭川市における農業体験型グリーン・ツーリズムの現状と可能性について考察していこう。

2013年度の計画は「都市と農村の交流を通じて、都市住民の農業・農村に対する理解促進を図る」ために、「グリーン・ツーリズム関連ビジネスを育成・支援し、農村地域の活性化と農業経営の多角化による農業所得の向上を図る」ことを狙いとしている。

2013年度の推進事業として、第一に「グリーン・ツーリズム推進事業」があり、これは「農業者が取り組む都市・農村交流施設の整備計画に係る相談窓口を設け、農業経営の多角化を支援」し、「グリーン・ツーリズムに関する協議・検討の場を設け、農業者間・地域間ネットワークを構築する」事業である。第二は「グリーン・ツーリズム資金融資事業」であり、第三は「農家民泊推進事業」で、「農家民泊受入体制整備に係る農業者への各種支援を行うとともに、修学旅行等教育旅行の受入を推進する事業」である。第四は「市民農業ふれあい事業」で、「旭川市民農業大学」と「子ども農業体験塾」

がこの事業に括られている（「あさひかわの農業 2013」93 頁）。

農業体験型グリーン・ツーリズムの特徴は「農村の開放」を「農家の開放」によって実現していく取組みにある。旭川市における農村地域のリーダーである 2 世紀塾生が旭川市民対象に自らの生産現場を開放して、市民と農家が共に汗を流す、協働の取組みとして実現させたものが旭川市民農業大学の取組みである。

旭川農村婦人大学の取組みは「内なる農村の開放」・「内なる農家の開放」と呼ぶことができる。農村婦人が自らの農村・農家において解放されることを実現する場が旭川農村婦人大学であり、この取組みは「内なるもの」に終始するのではなく、「ときめき隊」という実働部隊を創り出すことを通して、旭川の婦人・市民に向けて、食文化を含めての農家・農村の開放に取り組んでいるといえることができる。

子ども農業体験塾は、子どもを焦点としながら、その保護者である親や未来の教師である大学生たちに対して、生活文化を含めての農家・農村の開放に取り組んでいるのである。

これらの取組みが基盤となって、農業体験型グリーン・ツーリズムが旭川市全体に波及し、普及したのである。そして今、新たな展開が始まり、これまで旭川市民を対象としてきた取組みが市外・道外に本格的に向けられる体制が構築されようとしている。

それが上記「グリーン・ツーリズム推進事業」にある農家民泊推進事業である。つまり、2009 年度から「農家民泊補助金」を出し、農家民泊としての規制緩和を受けて旅館業許可を取得した農業者に対し旅館業許可申請手数料と同額の 19,100 円を補助金として支出し、さらに 2010 年度からは「食の提供農家民泊補助金」として、食の提供農家民泊としての規制緩和を受けて飲食店営業許可を取得した農業者に対し、飲食店営業許可申請手数料と同額の 17,600 円を補助金として支出している。表 5 にあるように、農家民泊数が 39 軒となり、2008 年度から 13 倍になったのはこの事業の成果にほかならない。

農家民泊推進事業は旭川市民をターゲットにするというよりは、旭川市外をターゲットとした取組みであり、とりわけ「修学旅行等教育旅行の受入」を推進することが主眼となっている。

この新たな展開は体験型交流から農家民泊事業へとシフトしていくというのではなく、体験型交流の実績を基盤にして、今までの受入農家が開業するという展開である。表 5 の地区別が 2 世紀塾生の在住地域とそのまま重なっているように、2 世紀塾生を中心メンバーとした農家民泊開業なのである。表 6 にある修学旅行農家民泊実績を持つ農家もほとんどが体験型交流の実績のあるところである。

2 世紀塾を起点とした旭川市の農業体験の取組みは、旭川市内全域に農業体験型グリーン・ツーリズムを普及させるとともに、十分な受入基盤をもって、全国的全道的な基本

表5 農家民泊旅館業許可取得件数

年 度	2008	2009	2010	2011	2012	地区別計
神居古譚	0	5	0	0	2	7
江 丹 別	0	4	0	0	0	4
永 山	0	5	0	0	0	5
東 旭 川	0	11	1	0	0	12
西 神 楽	0	1	2	0	0	3
東 鷹 栖	3	4	0	0	0	7
神 居	0	0	0	1	0	1
総 数	3	30	3	1	2	39

(「あさひかわ農業 2013」92 頁)

表6 修学旅行農家民泊実績

年 度	2008	2009	2010	2011	2012	計
校 数	1	12	12	17	17	59
人 数	10	410	326	437	384	1,567

(「あさひかわ農業 2013」92 頁)

動向である修学旅行生の農業体験・農家民泊の取組みへと展開しているのである。

### 3-2 旭川市における農業体験型グリーン・ツーリズムの課題と展望

前述の旭川市における農業体験型グリーン・ツーリズムの現状と成果に照らして、いくつかの課題が指摘されなければならないが、その課題は今後の展望と密接に関わるものである。

第一は、受入農家の拡大という事である。旭川市民農業大学や子ども農業体験塾の実施にあたって、受入農家数の制約を募集定員が受けているという問題がある。年間を通して受け入れることの困難さが受入農家拡大の制約になっている。この状況を改善するためにアグリガイド・ネットや大学生たちのサポートが行われているが、本体の受入農家自体の拡大が本質的な解決策であることにはかわりがない。離農による規模拡大が否応なしに進行せざるを得ない農村の状況において、年間を通しての濃密な体験型交流に積極的に取組む農家が増加することはそう簡単ことではない。

他方で、2011 年度に旭川市グリーン・ツーリズム推進会議が発行した「あさひかわ農村探検隊 4 ASAHIKAWA RURAL MAP」には多種多様な 70 の体験場所が紹介されているが、こうした面的ネットワークの活用が様々な形での農業体験への入り口となると考えられる。

受入農家の拡大という問題は、多様な受け入れの仕方や様々な形での農業体験を考慮

する事によって、単なる量的拡大の問題として捉えるのではなく、質的に多様な受入の仕方、多種多様な農業体験を想定する事で拡大を図ることができると考えられる。

それは農家民泊推進事業においても同様である。農家民宿の規制緩和以前にすでにファームインとして開業した農家を含めて、修学旅行用の受皿としてのみ事業推進を図るのではなく、多様な農家民泊を想定する事で農家民宿開業拡大に取り組むことが重要であろう。

第二は、多様な取組みの総合的な連携体制の問題である。旭川市における農業体験型グリーン・ツーリズムの発展は地域の受皿として総合的な体制を求めている。行政のワンストップ窓口が必要とされるのは今や当然であり、農家民宿開業では農地法、都市計画、保健所、消防法等の行政担当部局が縦割りで対応してはスムーズに進まない。行政が事務局を務めるのがグリーン・ツーリズムの取組みではきわめて多く見られるが、「そらち DE い〜ね」のように民間企業が事務局を引き受けている事例もあるように、行政が黒子役に徹して、民間企業が事務局役を果たす仕組みづくりが求められている。地域の受け皿が総合的な連携体制として整備される事が重要であり、言い換えると、産官学連携と農商工観連携を常に視野においた取組み方が重要となる。

第三は、日本のグリーン・ツーリズム、とりわけ農業体験型グリーン・ツーリズムの取組みにおいて常に浮上する問題、ビジネス化の問題である。

2世紀塾が旭川市民農業大学を企画したきっかけはビジネス化問題と複雑に絡んでいる。2世紀塾生たちが生鮮野菜の即売会を開催したとき、「塾生は品物のこだわりについて語り、消費者は価格の安さに注意が向くというすれ違いに終わった」（『農業論・観』10頁）という経験が農家と市民の年間を通しての体験型交流という旭川市民農業大学の企画を生み出したのである。この経験こそが今も塾生の胸に刻み込まれている、旭川市における農業体験型グリーン・ツーリズムの原体験である。この原体験を集約的に表現している発言を再度引く。

「行政は『農家に一定の経済効果』というけれど、ビジネスとしてやるなら農村に来る人はお客さまになってしまう。農業が元気になるには、消費者を応援団、つまり味方につけなければいけないと僕らは思っているんです。農業は命を生み出す仕事です。それを皆さんが食べて自分の命を保つ。経済効率だけ考えていては、命の重みを伝えることはできません」。（「この人とさんで一対談」北海道新聞社旭川支社 2006年3月26日）

「食べ物は命であり、作物の芽が出て、農作物が農産物となり、食材が調理で食べ物となる、命のつながりを実感することは農業の生産現場でしか体験できない」（拓殖大学北海道短期大学環境農学科「第45回農業セミナー」パネリストの2世紀塾生の発言

要旨) という取組みの成否が経済効果や経済効率で測られることはできない。

ビジネス化が成功の全てであるという価値観や経済優先の論理に対抗して、2世紀塾が起点となった農業体験型グリーン・ツーリズムが取組まれている。修学旅行の農業体験・農家民泊が単なる旅行商品、一過性の商品になってしまうことに2世紀塾メンバーは強い警戒心を持っている。だからといって、この対抗的志向はビジネス化や経済活動の全てを否定しているのではなく、取組みの全てがビジネス化や経済活動に還元され、矮小化されてしまうことを否定しているのである。「命のつながりを実感する」取組みが基本的に確保される活動がビジネス化し、一定の経済効果をもたらす事自体を否定しているわけではない。医療や福祉に悪徳ビジネスが存在するからといって、医療・福祉がビジネスとして成立し、経済活動として営まれていることに誰も反対しないのと同様に捉えられているのである。

### 3-3 農業体験型グリーン・ツーリズムの課題と展望

旭川市の取組みで見てきたように、農業体験型グリーン・ツーリズムは農家の生産現場を開放して、消費者が農家と一緒に汗を流す、体験型交流の取組みであり、ある種の協働の取組みとして実現するものである。この取組みは多様な展開形態を示しながら、農的なライフスタイルを求める現代社会の動向に照応して、今後も日本型グリーン・ツーリズムの有力な動向であり続けるであろう。有力な動向であるがゆえに、商品化やビジネス化の論理に絡め取られる可能性を秘めているとも言えるであろう。しかし、農業体験型グリーン・ツーリズムの本質は「命のつながりの生産現場での体験」であり、商品化やビジネス化の論理がその本質喪失の現象を生み出すと、取組みの価値喪失となるのは明らかであろう。

旭川市の取組みで言及したように、農業体験型グリーン・ツーリズムは農商工観連携・産官学連携・農村地域の面的ネットワーク化を求めているが、このような連携とネットワーク化は地域挙げての課題にほかならない。農業体験型グリーン・ツーリズムは今や地域づくりの重要な一環として取組まなければならない段階に至っているのである。

農業の6次産業化ということが言われているが、体験型交流活動を基盤とした農業の6次産業化という方向性が農業体験型グリーン・ツーリズムの展望として示される。

## おわりに

北海道における農業体験型グリーン・ツーリズムの現状と可能性を明らかにするために、旭川市の2世紀塾を基点とする農業体験の取組みに着目し、その展開過程の主要な側面を考察する事によって、農業体験型グリーン・ツーリズムの動向から見えてくる今

後の展開方向を探ってきた。農業体験型グリーン・ツーリズムは、今や地域づくりの重要な一環として取組まれなければならない段階に至っているという動向把握からして、体験型交流活動を基盤とした農業の6次産業化という展開方向が展望として示された。このような展望の現実的可能性については、旭川市の6次産業化の取り組みの現状の調査研究が今後必要となる。

農業体験型グリーン・ツーリズムが地域づくりの重要な一環として、その体験型交流活動という基盤から農業の6次産業化へ展開していくためには、農商工観連携・産官学連携・農村地域の面的ネットワーク化の方向への三者一体の取組み方が必要となるであろう。このような総合的な地域連携のあり方については、このテーマに即した調査研究が必要とされる。

以上が今後の課題であることを銘記し、稿を閉じたい。

#### 文献資料

##### 文献

- 1 橋本・岡 2009：橋本信・岡健吾「現代社会における農業・農村体験の意義」(社会文化学会誌『社会文化研究』第11号, 2009年3月) 127-142頁
- 2 橋本・岡 2008：橋本信・岡健吾「農村地域における農業・農村体験の意義」(拓殖大学論集271『人文・自然・人間科学研究』第20号, 2008年10月) 116-128頁
- 3 橋本・岡・岡田 2009：橋本信・岡健吾・岡田佳菜子「日本のグリーン・ツーリズムにおける農業・農村体験の意義」(殖大学論集272『人文・自然・人間科学研究』第21号, 2009年3月) 71-88頁
- 4 古屋 2011：古屋新「旭川市型グリーン・ツーリズムとその意義——『35万都市』における農村と社会のつながり」(拓殖大学北海道短期大学環境農学科2011年度橋本ゼミナール卒業論文集) 2-10頁
- 5 『私の農業論・観』：旭川農業2世紀塾発行『私の農業論・観』(1996年11月25日発行, 1998年3月15日第2刷発行)

##### 資料

- 6 旭川市長と2世紀塾との対話：旭川市役所市長室：対話の記録〈第5回「第5回まちづくり対話集会对話の記録(まとめ)」(平成19年3月27日東旭川公民館で開催された旭川市長と旭川農業2世紀塾の対話の記録, 出席者は旭川市長西川将人氏, 旭川農業2世紀塾は佐々木悟氏, 浅野晃彦氏, 荒川美恵子氏, 荒川信基氏, 小川則正氏, 西島八重子氏, 古屋勝氏, 古屋良子氏, 山川八重子氏, 山田とみ氏, 吉岡京氏)
- 7 太田原氏聞き取りから：2012年4月17日札幌で行われた筆者の太田原氏へのインタビュー
- 8 浅野氏聞き取りから：2012年12月8-9日浅野晃彦氏宅で行われた筆者のインタビュー
- 9 山川氏聞き取りから：2013年2月22日山川八重子氏宅で行われた筆者のインタビュー
- 10 統計旭川：旭川市総務部総務課総務係編集『統計旭川 第50号』(2013年3月)
- 11 「あさひかわ農業2013」：旭川市役所農政部農政課発行『あさひかわの農業 平成25年度』(2013年9月)
- 12 2010年度の食料・農業・農村白書：平成22年度食料・農業・農村白書 第1部 食料・農

業・農村の動向 第1章 食料の安定供給の確保に向けて 第2節 健全な食生活に向けた取組

- [http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\\_maff/h22\\_h/trend/part1/chap1/c2\\_02\\_04.html](http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h22_h/trend/part1/chap1/c2_02_04.html)
- 13 教育ファームネット事例集：「教育ファーム推進事業」事務局発行「教育ファーム事例集」（2009年3月）
- 14 旭川市役所農政部農政課ホームページ  
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nousei/index.htm>
- 15 旭川市グリーン・ツーリズムホームページ（旭川市農政部農政課農政係）  
[http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nousei/gurituri/01\\_gurituri.html](http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nousei/gurituri/01_gurituri.html)
- 16 旭川市民農業大学ホームページ（旭川市農政部農政課）  
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nousei/and/andtopnew.html>
- 17 旭川農村婦人大学ホームページ（旭川市農政部農政課経営支援係）  
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nousei/fujindaigaku/fuzindaigakutop.html>
- 18 旭川子ども農業体験塾ホームページ（旭川市農政部農政課内子ども農業体験塾事務局）  
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nousei/kodomojyuku/top/kodomozyukutop.html>
- 19 旭川市グリーン・ツーリズム情報紙「きてみて☆農村 life」のページ  
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nousei/gurituri/kite/08%20kitemite.htm>
- 20 「あさひかわ農村探検隊4 A ASAHIKAWA RURAL MAP」  
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nousei/gurituri/tanken/tanken.htm>
- 21 「この人とさんでー対談」（北海道新聞旭川支社 2006年3月26日）  
[http://asahikawa.hokkaido-np.co.jp/sunday\\_taidan/20060326.html](http://asahikawa.hokkaido-np.co.jp/sunday_taidan/20060326.html)
- 22 スローフード・インターナショナル「我々の哲学」  
[http://www.slowfood.com/about\\_us/jap/01.html](http://www.slowfood.com/about_us/jap/01.html)
- 23 旭川アグリガイド・ネットのホームページ  
<http://genki365.net/gnka07/mypage/index.php?gid=G0000073>

# 「創作ミュージカル活動」における 学生の学習過程に関する研究：

「拓大ミュージカル感想文」の学年縦断的分析

保坂和貴

A Comparative Analysis  
of the Learning Process of College Students:  
“The Creative Musical Activity”

Kazutaka HOSAKA

## 1 はじめに

拓殖大学北海道短期大学の「創作ミュージカル活動」（以下、拓大ミュージカルと表記）を通して学生は何を学び、どのように発達するのだろうか。保坂（2012）では、学習論における正統的周辺参加論（Lave & Wenger, 1993）の枠組みから、拓大ミュージカル参加学生の学びの過程について検討した。

正統的周辺参加（Legitimate Peripheral Participation；LPP と表記）論とは、学びをある社会的実践が営まれている実践共同体（例えば、学校、職場、など）への参加として捉えることによって、学び手の知識や技能がどのような人や人工物（artifacts）との関係性のなかで獲得され発揮しているのか、またそれらの知識や技能にアクセスが可能／不可能になった関係性のなかで自己理解のあり方・位置づけ方がどのように変化したのかを総合的に捉えようとする理論的枠組みである。

LPP 論の枠組みに基づいて、第 28 回拓大ミュージカル『ふたつの空』への参加学生の感想文を分析したところ、学生の学びの過程の共通特徴として「ネガティブな感情体験を媒介とした自己変容」という参加の軌道（trajectory）が見出された。拓大ミュージカルでは、公演までの事務作業を扱う「事務局」、舞台を制作する「舞台美術」、演技をする「キャスト」など、分業体制で活動が進められるが、参加学生はそれぞれの部署の作業に携わるなかで、あるいはそこで共同する人々のあいだで多様な困難や葛藤に出

会う。それらのネガティブな感情を引き起こす出来事を経験しながらも仲間の支えによって乗り越えていくという参加の軌道が見出された。つまり、困難や葛藤の乗り越えを支えてくれた仲間との関係のなかで自己を位置づける（自己理解）に至っていた。以上が拓大ミュージカルの参加学生の学び＝参加の共通特徴であることを論じた。

しかし、保坂（2012）では、拓大ミュージカルに参加する学生一人ひとりの学びの質については十分に検討することが出来なかった。例えば、活動を進めていく上で葛藤や不安がどのような仕事や人間関係から生じてくるのか、それらはどのように乗り越えられたのか、あるいは葛藤や不安を乗り越えることによってどのような自己変容が生じているのかなど、参加学生が共同して作業を進めていくなかで生じた事柄を十分に分析・検討することが出来なかった。とりわけ、ミュージカルの作業に取り組んでいく参加＝学びの過程における学生間のインタラクションの内実については検討しきれなかった。

そこで、本研究では、拓大ミュージカル参加学生間のインタラクションに焦点を当て、どのような人間関係およびどのようなやりとりから「ネガティブな感情体験」が生じし、またどのようなインタラクションを通してそれを乗り越え、拓大ミュージカルの一員としての自己理解が形成されていくのかについて検討することにする。

## 2 理論的枠組み：「発達の最近接領域」論とその拡張

拓大ミュージカルの参加学生の2年にわたる学びの過程を検討するにあたり、本研究では、近年さまざまに拡張が試みられている Vygotsky の「発達の最近接領域 (Zone of Proximal Development ; 以下, ZPD と表記)」論を補助線として分析を行なうことにする。ZPD 論とはロシアの心理学者 Vygotsky がその晩年に提出した概念である。多くの研究者がすでに指摘している（例えば、岡花・多田・浅川・杉村：2009）が、ZPD は晩年に提出した概念であるため、その概念が示す意味内容には曖昧さと、しかしそれゆえの拡張の方向性が含まれている。そこで、Vygotsky の ZPD 概念及びその後の拡張の方向性をまとめ、本研究での分析の理論的枠組みとして取り上げる理由について論じることにする。

ZPD という概念は、「自主的に解決されうる課題によって規定される現下の発達水準」と「大人の指導のもとで、あるいはより有能な仲間との共同において子どもに解決される課題によって規定される子どもの可能な水準」との間の領域として理解されている（例えば、朴：2003）。とりわけ、わが国では Vygotsky の著書『思考と言語』が1962年に翻訳され、主に教育学の分野で ZPD 概念が受容されてきた。そこでは、どのような教育的働きかけによって、子どもを「現下の発達水準」から「明日の発達水準」へと先導することができるのかという議論がなされてきた。一方、欧米では、1978年

『Mind in Society』が発刊され、認知革命の流れの中で、主に外的支援（scaffolding）や協同（cooperative）学習を支える理論枠組みとして ZPD が取り上げられてきた。

さて、近年の ZPD 理論の拡張に関する議論は、2つの方向性にまとめることができる。1つは、学校に代表される教育的制度・システムの文脈を越えて、社会的実践や集合的活動の中で生成されてくる ZPD に着目したものである。教授学習は明示的なカリキュラムのある公的な教育の場のみで営まれているのではない。家庭であったり、仕事であったり、日常的な社会的実践や活動の場面では公式的にも、また非公式的にも何らかの教授が行なわれ（あるいは教授が行なわれなくても）、人々は何かを学んでいく。例えば、Lave & Wenger (1993) の LPP 論では、社会的実践に参加を深めていく過程を学習と捉えるため、学びは単なる個人的な営みとしてではなく、その実践が行なわれる共同体との関連のなかで検討される。すなわち、どのような特徴を持った共同体のなかでの社会的実践が人々を「現下の発達水準」から「明日の発達水準」へと導いているのかが議論される（例えば、教育システムが存在しないなかで、いかに仕立て屋が仕立て技術を学んでいくか、など）。それゆえ、Lave & Wenger の LPP 論のなかで ZPD 論は社会的実践を通して生成される「ゾーン」（「現下の発達水準」と「明日の発達水準」の間の領域）として拡張されることになる。また、Engeström (1999) も「発達の最近接領域とは、個人の現在の日常的行為と、社会的活動の歴史的に新しい形態-それは日常的な行為のなかに潜在的に埋め込まれているダブル・バインドの解決として集団的に生成されうる-とのあいだの距離である」（邦訳、p.211）と再定義している。「明日の発達水準」を個人の姿ではなく、新しい形態の活動とすることによって、社会や集団における活動の変革を捉えようとしている。一方、Holzman (2009) は ZPD を物理的な空間でもなければ、社会的な足場作り（scaffolding）の場でもなく、協同的な活動を含んだ場であると指摘する。とくに「発達を導く学習（learning - leading - development）」は、その場において集合的に創造されるとともに、それらの発達を導く学習が共同活動の場を創り出すという弁証法的な関係にあるという。このように、ZPD はどのような教授をすれば、どのような学習が起きるのか（「現下の水準」から「明日の水準」へと導くことができるのか）という教育的な文脈を越えて、広く社会や集団の日常的な実践・活動のなかで学び手がどのように「明日の発達水準」を感じ、どのように「現下の発達水準」を越え出て変化していくのかを検討する理論的枠組みとして拡張されている。

2つ目の拡張の方向は、ZPD の「ゾーン」の内実を明らかにしようとするものである。この潮流にあるのは、Valsiner (1997) や Wertsch (1998)、佐藤 (2002) などである。「子どもと大人、あるいはより有能な子どもとの共同が ZPD を創造する」と言うとき、すべてのインタラクションが子どもを「現在の発達水準」から「明日の発達水

準」に引き上げるとは限らない。どのような質のインタラクションか、「ゾーン」において何が起きているのか、を検討することが必要となる。Valsiner (1998) は Zone of Free Movement (以下, ZFM と表記) と Zone of Promoted Action (以下, ZPA と表記) という概念によって ZPD の補強を試みている。子どもには、自分で自由に動ける範囲 (ZFM) と、道具や大人の助けによって可能となる行為 (ZPA) があり、自由な行為の範囲が限定され道具や大人に方向付けられて「明日の発達水準」へと発達していくという。Valsiner (1998) はそのことを、子どものスプーンを用いた食行為の発達を検討しながら示している。一方、Wertsch (1998) や佐藤 (2002) は相互に異質な者同士のインタラクション、すなわち「他者」とのインタラクションに焦点をあてて「ゾーン」の内実を明らかにしようとする。Wertsch (1998) によれば、有能な者や大人から一方向的な教授からではなく、非対称的なインタラクションによって様々な知識や道具は自らのものになっていくという。そのことを「専有 (appropriation)」という用語によって概念化している。そもそも、何らかの課題についてお互いの相互理解が成立している相互行為からは新たな理解は生み出されない。課題に関するお互いの意見や思いの食い違いがあるからこそ、相互を理解しようとする営みは駆動する。この2者間の非対称性が相互のやりとりを生むのであり、そのなかで個人レベルでの変化が生じるといふ。2者間での対立や衝突といった非対称的なインタラクションが、個人レベルの知識や技能を洗練させていくという考え方が、もう1つの ZPD の拡張の方向性である。

以上、本節では、ZPD の拡張として、社会的実践や集合的活動のなかで生成される「ゾーン」(「現下の発達水準」と「明日の発達水準」の間の領域) と、対立や葛藤といった非対称的なインタラクションから生成される「ゾーン」という2つの方向性があることを見てきた。この点は、集合的活動としての拓大ミュージカルの活動、およびそこで展開しているインタラクションの質を捉える上で有益なものであると考えられる。学生のミュージカル活動への参加を分析する際に、そこで取り結ぶ人間関係で起きていること、そこでの共同作業で起きていることを分析する際の視座になるものである。「ネガティブな感情体験を介した自己変容」の内実を学生間のインタラクションや共同作業から明らかにしようとする本研究では、拡張された ZPD の議論は有益な視座になると考えられる。

### 3 方法

#### (1) 研究の対象

拓大ミュージカルへの参加学生の学びの質である「ネガティブな感情体験を介した自己変容」の内実について検討するにあたり、本研究では第28回拓大ミュージカル『ふ

たつの空』、および第 29 回拓大ミュージカル『いつまでも忘れないから』への参加学生の 2 年にわたる「拓大ミュージカル感想文」を分析の対象とする。ミュージカル感想文は、両年とも公演最終日の翌日に作成したものであり、学生のさまざまな体験や想いがそこに記述されていると考えられる。また、そこには公演に至るまでの学生の学び道程、すなわち参加の軌道が記されていると考えられる。

感想文は第 28 回、第 29 回のどちらも「今回のミュージカル活動を振り返って、活動内容を通じた自分への気付き、仲間との関係、先生方との関わりなどの観点から、あなたの感想を自由に記述してください」という教示のもとで作成された。作成の際には参加者同士が活動について話し合うことを妨げなかった。

第 28 回拓大ミュージカル参加者 118 名中、1 年生 62、2 年生 40 の合計 102 名分の感想文を、第 29 回拓大ミュージカル参加者 121 名中、2 年生 55、1 年生 39 の 94 名分の感想文を得た。そのなかから、2 年にわたって感想文を集めることのできた 47 名分を分析の対象とした。

## (2) 分析枠組み

感想文の分析にあたり、本研究では Vygotsky の「分析単位」(Vygotsky, 2001)を採用する。「分析単位」とは、「あるシステムがその特性を維持するのに最小限必要となる構成要素とその組み合わせであり、それによってそのシステムの多様なあり方を記述できるような単位」を意味する。例えば、水を分析する場合には、分子  $H_2O$  が「分析単位」となるが、その構成要素である H 水素と O 酸素を分析したところで、水の特性を明らかにすることはできない。水について分析をすすめるには、あくまで分子をその単位として調べなければならないのである。

さて、本研究で分析の対象とする感想文、そして拓大ミュージカルの参加学生の学びの「分析単位」はどのようになるであろうか。岡花ら (2009) の「発達の最近接領域」論の 3 項関係モデルとしての拡張をふまえ、本研究では「学生 (L)－仲間 (P)－先輩 (S)／後輩 (K)－作業 (O)」の四項関係モデルを作成した。1 年次および 2 年次のモデルは以下の Figure 1 のようになる。

拓大ミュージカルの学生間の相互行為は、「参加学生 (Learner)」とセクション内での同学年との「仲間 (Peer)」との関係、および学年の異なる「先輩 (Senpai)」あるいは「後輩 (Kouhai)」との関係において営まれる。加えて、それぞれのセクションには公演に至るまでに遂行する「作業 (Object)」がある。これらを組み合わせると、1 年次には「学生－仲間－先輩－作業」、2 年次には「学生－仲間－後輩－作業」と、それぞれ四項関係のなかで活動が営まれていると考えられる。

Figure 1 に示されているように、1 年次には、すでにミュージカル公演を経験した

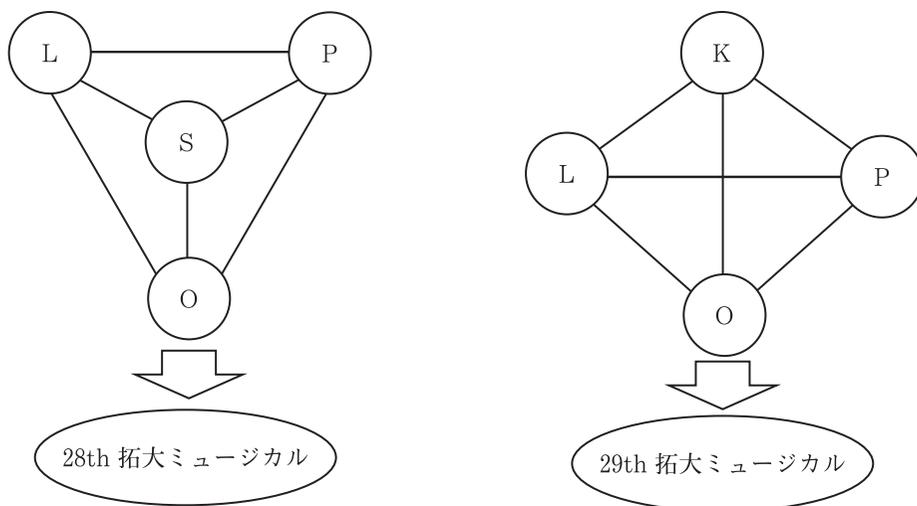


Figure 1 1年次・2年次における四項関係モデル

「先輩」がおり、その先輩の先導のなか「仲間」とともに「作業」を進めていく。一方、2年次には自らが先輩として「仲間」と協力し「後輩」である1年生とともに「作業」を進めていくという図式になる。以上の図式を感想文の解釈枠組みとして採用し、分析を行なう。

### (3) 分析の手続き

「学生－仲間－後輩／先輩－作業」の四項関係、組み合わせとして6つの相互の関係に着目して、感想文の分析を行なう。なかでも共同作業の形式として1年次は「学生－先輩」と「学生－仲間」、2年次は「学生－後輩」と「学生－仲間」と4つ形式の関係性に着目する。それら4つの形式の関係性に関する記述について、保坂（2012）から学生のミュージカルへの参加の共通特徴として「ネガティブな感情経験を介した自己変容」のストーリーが見出されたことに着目し、感想文の記述を「ポジティブ」と「ネガティブ」に分類する。

## 4 結果と考察

第28回拓大ミュージカルおよび第29回拓大ミュージカルの参加学生の感想文について、それぞれ「学生－仲間－先輩－作業」、「学生－仲間－後輩－作業」の四項関係について分析を行なった結果を、以下のTable 1に示す。

1年次の活動では、「学生－先輩関係」および「学生－仲間関係」についてネガティブな記述は、それぞれ4名、3名であった。一方、2年次になると、「学生－後輩関係」

**Table 1** 1・2 年次における先輩関係・後輩関係・仲間関係の共同作業に関する記述の質  
(N=47)

	先輩関係		後輩関係		仲間関係	
	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
1 年次	31	4	—	—	36	3
2 年次	—	—	25	9	38	17

では9名が、「学生－仲間関係」では18名がネガティブな面について記述していた。この結果から、1年次の先輩との関係・仲間との関係と2年次の後輩との関係・仲間との関係ではそれぞれ質の違う相互行為が展開していたことが伺える。以下では、それぞれの学年における活動のあり方の違いについて事例を挙げて検討することにする。

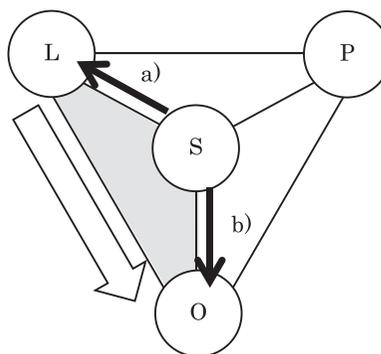
### (1) 1年次のゾーン：「足場がけ」について

第28回拓大ミュージカルにおける「学生－先輩」の共同作業については、良い関係を築くことが出来たことや、先輩のおかげで公演を終えられたという感謝の記述など、ポジティブな記述が47名中31名の感想文から見出された。先輩と共に作業したことについてなぜこれだけの肯定的な記述が多いのか。以下では、その典型的な感想文を事例として挙げ、どのような共同作業が営まれていたのかについて分析しよう。

#### 【事例1：OS（女子学生：渉外広報）28th 感想文 一部抜粋】

最初、セクションごとで集まったときは話したことのなかった先輩ばかりですごく話しづらくて気まずい雰囲気だったけど、だんだん話せるようになってきて自分の意見や考えを言えるまでになってよかったです。…事務局会や渉外会（食事会）をはじめプライベートでも遊ぶ<sup>a)</sup>ようになり、先輩方との関係がすごく深まりました。仕事は、寄付金集め、ポスター貼り、チケット売りなどと外に出る

ことが多くて大変でした。はじめは、人見知りで緊張もあり一緒に行った人に話すのを任せてしまっていたけれど、だんだん先輩たちを見ているうちに慣れてきて<sup>b)</sup>自分から積極的に言えるようになったので自分自身成長したと思います。…（中略）…当日はもぎり隊（注：公演の入場時、チケットの半片を切る係）をしました。お客さんにとってはじめに会う人なので、笑顔でやろうと思っていると、自然と笑顔にもなれ、今までにチケット売りなどの大変だった思いが達成感へと変わりました。



来年は今年の先輩たちを越えられるよう頑張り満席にしたいと思います。また後輩たちに引き継いでもらえるよう努力したいです。

1年次、学生は初めての人間関係のなかで、初めての作業にとりかかる。そのため人間関係や作業に対する見通しのきかなさから「不安」の感情を抱きやすい。そのような不安を払拭し活動を進めていくうえで「先輩」が重要な役割を果たしていることがわかる。【事例1】から、「先輩」は事務局会のような食事会を開催したり、日々の活動のなかでのやりとりを通して、OS との関係を進めるように振る舞っていたことが伺える。また、チケット売りの作業においても、「先輩」はOS 自身がチケット売りについて学んでいくモデルになっていたと言えよう。

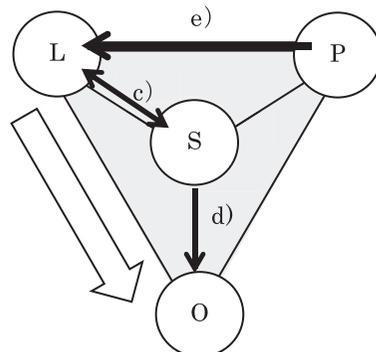
このように、「先輩－学生－作業」の三項関係においては、先輩が a) 学生（1年生）とのかかわりでイニシアチブを取り、また b) 学生（1年生）の見本として作業に従事する。それら先輩からの働きかけや作業への従事の仕方を「足場」とすることによって、学生（1年生）は参加を深めていくと考えられる。それゆえ、作業に何らかの不安や困難が生じて、大きく逸脱することがなく、またそれらを乗り越えること可能となる。結果、足場を形成してくれた先輩に対するポジティブな記述がなされると考えられる。

これはいわゆる ZPD 論の最も良く知られる公式、「自主的に解決される課題によって規定される現下の発達水準」と「大人の指導のもとで、あるいはより有能な仲間との協力において子どもに解決される課題によって規定される子どもの可能な水準」との間の領域が共同作業を営む先輩との間に形成されていたことを指し示すものであると考えられる。

②先輩との対立、仲間の支え：しかし、先輩とのやりとりは必ずしも足場になるばかりではない。次の【事例2】を見てみよう。

#### 【事例2：SM（女子学生：キャスト）28th 感想文】

初めてのミュージカル活動ということで、最初はすごく楽しい気持ちが強くて、ドキドキしていましたが、いざキャストとしてミュージカルに関わってみると、練習は最初話し合いばかりだし、前々話は進まないで、正直つまらないと思っていました。去年のミュージカルを見ると、先輩たちのすごさが伝わってくるだけで、自分の出来てなさとかがわかってもうやりたくないと思ったときもありまし



た。ダンスは難しくて苦手だし、歌も人とあわせて歌うのは苦手でした。何が楽しいのか、思い描いていたミュージカルとは少し違う気がしました。森の民（註：物語上の演技のグループ）として2年生とたくさんもめました。もう先輩にはついて行けないと思うこともあったと思います。反省をなくすとか、自分の意志を抑えるとか、私には今までやったことのないことばかりで、反省をなくしてどこで成長できるんだろうとずっと思っていました。<sup>9)</sup> 今でもそう思っているのかもしれませんが、それでもずっと一緒に練習をして、たくさん泣いてずっと引っ張っていったくれた先輩<sup>10)</sup>を私は大好きになりました。自分がどれだけ子どもで小さい人間なのか気づかされました。そして少しかもしれないけれど成長できたと思っています。

練習の間、本当にたくさんの方がいました。楽しいことだけじゃなかったし、泣きたくなることもありました。そんな時に支えてくれたのが仲間でした。<sup>11)</sup>

この【事例2】において、SMは先輩の「反省をなくす」という先導の仕方に対して、「反省をなくしてどこで成長できるんだろう」という疑問・不満を記述している。先輩としては稽古を進めていく上で、何らかの意図があってそのような方法を選んだのであろう。そのような不満をいだきながらも、「引っ張っていったくれた」先輩をSMは最終的に「大好きに」なったと記している。

ここで注目するのはe) 仲間の存在である。この事例のように「学生－先輩－作業」の三項関係において、先輩の働きかけや作業の進め方に対して対立が発生したとしても、それをバックアップする仲間との関係が存在する。仲間からのアドバイスや仲間の作業をする姿に動機付けられ、そのなかで作業を進めていくのである。

1年次の学生がセクションの作業（稽古、道具制作、衣装制作、チケット売りなど）に取り組む際には、【事例1】のようにa)先輩からの働きかけ、b)先輩の作業の取り組み、によって足場となるゾーンが生成されている。それゆえ、1年次は、作業に対する不安やそれを行なう上での困難が生じて、それらに支えられて作業に参加を深めていく。また、先輩からの働きかけが対立の引き金となっても、同学年の仲間との関わりが、作業への参加の仕方を補償する仕組みがある。【事例2】のように、e)仲間からの働きかけ、そして仲間が作業している姿が、自らの葛藤を乗り越え、作業を深めていくことになる。

第28回拓大ミュージカルの感想文における「先輩との関係」に関する記述のうち47名中31名、「仲間との関係」に関する記述のうち36名から、その関係についてのポジティブな記述が見出されたのは、このような仕組みの中で活動が展開していったからであると考えられる。以上の事例に見られるように、1年次の学生の拓大ミュージカル活動における諸々な作業は、それを進めていく上で不安や困難が生じたとしても、その歩

みを支援する先輩ないし仲間との関わりのなかで乗り越えていく道があったと考えられる。つまり「二重の支援システム」のなかで活動に参加を深めていくのである。

## (2) 2年次のゾーン：「他者」との共同作業について

1年次には、初めての作業や自分の力量の範疇を超えた作業であっても、それを乗り越えるモデルとしての先輩、あるいは共に作業に従事する仲間が存在していることが明らかとなった。一方2年次になると、作業を進めていくうえでのモデルが不在になり、仲間関係も1年次とは異なる様相を帯びることが明らかとなった。

感想文の分析によると、2年次の感想文では17名の学生が同じセクション内の仲間に関するネガティブな記述をしている。また後輩との関係についても9名の学生からネガティブな記述が見出された。この大きな理由として考えられるのは、足場を掛けることの難しさ、そしてミュージカル公演の経験者だからこその思いの強さにあるように思われる。そこで、事例を挙げながら以上の点について検討していくことにしよう。

①後輩との間に生じるゾーン：2年次の拓大ミュージカルへの参加学生は「後輩」である1年生とどのように関わり、そして共に活動を展開していくのだろうか。次の【事例3】には2年次特有の不安や葛藤が示されている。

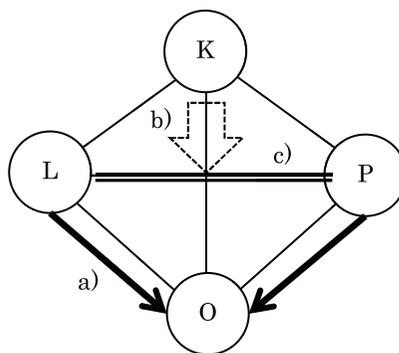
### 【事例3：OR（保育科女子学生・舞台監督）29th 感想文 一部抜粋】

私は今年も舞台監督としてミュージカル活動をしてきました。2年生になり、私たちがリーダーという立場に立たなくてはなくなり、本当に舞台の幕を開けられるのかという不安もありました。

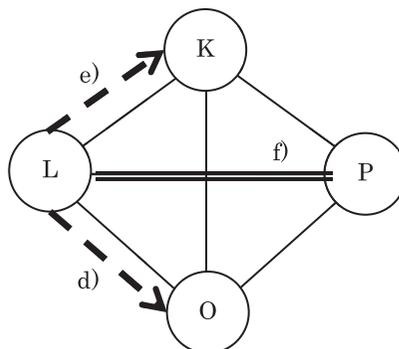
はじめは楽しく出来れば良いと思っていました。そのなかで私たちが先輩から学んだことを、1年生にはやっているなかで学んで欲しいと思っていました<sup>a)</sup>。しかし、

そうもいかず。1から10まで全てを言わないとなかなか行動できなかつたり、先生に対する言葉遣い、挨拶<sup>b)</sup>。ミュージカルと一緒にするなかで私はとても大切なことをまず自分たちがしっかり行ない、行動で示すようにOCと話し合いをしました<sup>c)</sup>。

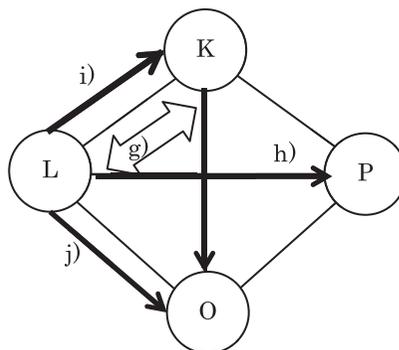
10月から舞台監督の活動がはじまり、1年生とも仲良くなり、2年生のなかでいろいろな思いがあったものの2人しかいない2年生はずっとそういった問題について話をしないでできてしまった部分がありました。12月後半からミュージカル活動



が毎日あるようになり、体育館入りをし、毎日のようにあるミュージカルに正直行きたくないと毎日思っていました<sup>d)</sup>。自分ではその原因が分かっていたのに、ずっと何もしないで来た私は自分自身本当に嫌でした。1年生に嫌われたくないという気持ちからずっと何も言えないでいた<sup>e)</sup>。私は、いろいろな人に相談をして、「どこのセクションでもそうだよ」、「自分たちがやって伝えるより、口で言った方が良いよ」などとアドバイスももらった<sup>f)</sup>ものの、ずっと言わないで来てしまった私は、総見（註：本番と同じ形で通し稽古をする日）があった日、自分のことで頭が一杯だったこともあり、先生に対する言葉遣いが悪かった1年生<sup>g)</sup>を見て、「いやほんとに」と思い。



自分が一日考え、リーダーは嫌われるのが嫌だなどと言っていられないと思いました。自分の思いをしっかりと伝えないとずっともやもやすると思い、まず OC に自分の思いを全部言い<sup>h)</sup>、1年生にも伝えることにしました<sup>i)</sup>。正直全部伝えられたかはわかりませんが、自分が思うことを直接言ったことにより小屋入りからはスムーズにいろいろなことが進みました<sup>j)</sup>。小屋入りしてからちょこちょこいろいろなことがありましたが、最後になるに連れて、1年生のことを本当にかわいいと思うようになりました。(略)



この【事例3】には、ORの後輩とともに作業を進めていく上での葛藤の道程が記述されている。ORは先輩をモデルとして、後輩である1年生に a) 「行動で示す」ことでいろいろなことを学び取って欲しいと考えていた。しかし、b) なかなか1年生は思うように従ってくれない。そのため、同じセクションの仲間である OC とともに、行動で示していこうと協力をする。

活動がすすむにつれ1年生との関係が深まっていったものの、1年生に嫌われたくないという理由から e) 自分の思いを伝えられず、d) 自分をどんどん嫌になりミュージカルに行きたくないという思いまで生じている。それは f) 仲間に相談しアドバイスをもらったとしてもなかなか行動に移すことが出来なかった。そのようななかで g) 後

輩の振る舞いが生じた。ここが1つのORのターニングポイントとなっている。

この後輩の言葉遣いについて対立的な感情を抱いたことで、「自分の思いを全部言う」決断をする。ORはこの出来事がきっかけでj)スムーズに事が進むようになったと捉えている。そして後輩をかわいいと思えるまでになったと記述している。

さて、舞台監督部は第29回ミュージカルでは2年生2名、1年生2名からなるセクションであるが、そのなかでも共に作業を進める後輩および仲間との関係がめまぐるしく変化しているのが分かる。拓大ミュージカルにおける2年次の学生はミュージカル活動を組織し運営する立場になる。この事例に限らず、どのセクションでも後輩に対して仕事を割り振り、仕事を教え、共に活動を進める一員へと引っ張っていく必要性が生まれる。先輩の足場のなかで活動していた状態から、今度は自らが後輩のモデルとして振る舞い、また後輩に指示を出し、そうして後輩の足場をつくる立場になるのである。それゆえ、足場がないからこそ後輩と共に作業を進める過程は、後輩の振る舞い方次第でめまぐるしく変わっていくと考えられる。

【事例3】のように、1年生は新参者であるからこそ、必ずしも自分の思う通りに作業を進めるわけではない。いわば、1年生は意のままにはならない「他者」として現れている。後輩との関係は、異質な他者との関係であり、それゆえ対立や葛藤の源泉となる。しかし、そのような他者との関係であるからこそ、自らの行動や考え方を変化させる機会にもなっていたと考えられる。ONは、行動で示すという考えから、直接思いを伝えること、嫌われることをおそれず自分の意見をぶつけること、そういう行動・考え方の変化が引き起こされているのがわかる。

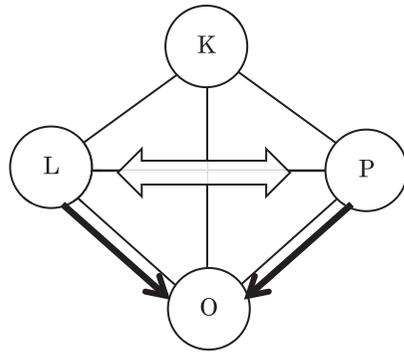
このように、後輩とのネガティブな関係性を経た2年次の学生は、素直に指示に従い、あるいは自分をモデルとして自主的に動いてくれるような後輩との関係を経た学生以上の学びの機会が拓かれていたと考えられる。後輩との関係における対立・葛藤は、2年次の学生の学びの機会となり、ZPDを形成するものであったと言える。

②仲間との間に生じるゾーン：2年次の学生は、ミュージカル活動そのものを自分たちで組織し、進めていくことになる。そこでは、1年次の「経験」が各々の学生の考え方や志向を形作る。場の楽しい雰囲気志向する学生、緊張感のある活動を志向する学生、あるいは行動で示すことを志向する者、準備を徹底する学生、など。しかし、1年次の経験の大きさゆえに、仲間との間には簡単には解消出来ない対立が生じることになる。2年次の学生の18名が仲間とのネガティブな関係性に言及しているのは、そのためであると考えられる。

しかし、同時に仲間関係についてのポジティブな記述も38名と減少してはいない。ここには、1年次の仲間関係とは質の異なる関係のあり方が示されていると考えられる。そこで次に【事例4】を挙げ検討することにする。

【事例4：NK（女子学生・キャスト）29th 感想文 一部抜粋】

昨年度とは違って本格的なオーディションからミュージカル活動が始まった。今年度は、仲間だけドライバルという普段は味わえない気持ちでの活動でした。配役が決まってから主役を目指した人はとても悔しい思いにかられてなかなかやる気になれない思いの人も多かったと思います。私はリーダー決定の日にとっても不満を持ってしまいました。



私は去年キャストの1年リーダーとしてミュージカル活動をしていて、それを今年は活かしたいと思っていました。でも、主役級をやっている2人がリーダーになり、とても悔しかったです。（中略）でも、時間が経つと不思議に切り替えられるものでした。私は自分が思ったことを言おうと思ったし、周りを見ようと思いました。その結果、TMとはたくさんぶつかったし、腹立ったし、こんな価値観が合わない人がいるんだと、こんなオレ様で自分の意見しか通さない人いるんだと思いました。正直負けたくありませんでした。敵対しているわけではなかったけれど、TMにはわかってほしいこともたくさんあったし、受け入れて欲しいと思う気持ちもありました。

一回だけ、ミュージカルが嫌になって、行きたくなかったときがあります。すごく孤独を感じ、自分はひとりじゃないのに、ひとりになった気分になって、誰のことも信じれないと思ったときがありました。でも、そんなときは、やはり、仲間がそばにいるものです。だまって話を聞いてくれる仲間、何も言わず抱きしめてくれた仲間、そんな人たちがいることを再確認できた気がします。

お互いに熱い思いがあるからこそそのぶつかり合いだと私は思っています。誰も最悪なミュージカルにしようだなんて思っていないと思います。ただ、やはり自分が満足出来ない活動だと不満も生まれるだろうし批判も生まれて、我慢することも大事なことです。自分の思いを伝えるということもとても大切なことだと思います。きっと伝えることは怖いと思うけど、絶対に理解してくれる仲間がいるから、1年生にも個々の思いを大切にしたいと思いました。

（中略）本当に他のセクションがいたからこそそのキャストだと感じました。たくさん葛藤があったけど、最後にはこうしてみんなで涙できる仲間になれて、仲間がいて本当によかったと思いました。

この【事例4】には、NKとTM（2年男子学生：キャスト男子リーダー）の対立が

記述されている。ここで注目すべきは、NKの独特な仲間関係に関する記述である。NKは自分の意見がTMに通らなかった腹立たしさや価値観の違いについて述べているが、そこから何らかの合意や相互理解が成立したとは記述していない。結局お互いの主張は最後までぶつかったままである。しかし、その対立のなかでも、自分を支えてくれる仲間がいたこと、最後には、ぶつかり合って、お互い理解し合えなかったけれど、「仲間になれて、仲間がいて本当によかった」という認識に至っている。

拓大ミュージカルは100人を超える参加者で組織されている活動である。1つの部署でも最低4人、平均して10人程度の集団になる。それゆえ、そこに参加する学生全てがモチベーションや力量が同じではない。価値観や考え方、志向の異なる人々が数多い。対立や葛藤を経ることによって、お互いが強く結びつき強固な仲間関係が形成されたというのは理想としてはあり得るが、現実の仲間関係はそのような理想化されたものではない。

対立し葛藤し、納得がいかず、どうしても分かって欲しい、どうしても伝えたい、けれども最後まで「相互に分かり合うことができなかった」という関係のあり方もある。自分のことを受け入れてくれる人だけを仲間と認識する学生も多くいる。しかし、NKのように、最後まで理解出来なかったけれども、仲間である、という認識に至っている学生もいるのである。

このように、仲間との関係にもまた自分の意のままにはならない「他者」との関係としての領域が形成されてくる。「他者」との関係であればこそ対立や葛藤が生じるが、その関係のなかで自分の意見や考えは洗練されたものになっていくと考えられる。

## 5 総合考察

本研究では2年間にわたり拓大ミュージカル活動に参加した学生の感想文の分析を行った。ここで、あらためてZPD論に軸足をおきつつ、まとめることにする。

ZPDは従来「自主的に解決されうる課題によって規定される現下の発達水準」と「大人の指導のもとで、あるいはより有能な仲間との協力において子どもに解決される課題によって規定される子どもの可能な水準」との間の領域として、論じられてきた。

1年次のミュージカル活動は、従来どおりのZPDが形成されるなかで展開していたと考えることが出来る。先輩が作ってくれた足場を手がかりに、また時に仲間を支えられて作業を遂行し、作業に関する知識や技能を学んでいく。その過程でなんらかのトラブルや問題が起きたとしても、先輩や仲間からのバックアップがあるため、先輩や仲間がネガティブな関係にはなりにくい傾向にあったと考えられる。そして、先輩や仲間との共同作業によって、1人では成し得なかった課題＝ミュージカル公演を達成すること

が出来た、すなわち1人の力量を越えた先に学びを進めることが出来たと考えられる。

一方、2年次には新たな側面が見出される。2年次の学生のなかには自分の意のままにはならない「他者」である後輩と、また自分とは考え方や志向が異なる「他者」である仲間とともに活動を営んでいく者がいる。だからこそ、1年次に比べ、それらの学生には活動の過程で対立や葛藤も生じる。けれど、その対立や葛藤が、それまでの自己の考え方や振る舞い方を変化させる機会となって、最終的には活動をはじめる前とは異なる自己を形作る。異質な「他者」との共同作業もまた、「現下の発達水準」をこえて「明日の発達水準」へと導いたのであり、その意味でZPDを形成するものであったと考えることができよう。

学生一人ひとりの実感としては、2年次のミュージカルよりも1年次のミュージカルのほうが満足度や達成感が大きいかもしれない。それは失敗しないような足場・支援があるからである。2年次のミュージカル活動には、1年次より多くの対立・葛藤がある。後輩を引っ張り、仲間と主張をぶつけ合い、それでも舞台を創り上げていくからである。しかしながら、学習や自己変容という観点から見れば、1年次よりも大きな変化の機会を形成していると考えられる。

## 今後の課題

本研究では、保坂（2012）において明らかにした「ネガティブな感情体験を媒介とした自己変容」という学びのあり方が、先輩／後輩、仲間などの人間関係のなかでどのように生じてくるのかを検討した。保坂（2012）および本研究は、学生の学びのあり方に関する仮説生成であるため、それらに基づいて質問紙を作成し統計的に学びのあり方を裏付け洗練していく必要がある。

また、本研究では学生が学び＝参加を深めていく上で、作業（舞台制作、演技の稽古など）そのものとの関わり方、その作業を進める上での台本や先輩から受け継がれたノートなどの人工物（artifacts）や、活動を規定する制度など、すなわち「文化的道具」については検討することが出来なかった。文化的道具はVygotskyの発達理論のキーワードであり、また拓大ミュージカル活動の歴史性を射程に入れる上でも重要なものとなるため、理論的な整理も含め今後の課題としたい。

## 文 献

Engeström, Y./山住勝広ほか（訳）（1999）. 拡張による学習：活動理論からのアプローチ. 新曜社

- 保坂和貴. (2012). 「創作ミュージカル活動」を通じた学生の学習・発達過程に関する一考察. *人文・自然・人間科学研究 (拓殖大学論集)*, 28号. pp.11-30.
- Holzman, L. (2009). *Vygotsky at Work and Play*. Routledge.
- Lave, J. & Wenger, E. (1991). *Situated learning: Legitimate Peripheral Participation*. Cambridge University Press. (佐伯胖 (訳) (1993). *状況に埋め込まれた学習：正統的周辺参加*. 産業図書.)
- 岡花折一郎・多田幸子・浅川淳司・杉村伸一郎. (2009). 保育における最近接発達領に関する検討. *幼児教育研究年報*, 31. 131-137.
- 朴東燮. (2012) 発達. 茂呂雄二ほか (編) *ワードマップ 状況と活動の心理学：コンセプト・方法・実践*. 新曜社.
- 佐藤公治. (2002). オーケストラの共同的表現活動と合奏の構造 (I)：学生オーケストラ・北大交響楽団の分析. *北海道大学大学院教育学研究科紀要*, 87. 1-65.
- Vygotsky, L. S./柴田義松 (訳) (2001). *思考と言語*. 新読書社.
- Vygotsky, L. S./土井捷三・神谷栄司 (訳) (2003) 「発達の最近接領域」の理論：教授学習過程における子どもの発達. 三学出版.
- Valsiner, J. (1997). *Culture and the Development of Children's Action: A Theory of Human Development* (2nd ed.). John Wiley & Sons.
- Wertsch, J. (1998) *Mind as Action*. Oxford University Press. (佐藤公治ほか (訳) (2002). *行為としての心*. 北大路書房.)

# 北海道における「農業・農村体験型」 グリーン・ツーリズムの現状と可能性

—「NPO 法人 食の絆を育む会」の取り組みから—

岡 健 吾

## The Prospects for Green Tourism Experience based Farming in Hokkaido

Kengo OKA

キーワード：農業・農村体験，農業による社会貢献，農の営み，人間の自然性の回復

### はじめに

西欧の「余暇滞在」を志向するグリーン・ツーリズムをモデルとして1992年に農水省<sup>(1)</sup>から提起された日本のグリーン・ツーリズム事業は、「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」という定義を与えて本格始動し、以後約20年間の変遷を通して多様な実践が展開されてきた。現在まで、日本のグリーン・ツーリズムは、「余暇滞在型」の取り組みが進む一方で、中高校生の修学旅行プログラムに体験を組み込む「日本的」とも言える「農業・農村体験型」の取り組みが顕著な展開を示し、全国に定着している<sup>(2)</sup>。この現状に即して、西欧型グリーン・ツーリズムを「余暇滞在型」と特徴づけられるとすれば、日本型グリーン・ツーリズムは「農業・農村体験型」と呼ぶことができるだろう<sup>(3)</sup>。

「農業・農村体験型」グリーン・ツーリズムは主に農山漁村<sup>(4)</sup>を实践空間として展開されるものであるが、その実際の活動は各地域の風土に応じてさまざまな様相を見せている。理論的にも実践的にも多様であることが「農業・農村体験型」グリーン・ツーリズムをめぐる現況といえるだろう。したがって、その取り組みは各地域の風土と社会関係の実情に沿って考察されなければならない。

他方、現代社会が人間の文明の持続不可能性という問題に直面していることは、農業・農村分野からの視座に留まることなく、自明の事柄として多方面から指摘されている。

近代化の所産である大量生産システムのもと、農業は各地域の風土がもつ固有性を度外視した農産物商品の大量生産のための「単なる一産業」となり、農村はその産業を担う「一工場」として扱われる。極端な比喻かも知れないが、これが大量生産システムにおける農業と農村の役割となろう。結果として、「生産と消費の場は乖離し、消費地と生産地はそれぞれ都市と農村に固定化されてきた。大量生産＝大量消費の社会システムが必然化せしめる乖離によって、農村は都市のために存在する地域に転化（橋本2003）」<sup>6)</sup>してしまったのだ。現代日本の社会において、「日本の食糧基地北海道」という標語が社会関係の共通認識として、少しの違和感も無しに示される展望には懐疑的にならざるを得ない。

このように、大量生産システムにおける農業・農村が効率的な大規模化を必然化されることによって、その動向の影響は農業・農村の土着性（伝統性・持続性・継承性）の破壊・解体・喪失へと導かれる。農業村落共同体を主要な性格としてきた日本社会の原風景の破壊・解体・喪失は、日本列島に土着してきた人間たちの故郷喪失として現実化してしまう危機がここにある。大都会で生活する人間たちの故郷喪失感はその先行現象であるかもしれない。人間が人間として生きる存在基盤、土着的基盤が破壊・解体・喪失されることは、人間の、人間としての存在そのものの危機とまで言うのは飛躍だろうか。

本稿では、上述の問題意識から、「農業・農村体験型」グリーン・ツーリズムの現状に併せて、その取り組みに内在する可能性を考察したい。それは、「人間の危機」と「農業（自然）の危機」、あるいは「近代化の負の影響を克服する力」と「農業・農村体験の可能性」の同根性に着目するからである。ここではまず、北海道内での「農業・農村体験型」グリーン・ツーリズムの取り組みの概容を考察し、その具体的事例として、十勝地方における取り組みを実証的に跡付ける事によって、この取り組みが持つ現段階での意義を明確にしたい。

## 1. 考察の基本的視座と調査方法

農業・農村体験の取り組みには、体験する側と受け入れる側および体験受入を仲介する側との、少なくとも三者の当事者の存在が想定される。修学旅行の農業・農村体験の場合には、学校の生徒と教師という具体的な当事者だけではなく、学校教育という社会制度の枠組み、一つの社会システムも介在している。体験を受け入れる側には、実際に受け入れている農林漁家だけではなく、受け皿としての体験受入の組織と、その組織が所在する農村地域が存在している。また、体験受入を仲介する旅行代理店をはじめとして、どのような仲介を経て行われているかということも農業・農村体験の取り組みにとっ

て大切な要素ではある。

本稿では、全ての当事者とシステムの介在を考慮しつつも、「受け入れる側」である農業者および農村地域に焦点をあてて考察する。なぜなら、農業・農村体験の取り組みの主要な現場、農業・農村体験の交流現場が農村地域だからである。その現場である農村地域にとって、農業・農村体験の取り組みがどのような可能性を有しているのかを考察の主眼としたい。農業・農村体験の取り組みの意義を現場から解明することによって、求められている共通理解の形成を基礎付けることになると考えるからである。

調査方法は、実践者への聞き取りを主に、会議等の参与観察、農業・農村体験の実践を含めたフィールドワークによる（期日・場所等はその都度、注に記載する）。

## 2. 北海道における農業・農村体験の取り組み概要

北海道における農業・農村体験の取り組みは、その全域に拡がりを見せている。以下、橋本・岡（2009）<sup>6)</sup>による概観をもとに、これまでの取り組み経緯を改めて整理する。

北海道において、継続的で組織的な受け入れが行われた先駆的な事例は、1988年から13年続いた十勝管内帯広市の取り組みである。帯広市では東京都の小中学生を農家のホームステイ（＝ファームステイ）で受け入れることが行われた。1992年には「ファームステイ登録制度ガイドブック」が作成され、同年設立された「帯広ファームイン研究会」を中心とした登録農家136戸に配布するなどの取り組みが行われた。

修学旅行生の農業体験の受け入れでは、空知管内滝川市の取り組みが先駆的である。

表1 北海道における農業・農村体験受け入れの主な取り組み経緯

1988年	帯広市が東京都の小中学生を「ファームステイ」として受け入れ開始
1993年	然別湖ネイチャーセンター（鹿追町）が農業体験を含む体験型修学旅行の受け入れ開始
1995年	「ファームステイ協議会」（滝川市）が修学旅行生の受け入れ開始
1999年	「美瑛・富良野農村ホリデーネット」が修学旅行生の受け入れ開始
2002年	「元気村・夢の農村塾」（深川市）が修学旅行生の受け入れ開始
2004年	「そらち DE い〜ね」（空知管内11市町村）が修学旅行生の受け入れ開始
2005年	「グリーン・ツーリズム運営協議会」（長沼町）が修学旅行生の農家民宿受け入れ開始
2006年	「上川管内農業・農村体験交流ネットワーク」が受け入れ開始
2007年	「別海町グリーン・ツーリズムネットワーク」が受け入れ開始
2008年	「NPO法人グリーンツーリズム・オホーツクセンター」が網走市を中心に受け入れ開始
2009年	「十勝農村ホームステイ」（浦幌町）が修学旅行生の受け入れ開始
2012年	「食の絆を育む会」が「十勝農村ホームステイ」を発展的に組織し、修学旅行生の受け入れ開始

（橋本・岡（2009）<sup>6)</sup>を基に、筆者が追記）

滝川市では1994年度に中京テレビで企画された「すくすくスクール」に参加した小中学生10名を5戸で受け入れたことが契機となり、1995年度には修学旅行生を受け入れるとともに、帯広市と同様に農家でのホームステイをファームステイと呼び、「ファームステイ協議会」という名称で滝川市周辺の農家を組織した。

地域でネットワークを組織して修学旅行生の農業体験を受け入れる先進的な代表例は、上川管内の「美瑛・富良野農村ホリデーネット」である。これは、1995年設立の「富良野ファームイン研究会」が1999年度に修学旅行生の受け入れを始め、同年設立された「美瑛・富良野農村ホリデーネット」での取り組みによって修学旅行生受け入れの地域ネットワーク化を実現したものである。同組織は、2002年度から300名規模の修学旅行生の受け入れを可能とする地域ネットワークとなった。同様の規模数を受け入れ可能とする地域ネットワークが、空知管内全域におよぶ農業体験受け入れのネットワーク組織、「そらちDEい〜ね」である。この組織は、「美瑛・富良野農村ホリデーネット」よりも広域のネットワークで、2004年2月に空知管内の深川市・滝川市・美瑛市などのグリーン・ツーリズム関係団体を中心に設立され、2007年度には登録農家445戸による、1000名規模の受け入れが可能となった。この「そらちDEい〜ね」の取り組みをモデルとして、2006年3月には「上川管内農業・農村体験交流ネットワーク」が設立されている。また、2006年12月に設立された「NPO法人グリーンツーリズム・オホーツクセンター」は、「そらちDEい〜ね」と同様の、農業・農村体験受け入れの広域ネットワークを一つの目標としているという。

自治体規模の組織的取り組みの代表例は、深川市を中心とする「元気村・夢の農村塾」と、空知管内の「長沼町グリーン・ツーリズム運営協議会」である。長沼町は2003年11月から北海道が指定する「グリーン・ツーリズム特区」として本格始動し、2004年8月に町長を会長とする「グリーン・ツーリズム推進協議会」を設立し、その後の2005年2月には住民組織として「グリーン・ツーリズム運営協議会」を立ちあげた。同協議会では、初年度の2005年に農家115戸が農業体験の受け入れ先として登録され、このうち58戸が消防法、旅館業法に基づく農家民宿の認定を受けた。2年後の2007年度には140戸の農家民宿となり、900名規模の受け入れを可能としている。このほかにも、自治体規模での組織的取り組みは、道東の根室管内では「別海町グリーン・ツーリズムネットワーク」、道北の宗谷管内では「浜頓別町グリーン・ツーリズム協議会」などがあり、北海道全域において農業・農村体験の取り組みがますます活発に行われるようになってきている。

2008年には「十勝農村ホームステイ」事業が立ち上がり、翌2009年に受け入れを開始した。その後、2011年度に「NPO法人 食の絆を育む会」（以下、「食の絆を育む会」）として、「十勝農村ホームステイ」を内部に包括する形で発展的に組織された。

「食の絆を育む会」に関わる取り組みは、今後の「農業・農村体験型」グリーン・ツーリズムの成熟へむけて、重要な視点を内包した新たな展開を示している。事項より、その具体的な取り組みに関わる考察を進めてみたい。

### 3. 「食の絆を育む会」の取組みと「十勝農村ホームステイ」事業

#### 3-1 北海道十勝管内の概要

考察の対象地域である北海道十勝管内は、広大な十勝平野のほぼ中央に位置する帯広市とその周囲を併せた1市16町2村から成り立ち、現在の総人口は約35万4千人である。総面積は108万ha、内26万haの耕地面積を有する<sup>(7)</sup>。畑作や酪農を中心とした農業を基幹産業とし、広い耕地に機械を活用した大規模農業が発達しており、小麦・大豆・甜菜・じゃがいもなどの日本有数の産地である。これらの主要4品の農業産出額は、それぞれ北海道内の約4割を占めている（農林水産省2010年）。

カロリーベースの食料自給率は1100%（農林水産省2006年）に及ぶ。日本の食料自給率が39%（農林水産省2010年）、都道府県別における北海道の食料自給率が174%（農林水産省2010年）であることと比較すると、日本農業における十勝管内の位置づけとその特異性がより際立つだろう。

#### 3-2 「食の絆を育む会」の成立過程と取組みへの志向性

北海道十勝管内の地理的・社会的状況からも、これまで行われてきた農業・農村体験の取組みに個別的な意義を付加しうる基盤が十勝管内には存在しているといえよう。そのような風土において展開されている特徴的な事例を「食の絆を育む会」の取組みから見て取ることができる。まずは、「食の絆を育む会」の成立過程を追う。

先述した「十勝農村ホームステイ」は、十勝管内浦幌町に所在する民間コンサルタント会社<sup>(8)</sup>が「『食』を育む農林漁業を農村ホームステイで体験してもらうことによってその理解を深め、消費者と生産者の絆を育むこと」<sup>(9)</sup>を目的とする事業として2009年に開始された。当初の取組みは、手さぐりの中で受け入れた大阪府立高等学校の修学旅行における体験メニューの一つに組み込まれた選択プログラムとして実施された。参加者は25名、受け入れ先も浦幌町の農林漁家のみであったという<sup>(10)</sup>。2010年からは受け入れ地域と農林漁家数が急速に拡がり、3校の713人を受け入れ、以後、受け入れ学校数および生徒数、受け入れ農林漁家数が増加し、2013年度には5校の生徒1,314人、受け入れ農林漁家数も450戸にまで拡大した（表1・表2参照）。その活動過程において、「十勝農村ホームステイ」事業は、2011年9月に「食の絆を育む会」に事業委託の手続きがとられ、その後の2012年4月、正式に「NPO法人 食の絆を育む会」として、

事業を包括する形で発展的に組織されている。「十勝農村ホームステイ」は、それまで個々の自治体や団体が小規模で実施していた農業・農村体験受け入れを「食の絆を育む会」によって広域ネットワーク化されることによって、その組織を拡げていったのである。「食の絆を育む会」は2013年10月現在、十勝管内の11団体（14市町村）の農林漁家で構成されている（表3参照）。

では、なぜ「十勝農村ホームステイ」は、これほどの短期間で年間1,000名規模の生徒を受け入れられる北海道内有数の事業になり、その後「食の絆を育む会」へと組織形態を変化させることができたのだろうか。その理由は、「十勝農村ホームステイ」は事業開始当初から、「農家と生徒の心のつながりを育み、命の糧である『食』を守るために生産者と消費者が支えあう社会構築を志向し、その理念を一貫して継続したこと」<sup>(10)</sup>に他ならないだろう。受け入れ農林漁家たちは、「十勝農村ホームステイ」が強く発信する志向性に共鳴したのである。このことは、受け入れ実践者が「（「十勝農村ホームス

表2 「十勝農村ホームステイ」受入実績（2013年10月現在）

年 度	受入学校数（校）	受入生徒数（人）	受入農家戸数（戸）
2009	1	25	10
2010	3	713	89
2011	8	2,086	268
2012	4	1,326	380
2013（予定）	5	1,314	450

（「食の絆を育む会」事務局への聞き取りを基に筆者が作成）

表3 「NPO法人 食の絆を育む会」加入団体（2013年10月現在）

団 体 名	加入年度	農家数(戸)	事務局所在地
うらほろ子ども食のプロジェクト	2012	35	浦幌町
グリーン・ツーリズムおとふけ	2012	33	音更町
清水町農村ホームステイ協議会	2012	46	清水町
新得町農村ホームステイ協議会	2012	10	新得町
南十勝長期宿泊体験交流協議会*	2012	40	大樹町
本別こども民泊受け入れの会	2012	26	本別町
めむろ農家民泊研究会	2012	46	芽室町
まくべつ稔りの里	2012	77	幕別町
ちはるの里	2012	19	足寄町
おびひろ農村ホームステイ推進協議会	2012	35	帯広市
鹿追町子ども宿泊体験受入推進会議	2013	18	鹿追町
計 11 団体 14 市町村（団体未加入農家 65 戸を含む）		450	

※ 農林漁家の所在地は、大樹町・広尾町・中札内村・更別村・幕別町忠類

（「食の絆を育む会」平成25年度 通常総会資料および事務局への聞き取りを基に筆者が作成）

テイ」事業主の) 代表の言うことに騙されたみたいなものだな」<sup>(11)</sup> とにこやか話す、信頼感に基づいた発言からも裏付けることができるだろう。

「十勝農村ホームステイ」が「食の絆を育む会」へ発展的に組織形態を変えることができたことには、もう一つ大きな理由がある。「十勝農村ホームステイ」事業を展開する会社の代表本人が、「食の絆を育む会」の理事長兼事務局長(以後、代表)を担っているのである。代表には、NPO 法人として農業・農村体験の取り組みを展開していく上での明確なビジョンがあった。社会変革に対してアプローチを行う際には、民間企業の場合は目に見える短期的な成果と利益があがらなければ活動が継続しない。あるいは公務員でさえも、数値目標をたてて成果が正当に評価されなければ事業が停滞する現状の社会事情もある。一方、取り組みを実践する当事者からの発信の場合は、社会に対して主観的要素が強すぎて社会に受け入れられることは容易ではない。代表が体現する取り組みへの姿勢は、その実績や成果は「実践する農林漁家」と「体験に訪れる生徒や教育関係者」に差し渡すことなのである。収奪と搾取という二律背反的な発想ではなく、それぞれの立場を尊重し、支え合うという理念に基づいて、第三者であっても皆が平等に扱われる価値観の共有を目指すのである。「あくまでもつなぎ役に徹する」<sup>(12)</sup> という代表の言葉には、上述の意義が込められているはずである。そして代表はこう続ける。「我々には過去から受け継いだこの社会を次の世代につなげていく義務がある。父さん母さん爺ちゃん婆ちゃんからのつながりでしか生まれることができなかったこの命。誰も自分ひとりで生きられない。だからこそ、『つきにつなげること』が生きるこの意味であり、目的だ」<sup>(12)</sup> と。そのため的手段が、食べ手と作り手が出逢い、つながる仕組みである「農村ホームステイ」なのである。その仕組みを基点としつつ、さらに教育分野や地域活動、一般社会を包摂しながら「20年、30年後を見据えた」<sup>(12)</sup> 取り組みを行うのである。「代表の話聞いてわかってきた。今の暮らしに欠けている価値観を取り戻すため、何が大事かということを我々一人一人が考えて、食の絆の会を責任をもって支えていこう」<sup>(13)</sup> という受け入れ農家たちの声は、「食の絆を育む会」の志向性を大いに示唆しているといえよう。

「食の絆を育む会」は、NPO 法人であるがゆえの身軽さで従来の公共的なセクターでは取り組むことが難しいであろう新しい実践を展開しながら課題を乗り越え、その成果を地域や体験者に還元し続けていくことで、いずれその仕組みを普遍化し、自らの取り組みそのものを不要になることを目指す、社会啓蒙的な側面を備えている組織であるといえよう。「ビジネスではない。社会を次に繋ぐための仕組みづくりだ。」<sup>(10)</sup> という明確な自覚に依ったこの志向性が、翻って組織の運営を成り立たせ、十勝はもとより、北海道内や全国各地に代表の支援者が存在する所以であろう。

### 3-3 「食の絆を育む会」の取り組み内容とまなざし

ここで、「食の絆を育む会」の設立初年度である 2012 年度における活動の主な内容を以下に列挙<sup>(14)</sup>してみよう。

#### ① 農村ホームステイ事業

1. 生徒の受け入れ：大阪府立の高等学校 4 校 1,326 名の受け入れ（表 4 参照）。
  2. 食農キャンプ：地元高校生 7 名を対象とした「農村ホームステイ」の取り組み。
  3. つながりサポート活動：農村ホームステイにおけるフォト・コンテスト  
67 点の応募があり、事務局および facebook を活用した選考の結果、グランプリ 1 点・金賞 10 点が選ばれた。
  4. 受入普及啓蒙活動：食と地域の交流対策交付金事業によるアンケート調査
- ② 事後学習等教育事業：「農村ホームステイ」実施後、当該校において体験のふりかえりを行う。
- ③ その他、法人の運営に係る会議の準備・実施、WEB 情報発信等、組織の拡充に係る活動。

表 4 平成 24 年度「農村ホームステイ」事業参加人数一覧

日 程	学 校 名	受入生徒数
9 月 25～26 日	大阪府立高等学校 A	385 名
9 月 28～29 日	大阪府立高等学校 B	351 名
9 月 30 日～10 月 1 日	大阪府立高等学校 C	352 名
10 月 18～19 日	大阪府立高等学校 D	265 名
		1,326 名

（「食の絆を育む会」平成 25 年度 通常総会資料参照）

①農村ホームステイ事業は、近年全国で取り組まれている他組織の例にも見られるように、主に都会の高校生を対象に一泊の農村ホームステイをさせるというものである。当該学校との連絡調整、旅行会社との連絡調整、各地域の受け入れ団体・及び団体間の連絡調整、団体運営のサポート、取り組み当日のサポート、保険加入の手続き等を行っている。一方、以下の点においてこの事業の特徴が見て取れる。

先述の通り、十勝管内は日本でも随一の大規模農業地帯である。従って、全国各地で実践されている農業形態と比較しても、より大型機械化が進んでいる地域といえよう。「農村ホームステイ」では、農作業の合間をぬって体験を受け入れるというスタンスではなく、畑作の収穫最盛期に受け入れを行っている（表 4 参照）。「生徒が機械に乗ってみる」「忙しい姿を見てもらう」だけでも充分という姿勢で、ありのままの農村生活を

高校生と共有・交流するのだ。これによって、高校生は農業者の輝く姿を目の当たりにするのである。「作業を体験させる」ことに軸を置くのではなく、「家族のようなふれあい」<sup>(10)</sup>を主眼とした取り組みを自覚的に組織内に共有している点が「農村ホームステイ」の推進力ともいえるだろう。

加えて、上記の体験内容を十勝管内の地元高校生7名を対象とした「食農キャンプ」を実施している。この事業は、受け入れ農家からの「地元の高校生にこそ体験が必要」とう要請を受けた上で、当該高校と連携した形でスタートした<sup>(15)</sup>。この取り組みは必然的に「農業体験」の枠組みを超えて、以下に記す事後学習を経て「地域（ふるさと）」への愛着を育み、理解を促す。この取り組みをきっかけに、酪農への就業を希望する高校生もいたという<sup>(12)</sup>。一方で、地元住民に対して体験料を徴収するという点では、現状ではその仕組みを認知されておらず、助成金等の外部資金に頼らざるを得ない実情もある<sup>(12)</sup>。

次に、特に強調すべき取り組みは②の事後学習の実施についてである。この事業は、これまで全国的にも例を見ない特徴的な取り組みであり、当該学校の教員と連携を取りながら、事前学習と併せて実施するものだ。事後学習では、受け入れ農林漁家からのメッセージDVDや、体験を振り返るための個別的な教材を作成する他、受け入れ農林漁家から直送された農産物を生徒たちで調理するなどの学習の場を提供している。事前学習の際には、ほぼ例外なく殆どの生徒は「寝ている」もしくは「無関心、無反応」に近い状態であったという<sup>(10)</sup>。しかし、事後学習においては生徒たちにとってその学習内容は「他人事」ではなく、ほぼ全員が主体的に「自分事」として授業に向き合う姿勢が表れ、そこに根底的な変化が見られるという<sup>(10)</sup>。生徒からは「調理をしながら北海道のおじちゃん、おばちゃんの顔が思い浮かんだ」「自分たちが農村で出会った人たちに支えられていることに気が付いた」「ファームステイで、食べ物との“つながり”ができて嬉しい」「命を頂くことに気付くチャンスだった」という銜いのない感想<sup>(16)</sup>が次々とあがる。この成果が、「食の絆を育む会」が農業・農村体験の取り組みを通じた大きなねらいとしている、「体験を通して農業・農村への“愛着”を育み、それを本物の“理解”へと繋げる」<sup>(10)</sup> 営みである。

③についての主要な取り組みとして、年に1回「食の絆フォーラム」を企画・開催している。この事業は高校生のみならず、広く一般にも「食の絆を育む会」の取り組みへの理解を拡げることを目的としている。「食」「いのち」の大切さと共に、それに繋がる農山漁村の役割・価値を次世代に伝えるためには、その現場である農村や農業者を軸に学校教員や公的機関との連携の場の創出が不可欠だと考えるからである。2012年2月に初めてのフォーラムが企画された後、2013年2月に帯広で開催された2度目のフォーラムでは、平日の日中の開催にも関わらず産官学の関係者を交えた計147名が会し

た<sup>(17)</sup>。ここからも「食の絆を育む会」が発信する営みへの関心の高さが示されているといえよう。特筆すべきは、このフォーラムの運営において中心的な役割を担っているのが十勝管内の JA 青年部の役職者たちということである。

これまで、農業・農村体験を支援する社会システムと社会的共通認識の醸成に寄与してきた、いわば“第一世代”の実践者たちは約 20 年間の取り組みを経て、世代交代の時期を迎えているといってもよい。JA 青年部の農業者は、農業・農村体験の受け入れはもとより、「農村ホームステイ」の運営においても精力的な営みを行っており、今後、十勝管内における農業・農村体験を力強く牽引していくであろう。そのなかには、現 JA 北海道青年部会長で次期 JA 青年部の全国部会長を期待される人材もいる。そこから発せられる言葉は「自分たちは先祖たちから受け取ったこの土地と豊かな農のくらしと命への感性を引き継いでいく役割がある。そして、それを次代の社会全体へ伝える責任がある」<sup>(18)</sup> という趣旨の断言であった。その発言に伴って、JA 青年部が企画運営する農業・農村体験事業も精力的に展開しつつあり、今後、北海道内各地の JA 組織との連携も強めていく意思も強い。農の営みと生活文化の継承を自覚的に引き受けている人材と、そのまとまりを有する十勝管内の動向は、JA という大きな組織を巻き込んだ社会変化を創出するという意味でも、「農業・農村体験型」グリーン・ツーリズムの可能性を見出すために極めて重要な活動である。

他方、「食の絆を育む会」では、先述の運営理念を果たすべく先駆的な事業にも連携している。2011 年 11 月に試験的に行われたその事業では、食品関係はもちろん、流通関係、IT 関係等の上場企業を数多く含めた大手企業の社長から推薦を受けた、平均年齢 45 歳の幹部候補社員 35 人に対する農業・農村体験受け入れを行ったのである。この取り組みは、先述の志向のもと生徒たちに関わるコンセプトとは対照的に、個人や地域へ向けた実践の積み重ねでは、時間的・量的にも社会全体への影響力としてもその志向が届きづらい現況に対する、もう一つの効果的なアプローチといえよう。しかし、受け入れの対象者は違えども、体験内容そのものは晚餐にアルコールを含む以外に変わりはない。上記の体験者たちは、数年後、十数年後には日本全体の経済に少なからず影響を及ぼしうる人材達である。参加者の反応は、ほぼ一様に「高校生と大きな違いはない」<sup>(19)</sup>。ここに人間の身体に宿る自然性を信用したいという理由がある。「努力によって報われる」という前提に基づいた経済成長こそが進歩だと半ば強制的に生かされてきたかも知れない人材が、「努力しても報われないものがある」「豊かであろうとも、得るものが無かろうとも、自然から導かれる我々の生活を受け入れざるを得ない」<sup>(20)</sup> という真実を、高校生と同じ次元で体験するのである。この事業においては、経済が社会の動向を支配する現況を引き受けたうえで、その内情から変化を促すという意味で、継続的な実践から導かれる経済分野での構造の変質を待たなくてはならないだろう。

「食の絆を育む会」は、今後さらに農業・農村体験受け入れ数が増えることも想定されよう。そのためには、受け入れ農林漁家数の拡充が求められている現状にあるが、同時に運営ビジョンを再度共有していくための質的な充実も必要とされてくるだろう<sup>(21)</sup>。現時点において、農業・農村体験を核とした交流活動によって、十勝管内において今後この取り組みがさらなる役割と価値に変容していく可能性を有しているかについては、さらに長期的な視野で検討する必要がある、このことが今後の基本課題かつ継続的な課題である。

#### 4. 「食の絆を育む会」の取り組みにおける農業・農村体験の社会的意義

ここでは、橋本・岡(2009)<sup>(22)</sup>による農業・農村体験の取り組みについての必要性や重要性に関する論考に基づいて、重要と思われる共通認識を考察事例に即して確認しておく。まず、この取り組みにおける第一の要素は、農業・農村体験を核とした交流活動を通して農業・農村への愛着を伴った理解を共有するという考え方が、その基本理念にあるということである。この姿勢は、体験する側と受け入れる側との双方において承認されることである。

農業・農村への理解を普及するためには様々な広報宣伝の方法と媒体が考えられることを考慮した上で、本稿で取り上げた農業・農村体験の取り組みの場合には、生産者自身が当事者となって生産現場を消費者に開放し、何らかの農業体験を協働で行いながら農村生活を共にするという方法が取られている。生産現場である農地は、北海道十勝管内のように散居型の大規模専業農家がほとんどの場合は特に、見知らぬよそ者に対して閉鎖的になりがちな空間であり、農業者・農業関係者のみが注視する対象であるのが常識としてかつて通用していた。農地を見も知らぬ他人である消費者に対して、ましてや未成年の子どもたちに開放することなどは抵抗感と違和感のきわめて強い事柄であったことは容易に想像することができよう。このような価値観を持っていた農業の現場、農村生活の現場を交流活動の空間として開放すること、換言すれば、成熟した農の営みを開放し共有する営みが農業・農村体験の取り組みなのである。繰り返すが、重要なのは“農地”の開放のみに留まらない、“農の営み”そのものの開放である。

農業関係者のみに限定されていた空間を他者に解き放つことによって再認識される農業と農村の役割は、新たな付加価値を生み出す。それは、顔の見える交流相手に直接責任を負う農業生産を展開しながら生命の豊かさを確保する農村を維持し、相互交流を持続することで、農の営みがさらに成熟する機会を得ることだ。農業・農村体験を通じた社会的合意形成の実際の起点となっているのは農業者である。農業者は、食べ手に直接の責任を持つ食糧を生産すること、すなわち生命の糧として食糧を生産することに誇り

を持ち、食糧を安全に生産できる環境を保全してこそ安心できる食生活が持続できるということを、農業・農村体験を通して体験者に伝えるのである。体験者は、農業者との出会いを通して、自らの食生活を支える農業・農村という真実を体験的に理解する。これによって、乖離していた食と農を繋ぐきっかけが与えられ、外部依存していた食生活の主體的な反省に向かうきっかけづくりとなっていく。一泊二日に限定された交流の営みでさえ、食べ手の感性への気づきを与えるという意味においては、それは普遍につながる実質的な意義を有するのである。ニンジンが大嫌いな生徒が、恐る恐るそれを口にした時「おいしい！」と発せられる、農業者にとって言霊とも思えるそれを「食を生産する農業者としての責任への重大な気づきだった」<sup>(11)</sup> という現実、対照的にその意義を深化させる。このような相互了承によって、農業者は直接の責任を負った農業生産を展開し、生き物が豊かに生息する農村を維持し、そのことによって相互交流をさらに持続する動きを創出していくのである。受け入れ側に共通の「子どもから元気をもらって、ありがたい」といった自己了解はこのような再認識の自覚を裏付けるものといえよう。

このように、“消費者”が実感の伴った体験交流を通して農林漁家や農村への愛着を伴った“生活者”へと変容していく過程のなかにこそ農業・農村体験の質的価値がある。経済効率が最優先される大量生産システムの下、顔の見えない単なる匿名の“消費者”から、「食べ物は命」・「命は農村に支えられている」ことを体験的に愛着した“理解者”へ、さらには事後学習の実践を重層的な要素として、生命的自然に親しむ感性と想像力を備えた“生活者”への質的変容を体験するところに、「食の絆を育む会」が志向する農業・農村体験の重要性を見出すことができるのである。

農業者が自覚的にも無自覚的にも備えている、自然や生命と対峙する身体性は、その対象が高校生であろうがビジネスマンであろうが体験者に直接的・直感的な影響を与える。農の営みは農家だけではなく、それを体験する人間にとっても、その営みそのものに内在する人間としての自然性を呼び起こすのである。「人間は土に触れ、作物に触れるだけで喜ぶ遺伝子がある」<sup>(23)</sup>、「森から海に繋がる生命の循環を繋ぐ営みが農の意味であり、その繋がりを伝える役割が農業者にはある」<sup>(11)</sup> という受け入れ農家の自覚を超えて、成熟した農の営みそのものにこそ意義を見出すことができるのである。農業・農村体験の重要性が社会的に認識されることは、地域活性化はもとより、現代社会における人間の自然性の回復という観点においてもますます大きな役割をはたす意義を内包しているのである。

## 5. まとめにかえて

「命＝カネ」ではないことは、誰の目にも明らかにはずである。そしてまた、現代の

生活様式における「食」は「カネ」の価値と同等に、あるいは大量生産システムのもとで「カネ」以下の価値で扱われることも常態である。“ゆりかご”に収まる大きさでこの世に産み落とされた我々の存在が、その数倍の大きさをもって現存在しているのは、紛れもなく「食」を体内に取り入れ、刻一刻と変化を繰り返してきたからである。今もその過程に有りながら、我々の身体は「食」によって維持されている。その意味での「食＝命」という身体的な感覚を自覚できない社会生活は、「命＝カネ」という錯覚に人間を貶めることすら起こりうる異常な事態だ。

人間にとっての「食」は、動物（家畜）であれ、植物（農作物）であれ、他の命であることは今さら疑いようがない。そして人間はその命に支えられて生きている。これまでの先人がそうしてきたように、命の循環を想像できる感性は、予め我々の身体にも備わっているという心根を信用したい。その感性を共有できる関係性にこそ、都市と農村を結ぶ出発点があり、ここに農業・農村体験の意義と可能性が見出される。それは、「自分たちは先祖たちから受け取ったこの土地と、豊かな農のくらしと命への感性を引き継いでいく役割がある」<sup>(18)</sup>という青年農家の真意でもあるはずだ。少なくとも5世代前から続く北海道十勝管内の先人たちの営みを受け入れ、それを自らの感覚に実感として想像し、その基盤の上に自らの親の世代が実践してきた近々数十年のグリーン・ツーリズムの営みを自覚的に引き受ける。そしてなお、それを次代に引き継ぐことを軽やかに「農業者による社会貢献の責任」<sup>(18)</sup>という営みから繋がる生活文化の成熟に期待したい。「引き継がれる命」という抗いようのない連続性を、日常を生きる我々へ強制的な自覚を促されることなく、自らの生をゆるやかに実感し、体現することができる社会へと導くための一つの仕組みが「農業・農村体験」なのである。

農業の六次産業化のためには、「農業者の経営感覚が重要だ」という論調が自明な事柄として世間一般に流布し始めている。問題は、その論調を無自覚に前提とする近代化尺度にある。ここで、宇根（2010）<sup>(24)</sup>は以下の論理を強調する。「人生は近代尺度ではかれない世界のほうが大きい」と。それでも社会が近代化尺度に依るのはどうしてだろうか。「現代人は、自然を守る前に、自分の心を守ることができていない。時代は変化し、進歩するものだという強迫観念の虜になっている」からである。近代が志向する尺度と別次元の尺度が、宇根のいう「百姓」、本稿でいう「人間の自然性を信用する」という視座に内在するのだ。人間の知識（情報）に依ってのみ、事物を分析の対象とする「科学」には、人間の「心」を判定する基準が存在しないのである。転じて、「心」を捨てたからその「科学」が成立するのだと。しかし、その視座からの「科学」を超克しなければならない時がせまっているはずだ。農業・農村体験の取り組みにおいて、農業者に農業経営に対して経済的な付加価値を与える意味合いをここでは断じて否定しない。むしろ、それは農業・農村体験の取り組みを継続し、農の営みを生活文化として醸成し

ていくためには不可欠な事柄であろう。しかし、ここでは敢えて以下の意味を強調したい。

生産、加工、流通の一体化を志向する農業の六次産業化は、現代の経済様式に当てはめた表現ではあるが、つまり、それは先人たちが「心」を通わせながら自らが生きる生活空間で織りなしてきた生活様式を拡大した構造ともいえよう。「地産地消」や「農商工連携」が意味する影響は現代にその志向を感覚的に媒介させてはいるものの、この構造の意味を六次産業という魅惑的な響きの理解に留まって、「心」ある社会関係の有りようにたどり着かないことも多々ある。この同義的な構造を同義と見なされない価値観を振り返る必要があるのだ。

#### 《注》

- (1) 農水省が1992年6月に発表した『新しい食料・農業・農村政策の方向』において、初めて『グリーン・ツーリズムの振興』が政策課題として示されると同時に、省内に学識経験者によるグリーン・ツーリズム研究会が組織され、同研究会の中間報告として1992年7月に『グリーン・ツーリズムの提唱』が公表されている。
- (2) その背景には西欧の社会と日本の社会との余暇のあり方の決定的な違いがある。グリーン・ツーリズムの取り組みとして典型的な農家民宿・ファームインの場合、西欧ではバカンス時期に週単位での滞在が常識とされるのに対して、日本では1~2泊がほとんどであるという実状はこの相違を端的に現わすものとなっている。また、農業体験が修学旅行メニューで定番化されることによって、体験する側と受け入れる側との双方でマンネリ化現象が見られ、農業・農村体験は一時のブームでしかない現象であるという意見も2000年前半には現われていた反面、現在も体験者数は増加し続けている。
- (3) グリーン・ツーリズムに関する代表的な考察として、青木(2010)は日本型グリーン・ツーリズムについて「社会的自己実現型」、「労働貢献型」、「学習型」、「教育体験型」、「資源活用型」に類型することで、その多様な展開を整理している。その上で、農山漁村住民の主體的な実践を基点とした内発的な発展論理を外部が支援・協働することを通して、新たな資源や文化を創出する「協発型発展」の重要性を論じている。本稿では、上記の類型からなる実践内容や意義を部分的に横断する形で、「農業・農村体験型」という類型を用い、考察を進めていく。多様な展開を続けているグリーン・ツーリズムの実践内容を包摂した論理の形成に関しては、今後も検討課題としていく。
- (4) 都市と農村との交流、あるいは相互関係を考察するうえで、「農村」が示す対象は必然的に「農山漁村」であることは明白だが、本稿ではあくまで便宜的に以後「農村」を用いる。
- (5) 橋本信「日本におけるグリーン・ツーリズムの現状と可能性」、拓殖大学論集250号、『人文・人間・人間科学研究』第9号、2003年、p.1.
- (6) 橋本信・岡健吾「現代社会における農業・農村体験の意義」、社会文化学会編、『社会文化研究』第11号、2009年、pp.129-131.
- (7) 比較参考として、神奈川県全域の面積が24万haである。
- (8) ひとと地域を持続可能な社会へつなぐことを目的に、多角的・多様なプロデュース業務を行っている株式会社。地域に密着した企画コンサルタント、次代を担う人材育成、学校教育と連携した新しい町おこし事業、若手農業者集団のプロデュース、物語性ある食材の提案、子ども達や学校関係者・企業人に対する農村生活体験プログラムの実施を通した食育活動の

展開など、様々な切り口から「新たな価値観」を発信している（2013年10月28日）。  
<http://www.north-production.co.jp/jisseki.html> より一部引用。

代表は北海道十勝管内の浦幌町において十数年間漁師として漁業に従事していた経歴をもち、海での事故を契機として「互いに思いやり、支え合う社会を築き、次代を担う子どもたちのために命を使いたい」と同会社を立ち上げるに至った経緯がある。詳細は参考文献の近江（2010年）を参照されたい。

- (9) 「十勝農村ホームステイ」（2013年10月28日），<http://www.tokachi-homestay.jp/concept/>
- (10) 2012年12月2日，代表への聞き取りによる。
- (11) 2013年8月31日，受け入れ農家（音更町）への聞き取りによる。
- (12) 2013年3月5日，「食の絆を育む会」平成25年度通常総会での代表の発言による。
- (13) 2013年3月5日，「食の絆を育む会」平成25年度通常総会での受け入れ農家の発言による。
- (14) 「食の絆を育む会」平成25年度通常総会資料参照。
- (15) 翌25年度7月には11名の高校生を対象に実施されている。
- (16) NPO法人食の絆を育む会，会報 vol.1，平成25年4月10日号，p.7より筆者が要約した。
- (17) 2013年2月26日開催。「食の絆フォーラム2013」は十勝総合振興局をはじめ，十勝町村会，フードバレー十勝推進協議会，十勝地区農業協同組合長会，同青年部協議会等，十勝管内計8団体からの後援を受けている。
- (18) 2013年8月31日，受け入れ農家（芽室町，現JA北海道青年部会長）への聞き取りによる。
- (19) 2013年8月31日，受け入れ農家（清水町）への聞き取りによる。
- (20) 2013年9月1日，受け入れ農家（清水町）への聞き取りによる。
- (21) 既に，2013年度には加入団体が所在する市町村を4ブロックに分けた上で，各ブロックにおいて受け入れに対する研修会が実施・予定されていることも付記しておく。
- (22) 橋本信・岡健吾，前掲書，2009年，pp.139-141。
- (23) 橋本信・岡健吾「農村地域における農業・農村体験の社会的意義」拓殖大学論集271号，『人文・人間・人間科学研究』第20号，2008年，p.127。
- (24) 宇根豊『農がそこに，いつも，あたりまえに存在しなければならない理由』光星社，2010年，pp.65-67。

#### 参考文献

- 青木辰司『転換するグリーン・ツーリズム』，学芸出版社，2010年  
内山節『自然と人間の哲学』，岩波書店，1988年  
宇根豊『国民のための百姓学』，家の光協会，2005年  
宇根豊『天地有情の農学』，コモンズ，2007年  
宇根豊『農がそこに，いつも，あたりまえに存在しなければならない理由』，光星社，2010年  
近江正隆『だから僕は船をおりた』，講談社，2010年  
オギュスタン・ベルク（三宅京子訳）『風土としての地球』，筑摩書房，1994年  
オギュスタン・ベルク（中山元訳）『風土学序説——文化をふたたび自然に，自然をふたたび文化に——』，筑摩書房，2002年  
橋本信「日本におけるグリーン・ツーリズムの現状と可能性」，拓殖大学論集250号，『人文・人間・人間科学研究』第9号，2003年  
橋本信・岡健吾「現代社会における農業・農村体験の意義」，社会文化学会編，『社会文化研究』

第11号, 2009年

橋本信・岡健吾「農村地域における農業・農村体験の社会的意義」, 拓殖大学論集 271号, 『人文・人間・人間科学研究』第20号, 2008年

橋本信・岡健吾・岡田佳菜子「日本のグリーン・ツーリズムにおける農業・農村体験の意義」, 拓殖大学論集 272号, 『人文・人間・人間科学研究』第21号, 2009年

榎潟俊子・松村和則(編)『食・農・からだの社会学』, 新曜社, 2002年

クラリッセ・リスペクトールの  
『アグア・ヴィーヴァ』の  
〈瞬間〉をめぐる諸問題

神 田 工

Uns Problemas de “Instante” de *Água Viva*  
de Clarice Lispector

Takumi KANDA

0. はじめに

ブラジル人作家クラリッセ・リスペクトール (Clarice Lispector, 1920-1977) は、1964年に発表した小説『G・Hの受難』(*A Paixão Segundo G. H.*)によって、作家としての名声を確立し、ブラジル文学史に決定的な刻印を残した<sup>(1)</sup>。その後も彼女は、児童向けの作品としては『思慮深いウサギの神秘』(*O Mistério do Coelho Pensante*, 1967)や『魚を殺した女』(*A Mulher Que Matou os Peixes*, 1969)を、小説としては『修養、あるいは喜びの書』(*Uma Aprendizagem ou O Livro dos Prazeres*, 1969)や『アグア・ヴィーヴァ』(*Água Viva*, 1973)<sup>(2)</sup>を、短編集『秘密の幸福』(*Felicidade Clandestina*, 1971)を発表し、1968年に雑誌「ヘッドライン」(Manchete)のインタビューで自らの政治的・文化的立場を表明し、同年リオデジャネイロで行われた、知識人、芸術家による独裁制に反対するデモ行進へ参加し、「ジョルナル・ド・ブラジル」(o Jornal do Brasil)に1967年から1973年までクロニカ<sup>(3)</sup>を書き続けた。

『G・Hの受難』発表以後1973年までの時期に、リスペクトールはこの作家としてはかなり旺盛な活動をしていたといえる。しかし、私生活の面に目を転じれば、同時期に、身体的、精神的に、厳しい条件に追い込まれていたことがわかる。1967年、寝煙草が原因の火事で彼女は右手(つまり利き手)に深刻な火傷を負うことになり、皮膚の移植手術を受け、二カ月間の入院生活を余儀なくされた。生死の境をさまよひ、なんとか回復したが、以後、その草稿は判読困難なものとなり、署名をするのにも非常な苦勞をするようになった。この時期は、長男ペドロが統合失調症の症状を呈し始めた時期でもあ

り、母たるリスペクトールは終生の心配事を抱えこむことになった。こうしたことに加え、その文学的名声とは裏腹に、経済状態をより良きものにするために、彼女は不本意な仕事も引き受けなければならなかった。例えば前述のクロニカがそれである。

その文学的営為の中核をなす小説に焦点を絞ると、リスペクトールは生涯に九つの小説を書いた。この時期に発表された前掲の二つの小説は、それぞれ六番目、七番目の小説にあたる。しかし、両者はその制作過程や作品構成に関して対照的である。『修養、あるいは喜びの書』は、九日間という極めて短い期間に、一气呵成に書きあげられた。この小説には、有形の登場人物があり、ある種の楽天的な物語がある。主人公の哲学教師の男と小学校教師の女の夫婦の間の愛の駆け引きが、愛の歓喜の状態へと漸進的に展開する過程が物語進行の基本線となっており、そこには外在的な生の有り様がこの作家にしては最大限に明示的に描かれている。

これに対し、三年間の悪戦苦闘の末、リスペクトールは『アグア・ヴィーヴァ』を脱稿した。ストーリーもなければプロットもないこの作品を、彼女は不出来なものと考えて、その発刊を非常に躊躇したという。フィクション (Ficção) というサブタイトルをもつこの小説には、具体的な登場人物すらない。ひたすらに語り手「わたし」(eu)の多種多様な内省が開陳され、時おり、もっぱら聴き手に過ぎない、実体のない「あなた」(tu)に向かって、一方的かつ断片的な呼びかけがなされるのみである。

『アグア・ヴィーヴァ』に関する論考として、公刊されたものでは、マルタ・ペイショトの書物の中の一節がある<sup>(4)</sup>。『アグア・ヴィーヴァ』の準備のために書かれ、一時、『叫ぶオブジェ』(Objeto gritante) というタイトルを冠された188頁に及ぶタイプ草稿を綿密に読み込んで、作家として円熟期といってよい時期にさしかかっていたこの時点のリスペクトールが、まだなお、自伝とフィクションというある意味で両極をなすジャンルの狭間で、自身の叙述のスタイルを探し求めて格闘していたことを、ペイショトは述べている。ペイショトによれば、リスペクトールの後期の作品を特徴づける自伝的要素の侵入は、「ジヨルナル・ド・ブラジル」へのクロニカの執筆と深い関係があるという。クロニカというジャンルは、疑いなく、書き手に自伝的な背景を担った登場人物を創出することを要請する。リスペクトールは『アグア・ヴィーヴァ』の中で、クロニカ執筆の中で鍛え上げられていった自伝的叙述を、自らが固執するテーマを、創られた登場人物ではなく「クラリッセ自身」の周囲に再構成するために、利用しようと考えたのではないかと、ペイショトは推測し、本作の読解において自伝的要素を考慮に入れることが、リスペクトールの想像力の基底である、精神的な振幅の表出の確認、および、フィクション的要素の再確認につながると結論づけている。

主として、作家論的アプローチによるこのペイショトの論考には参考すべき点は多々あるが、小論の方法はこれとは異なる。以下小論は作品論のレベルに専ら定位し、リ

クラリッセ・リスペクトールの『アグア・ヴィーヴァ』の〈瞬間〉をめぐる諸問題  
スペクトールが「固執するテーマ」のプロトタイプを定型化しよう試みる。その作業の  
ためには、本作に先行する『G・Hの受難』の概要を想起することが端緒となる。やは  
り膨大な内省の言葉で埋め尽くされ、難解をもって鳴る主著『G・Hの受難』にしてか  
ら、G・Hという有形的で具体的な主人公がある。このG・H＝「わたし」は、昨日  
の出来事、つまり女中部屋でゴキブリに遭遇してそれをつぶし、その身体から出た物質  
を自らの口に入れるという出来事を回想して語る。そこには確かにプロットもある。こ  
の『G・Hの受難』から、身体を具えた登場人物と、外的、客観的な出来事を取り去っ  
た後に残された、緊迫感に満ちた思索の言葉の連なり、その一つの変奏が『アグア・ヴィー  
ヴァ』ではないかと思われる点は多々ある。『G・Hの受難』の内省の言葉が孕むライ  
トモチーフは、『アグア・ヴィーヴァ』にも通底するものであり、また、後者にはこの  
モチーフの独自の展開がある——この見たてのもとに、「小説らしからぬ小説」の最た  
るものにみえる『アグア・ヴィーヴァ』を以下読み解いていきたい。

## 1. 瞬間の時間論

小説というより、難解な思想の書といっても過言ではない『アグア・ヴィーヴァ』を  
通読してまず気付くのは、瞬間 (instante) という語の多用である。それは作品の全編  
を通して頻繁にあらわれ、冒頭にも提示されている。

「わたしはすこし恐ろしい、自分自身を引き渡すことがまだ怖いのだ、というの  
は次の瞬間 (instante) は未知のものであるからだ。次の瞬間はわたしによってつ  
くられるのか、あるいはそれ自身でできあがるのか」(p.9)

瞬間への問題意識は、「わたし」にとって切実なものである。「わたし」は瞬間の中に  
いる。「わたしは全くの空虚のなかで、この瞬間 (instante) にいて、次の瞬間  
(instante) を待っている」(p.48)。しかし、瞬間はすぐ移ろう。では、そのとき、「わ  
たし」はどうなるのか。ある瞬間とそれに継起する別の瞬間、両者は連続しているよう  
に思えるが、瞬間がまさにその名にふさわしい瞬間であるなら、両者は断続しているよ  
うにも思われる。しかし、ここではっきりしているのは、次の瞬間というものは、それ  
がどうやってもたらされるのか不分明なもの、本来的には未知のものであるということ  
だ。積極的になすすべもなく、否応なしに「わたし」は次の瞬間へと、そこに何が待ち  
受けているかもわからぬ次の瞬間へと、「わたし」自身を引き渡ししかない。目をつぶっ  
て深淵を跳躍するような、危険な賭けを、一瞬一瞬「わたし」はやらざるをえない。そ  
のことに對する恐れが契機となって、「わたし」は瞬間の時間論へと向かっていくよう

である。

そもそも、ここで瞬間とはどのようなものとして捉えられているのか。「……わたしは、瞬間—今 (instante-já)<sup>(5)</sup> の四次元を捉えようとしている。瞬間—今はかくも移ろいやすいので、もうそれではないのだ。なぜなら、今現在 (agora) は一つの新しい瞬間—今 (instante-já) になったら、その瞬間—今 (instante-já) ももはやそれではないのだから」(p.9) という一節がある。例えば誰かが、「この瞬間」と言ったとき、指示対象であるはずのその瞬間は、もはや発話の時点 (=今現在) には、ない。時間的な長さがなく、片時も留まることをしない瞬間は、今現在において顕現するのだが、言語で措定しようとしても、つねにすり抜けていく。「半ば閉じた手のひらで小鳥をつかんでいることは、なみなみならぬ努力を要する、あたかも手の中で震える瞬間を保持しているようなものだ」(p.45)。言語による固定困難性は、瞬間の特徴の一つである。

そして瞬間は移ろう。「瞬間瞬間は、死すべき運命をもっている」(p.77)。だがそれは、「しかし、瞬間—今 (instante-já) はホタルである、明滅し、明滅する」(p.15) とあるように、現れては消え、現れては消えといった移ろいの仕方である。あえていえば、生成と消滅が一体となった、断続しつつも連続している過程が、瞬間の移ろいである。こうした事情を別の角度から表現すると、「高速で走る自動車の車輪がほんのわずかばかり地面に接する瞬間 (instante) が現在 (presente) である。つまり、まだ接地していない車輪の一部は、即座に接地して、現在の瞬間 (instante presente) をとりこみ、それを過去 (passado) のものとするだろう」(p.15) となる。

高速、それも無限に高速な回転をしている剛体の車輪とやはり剛体の地面に接地している箇所を考えてみる。両者の接点 (本来、接線というべきだが、説明の便宜上こう呼ぶ) が、瞬間であり、現在である。車が地面の上を走り続ける限り、つねに接点は存在する。接点と別の接点の間に隙間はなく、接点どうしは連続している。しかし、どの接点も他のどの接点とも違う位置にある。つまり、どの接点もお互いに違う接点である。そして、各々の接点は、生成することと消滅することが同一であるような仕方で、成立している。そこに同一性を保ったものを見つけるのが困難な、絶え間なく持続しつつ変転する過程。瞬間の孕むダイナミズムをこう表現することもできるだろう。

翻って考えてみれば、「わたし」はこうした瞬間という条件の外で生きることができないものではない。「現下 (atual) においてだけ、わたしは展開している。今日、わたしは話す — 昨日でもなければ明日でもない — 今日、消滅すべきこの固有の瞬間 (instante) に」(p.24)。突きつめれば、現在に生きている「わたし」はこうした瞬間の中にしか現れないであろう。「わたしは、瞬間 (instante) のように生き生きと光を放ち、自分を輝かせ、そしてその輝きを消す、明滅し、また明滅する」(p.15)。瞬間とは「わたし」の存在様式でもあるのだ。「わたし」は、移ろい行く瞬間、瞬間の中に

しかない。「わたし」はそうした自己の存在様式を不安に感じもするが、不安を探求のエネルギーへと転換していく。「わたしは時間のアトムを所有したい。そして、それ自身の固有の性質によってわたしには禁じられている現在 (presente) を捕まえたい、現在はわたしから逃げ、現在性 (atualidade) はわたしからこぼれ落ちる、現在性とは、つねに今 (já) の中にいるわたしのことなのだ」(p.9)。

瞬間をめぐる不安の中で「わたし」にできることは、究極的にはそれについて書くことしかない。「……わたしは死滅する現在 (presente) を捕まえて、一つ一つの文に取り込もうとする」(p.77)。ここで「わたし」は思索ならざる詩作を、「瞬間—今 (instante-já) だけでつくられた言葉からなる文章をつくる」(p.11) とははっきりと挑発的に宣言して行く。詩的言語による、「意味のない純粋な振動からなる発明品、一つ一つうなりをあげる音節からなる発明品」(p.11)、「ひとつの電子デッサンで、過去もなければ未来もない、それは単純に今 (já) なのだ」(p.11) ともいわれる文章は、次のようなものだ。

「幾世紀かの経過とともに、わたしはエジプトの秘密を見失った。そのとき、わたしは経度、緯度、高度において、電子、陽子、中性子のエネルギーの作用で動いていた。言葉と言葉の影の魅惑の中で」(p.11)

「意味のない純粋な振動」であるとか、「一つ一つうなりをあげる音節」であるような言葉とは、指示対象に固着せず、音声言語の場合なら、音声そのものが自立して、一種の励起状態となって、様々な形象と関係を切り結ぶようになった言葉とでもいえよう。そのような言語は、瞬間—今だけによってつくられていると、「わたし」は考えるのだ。例えば、「わたしは自分の内に、時計のチクタクのなかに脈打つ時間、つまり、過去 (passado) の時、現在 (presente) の時、未来 (futuro) の時をとりまとめている」(p.21) などというとき、そこには、アウグスティヌスやフッサールの時間論の論述の枠組みと同断の設定をたやすく見て取ることができる。しかし、瞬間に定位した詩学としての側面に照射したとき、リスペクトールの時間論の独自性は鮮やかに浮かび上がる。

「突発する瞬間 (instante) をわたしは固定する、そうした瞬間はそれ自身の中にそれ固有の死をもたらし、他の瞬間が生まれる — わたしは変容の瞬間を固定する、その継起と同時生起は、恐ろしいまでの美から成り立っている」(p.13)

ある瞬間の消滅と次の瞬間の生成、それは継起することであるとともに、瞬間が点のように大きさをもたないものであるとすれば、同時に起きることでもある。また、ある

瞬間が別の瞬間へと今現在というところにおいて入れ替わるわけであるから、そこには変容があるはずである。このような複雑な力動性を孕んだ瞬間を、詩的言語で固定した一つの実例を先に見たが、その機序はいかなるものなのかを、「わたし」はたくみな比喩で説明している。

「一つの瞬間 (instante) は、わたしを、それとは感知できないまま別の瞬間 (instante) に連れていく。この主題ならざる主題は、万華鏡の中に継起する形象のように、計画性もなく幾何学的にどんどん展開していく」(p. 14)

決して固定されず、常に動かし続けられている万華鏡を覗いているとする。鏡面に映る形象は、同一の形象にとどまることはなく絶えず変化していて、新しい形象が次々に生み出されていくであろう。なぜ、今、これらの形象が見えるのか、と問うても詮無いことだ。一つ一つの形象は、そして、それらの形象の継起は、偶然によるという他はないのだから。「しかし、わたしは万華鏡のようなものだ。魅惑的に火花を散らすわたしの变化を、ここで万華鏡のように記録する」(p. 31) とあるように、ここで「わたし」は万華鏡を覗いている者ではない。瞬間について書く「わたし」は万華鏡の鏡面なのだ。

鏡面が「自動的に」形象を映すように、「わたし」は瞬間の意味を解釈したりはせず、いわば手だけでもって、それを「自動」筆記する。そのことによって、瞬間と書かれたものとの間の、合致と言ってもよいような、直截的な対応が担保されると「わたし」は考える。「今、わたしは手を走らせて書いてみよう、手が書こうとするものに、わたしは触れない。これは瞬間 (instante) とわたしとの間にずれがないやり方なのだ。固有の瞬間 (instante) の奥底で、わたしは行動する」(p. 49)。

このように、「わたし」の「自動」筆記は、即座になされなければならない。もし、即座にではないとすれば、それは過去の記憶について書いたことになるだろう。「……書かれたものにおいてと同様、絵画においても、わたしは自分が見ている瞬時に、厳密にその瞬間において見ようと努める——つまり、過ぎ去った瞬間 (instante) において見たものの記憶を通して、見るのではないということだ。瞬間 (instante) とはこれだ」(p. 69)。

しかし、書く者が瞬間に没入することは難しい。万華鏡に瞬間、瞬間、映し出された形象を、遅滞なく瞬間、瞬間、スケッチすることがほとんど不可能であると同様に。「引き続いて起こるものをわたしが見る新たな瞬間 (instante) がある。見えるものの瞬間 (instante) について話すためには、わたしはその瞬間 (instante) よりも能弁でなければならないのだけれども、一目見て、単一で速度のある複合体を展開させ、話し尽くす前に、多くの瞬間 (instante) が過ぎ去ることだろう」(p. 50)。こうした、「わ

クラリッセ・リスペクトールの『アグア・ヴィーヴァ』の〈瞬間〉をめぐる諸問題  
たし」の瞬間についての考察は、書くという行為がリスペクトールに強い過剰な精神  
の充溢を暗示しているようでもある。

## 2. 移ろわないもの

自らの存在の条件でもある瞬間の考察に、「わたし」は執心しているが、そうかといっ  
て瞬間は、「わたし」の探求が繰り広げられる、唯一で最終的な問題圏ではないと思わ  
れる。生成－消滅し、変転する瞬間の中に「わたし」はいて、「経過する瞬間  
(instante)と同じくらい何回も何回も、何千回もわたしは分裂する、わたしは断片的  
だ」(p.10)という認識が成り立ったとしても、その一方で、「わたし」を「わたし」  
として統一的に成り立たせている何かがあれば、そもそも「わたしは分裂する」とい  
う言い方自体が成り立たない。瞬間ということに関しては、「経過する瞬間」といった  
言い方が成り立つためには、瞬間に対して動かないマトリックスのようなものがなけれ  
ばならない。

「わたしは全くの空虚のなかで、この瞬間 (instante) にいて、次の瞬間  
(instante) を待っている。時間 (tempo) を数えることは、作業仮説にすぎない。  
しかし、存在するものは消滅するのであり、そのことが不変の、永続する時間  
(tempo) を考慮に入れるように促す。それは決して始まりもしなかったし、決し  
て終わりもしない。決して」(p.48)

かくして、始まりもなければ終わりもない、永続する時間と、次に、それに対応して  
存在する「何か」が要請される。この「何か」は全く捉えどころがないように思われる  
が、探求の深まりとともに、「わたし」は生の存在論へと向かっていく。この「何か」  
について、「わたし」は、それに近似するであろう様々な表現を用いて明らかにしてい  
く。まず、「ある (é, Ê)」<sup>6)</sup> という語がそれである。「しかし、言語の中でもっとも重要  
な言葉は、ただ一文字でできている。「ある (é, Ê)」がそれだ。わたしはその奥底にい  
る。まだ、いる。生きていて柔らかいその中心にいる。まだ」(p.26)。

「わたし」がこの「ある (é, Ê)」の奥底にいるとき、「わたしは質問をしない」(p.26)  
のだという。なぜなら、そのような場所においては、「いつであるか (quando é)」(p.  
26) に対する答えは「(そう) である (é)」(p.26) なのだから。これはいったいどう  
いうことか。普通の会話で「いつであるか (quando é)」に対して、「(そう) である  
(é)」と答えたのでは、全くの蒟蒻問答になってしまう。しかし、「彼女は美人であるか  
(Ela é bonita?)」に対して、「(そう) である (É)」と肯定して答えるのは全く普通の

仕方である。「いつであるか」という問に対して、普通は「明日だ」とか、「29日だ」といったかたちで人は答えるであろう。しかし、この種の答は「明日だ」ということによって、明後日でも、3日後でもないことを同時に語っている。明日を肯定しつつ、その他の日を否定するといった、限定をすることによって解答している。一方、「いつであるか (quando é)」に対する「(そう)である (é)」という答の仕方は、何も否定せず限定を加えず、「いつであるか (quando é)」という問そのものが全肯定されている。

こうして、「ある (é, É)」の奥底においては、なにものもそれ自身で肯定され、普通の仕方では回答を期待する質問は、実質的には無効なものになる。そこでは、「わたしはわたしの自己同一性によってだけ限定されている」(p. 26)。「それ自身である (é-se)」という場所において、わたしは透明で純粹なエクスタシーである。それはそれ自身である (É-se)。わたしはわたし自身である (Sou-me)。あなたはあなた自身である (Tu te és)」(p. 27)。このような場所では、個人を構成する諸要件、例えば、「わたしはブラジル人である」、「わたしは女である」、「わたしは30歳である」といった要件も、人物を特定するのに必要ではないだろう。端的に「わたし」とは「わたし自身」であるものなのだから。そうなってくると、わたしとあなた、わたしと彼、わたしとそれといった、それぞれの間の違いは不分明になってくる。わたしはわたし自身であり、あなたはあなた自身であり…といった仕方では、あらゆるものが差異を際立たせることなく、併存している。こうした「ある (é, É)」の領域を、「わたし」は別の言葉、「それ (it)」によってパラフレーズする。

「しかし、“it”という人格をもたない非人称的な (impessoal) ものの神秘も存在する。わたしは自分の内にこの非人称的なものを有していて、それは、時おり、わたしがどっぷりとつかることになる、個人にかかわる人称的な (pessoal) ものによって腐敗させられたり、墮落させられたりはしない。どっぷりとつかって水に濡れても、わたしは太陽で自分を乾かす。すると、わたしは、乾燥していて発芽力のある種子という、ひとつの非人称的なものとなる。わたしの人称的なものは、地面の腐植土だ。それは腐敗することで存続する。わたしの“it”は石膏のように固い」(p. 28)

「それ (it)」という言い方がなされるとき、叙述の多くは、根源的な生とでも仮に呼べるものへと向けられている。「ある (é, É)」に関して、すでに「その奥底で、わたしは人類には属していないという奇妙な印象を持っている」(p. 27)という言い方が、予言的に言われていたが、その内実がここに至ってはっきりしてくる。すなわち、「それ (it)」は「生き生きとして柔らかい」(p. 28)もので、「それ (it)」には「カキがもって

いる思考がある」(p.28) というのだ。「わたし」がレモンを滴らせて生カキを食べたとき、「わたしは生きているそれ(it)を食べていた」(p.28)。「わたし」と生カキの共通項は、素朴に言えば、生き物、ということであろう。しかし、「……それ(it)は純粋なエレメントだ。それは、時間(tempo)のなかの瞬間(instante)の原材料だ」(p.32)とまで言われると、「わたし」の思索の俎上にのぼっている「それ(it)」は、実際に目にすることのできる生き物すべての共通の、生命のエレメントであるとともに、「瞬間の原材料」として、生成-消滅し変転する力動性で特徴づけられる現象界のエレメントでもあることがみえてくる。このような「それ(it)」は明らかに「わたしの内部の超越性」(p.28)といえるだろうし、「生きているそれ(it)は神である」(p.28)とまで普遍化して語るのもあながち無理なことではないだろう。

「わたし」は、「ある(é, Ê)」や、「それ(it)」という言葉によって、語ってきたことを、さらに「X」という言葉を用いて敷衍する。「X」も「それ(it)」と同様に、「わたしの内に存在するものこと」(p.72)であり、同時に「X」の中に「わたしは浸され、包まれている」(p.72)。もとより、「X」は認知的に捉えることのできるものではない。「X」に気付くということは、別次元の感覚なのだ」(p.72-73)。「わたしの知らないすべてのものは、“X”の中にある」(p.72)のだが、「それ(=“X”)は音声にして発音することはできない」(p.72)。「しかし、“X”は身体をもつものに対してだけ、あらわれる。“X”は非物質的なものであるが、わたしたちの身体や、物の身体を必要とする」(p.73)。「わたし」は前節でみた瞬間の根拠について、このような「X」に即して、比喩的ではあるがもっとも明示的に説明する。

「わたしの中で震動する“X”。わたしは“X”の音叉が恐ろしい。チェロの弦のように振動するが、奏でると、旋律ではなく純粋な電気を発する、張り詰めた弦のようだ。音声にして発音することのできない瞬間(instante)だ。」(p.72-73)

このように、「わたし」によれば、「瞬間とは、止むことなく弾ける“X”の破片」(p.73)でもあったのだ。しかし、「X」自体は、瞬間の根拠として始まりもしなかったし、決して終わりもしない。であるから、「瞬間のこの煌めきは決して終わらない。……絶え間なく即興曲が続けられるのだ」(p.86)。「ある(é, Ê)」、「それ(it)」そして「X」について触れるとき、「わたし」の思索は存在論の領域に踏み込んでいる。だが、所詮それらの語は究極的には、「リアルなものへの単なるリファレンスに過ぎない」(p.73)。「わたしたちは固有のアイデンティティを、そしてリアルなものアイデンティティを、見つけようと絶望的な努力をしている」(p.73)。「わたし」の思索は、不可知論的な枠組みに捕らえられ、そこからの脱出は望めそうもない。にもかかわらず、瞬間の詩学を

構成しようと挑み続ける「わたし」に、文学者リスペクトールの矜持が読み取れる。

### 3. 結びにかえて

これといった登場人物もなく、出来事もなく、したがってプロットもなく、難解な思索が章立てもなしに延々と繰り広げられる『アグア・ヴィーヴァ』は、一読するだけでも読者にかかなりの忍耐を要求するが、そこからそのライトモチーフを取出し、再構成をすることはさらに困難な作業であった。それをともかく終えて、第1節の瞬間の時間論と第2節の移ろわないものの存在論という、二つの叙述のレベルをまとめたかたちで一応摘出したことで、本作の本格的な論述への第一歩は何とか印せたと考えている。小論を終えるにあたって、筆者の脳裏に浮かぶのは、次の「わたし」の言葉だ。

「わたしは人生の筋書きを持っていないのか。わたしは思いがけなくも断片的なのだ。わたしは、少しずつなのだ。わたしの物語は、生きることだ。そして、わたしは失敗を恐れない」(p.66)

「わたし」は人生を、言葉の普通の意味での物語というもので、うまく表象できるとは考えていない。だとすれば、本作品のこの一見不可解なスタイルも、生きることの物語ならざる物語を何とかかたちにしようとした、誠実な試みの帰着するところだったのかもしれない。

#### 《注》

- (1) 以下、本節におけるリスペクトールの伝記的事実、および『修養、あるいは喜びの書』の内容紹介は、主に次の書に従った。Rosenbaum, Yudith, *Clarice Lispector* (São Paulo: Publifolha, 2002).
- (2) 『アグア・ヴィーヴァ』(*Água Viva*, 1973)の底本としては以下のものを用いた。  
Lispector, Clarice, *Água Viva: ficção* (Rio de Janeiro: Editora Rocco Ltda., 1998).  
『アグア・ヴィーヴァ』からの引用は、この書における対応するページ数のみを記す。  
ポルトガル語のáguaは水と訳される。またvivo(vivaはこの形容詞の女性・単数形)には、生きている、活発な、生き生きとしている、強烈な、鮮やかな等々といった基本的な訳語がある。であるから、本作品のタイトルの訳としては、『迷る水』、『生動する水』、『生き生きした水』あたりが妥当と考えられるが、いずれも原語のもつ多義性をよくくみ取ってはならず、また、原著者が意図したであろう、タイトルの喩的、象徴的な作品本体との呼応、共鳴を十分に表現しているとは考えがたい。よって小論では、暫定的に、原音に近い日本語表記をタイトルの訳とした。
- (3) クロニカ(crônica)とは、一般的には新聞・雑誌の時評欄を指すが、こうした欄に掲載される、主に日常生活等を題材とした、短い文学的テキストを総称しても使われる。ここで

は、後者のことである。

- (4) Peixoto, Marta (Borges, Maria Luiza X. de A. tr.), *Ficções Apaixonadas* (Rio de Janeiro: Vieira & Lent, 2004), pp 139-159.
- (5) 瞬間 (instante) と瞬間—今 (instante-já) という語は、厳密にはわけて考察するべきであるが、ほとんど同義語のように使用されている箇所もあり、ここではそのように扱う。ただ、瞬間—今という語を構成する、今 (já) という語の基本的訳語に「すでに」があるということからも、この瞬間—今の方が移ろいやすさをより多く含意していると思われる。
- (6) é および Ê は、ポルトガル語の動詞 ser の直説法現在三人称単数形。動詞 ser は繫辞として使われるとともに、「存在する」という訳語をもつ。英語における is にほぼ相当すると考えてよい。

# 学生の実態に即した保育実習日誌 作成の取り組み

山 田 克 己

Approach of child care practice diary making  
that suits student's realities

Katsumi YAMADA

キーワード：実習日誌，記述時間，アンケート調査，様式の改訂，全道統一の日誌

## はじめに

保育士・幼稚園教諭の養成校では、資格・免許を取得するために保育所と幼稚園で実習を行うことが義務付けられている。その際、学生は実習の流れや内容を「実習日誌」に記録するのだが、その記述にかなりの時間を費やしている実態が実習後のアンケート結果から見えてくる。時間がかかる要因として、1日の活動のどこに焦点を当てたらよいか理解していない事や、日誌に示されている欄にどのような内容を記述すべきか迷ってしまう事などが挙げられる。また、2年生になると実習日誌の他に指導案を作成しなくてはならないため、帰宅後の作業時間が膨大となり、十分な睡眠時間を確保できていないのも現状である。その結果、体調を崩して実習を休まざるを得ない者や、子どもと遊ぶエネルギーが保てず身体を十分に使った遊びを展開することができない状態になる者が毎年のように出現する。実習本来の目的は保育現場において直接子どもとふれあい、机上では学ぶことができない様々な体験をするところにあるが、それを全うすることができない実態があると言わざるを得ない。

アンケートを開始した当初は健康維持に必要な睡眠時間は一般論として1日6時間以上とされていた事から、1日の実習を終え帰宅してから実習日誌にかける時間を2時間以内、指導案にかける時間を2時間以内で終わらせる必要があると考えていた。

そこで、実習日誌の内容を疎かにする事なく記述に要する時間を2時間以内に終わら

せる事を目標にし、翌日の保育に耐えうるだけの睡眠時間を確保するための日誌の書式作成と、日誌を記述するためのスキルアップを図る授業の構築を目指し、平成16年度より日誌様式の改訂に取り組み、平成22年度まで行ってきた。

健康維持に必要な睡眠時間については、2008年に島悟氏が発表した論文「過重労働とメンタルヘルス」において、メンタルヘルスを維持する上では6時間以上の睡眠の確保が望ましいとされている。また、2012年に独立行政法人労働安全衛生総合研究所が発行した「長時間労働者の健康ガイド」でも1日6時間以上の睡眠を取る事と示されている。

一方、保育現場では養成校によって異なる実習日誌や評価表の違いに指導担当保育者が苦慮している実態が以前よりあった。その問題を受け全国保育士養成協議会北海道ブロックでは、平成23年度より各養成校が協力し合って実習日誌及び評価表を統一することが望ましいと判断をし、研究を推進することとなり筆者がその一員となった。その研究班では25年度より全道で統一された日誌様式を試行する計画が立てられた。従って23年度と24年度は現行の様式で行い25年度は全道での統一様式を使用した。

本研究では平成19年度より取り組んだ学生へのアンケート調査で得られた数値を示し、改善してきた内容が日誌記述の短縮に繋がったかどうかを検証すると共に、25年度に限っては、実習日誌が全道レベルで改変された事によってどのような影響を及ぼしたのか検証し、今後の授業内容を精査する為に活かす事を目的とする。

## I 調査対象

本学保育科学生のうち、平成19年度～平成25年度の保育科学生を調査対象とした。

表1 調査対象表

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1学年	59名	49名	43名	53名	62名	61名	65名
2学年	58名	58名	48名	40名	53名	61名	60名

## II 調査方法

平成16年度～18年度の期間は本学学生が実習で感じた様々な事柄を口頭発表し、そこから抽出したものを日誌様式改訂の参考とした。平成19年度からはアンケート項目をほぼ統一した。

調査期間

1 学年：9 月（保育園・幼稚園）

2 学年：6 月（保育園），9 月（幼稚園）

### Ⅲ アンケート内容

16 年度～18 年度の口頭発表は，実習をしてきた意味を自分なりに見出す事を目的に，自分の経験した事や学びを他者に伝える実習報告会という形で行った。また発表項目の中に記入しづらい項目や記入に費やした所要時間等も織り交ぜる形式を取った。

19 年度～25 年度は，1 年生において実習日誌に関する実態把握以外に，学生が実習を振り返り，内面を見つめる機会となる項目を立てた。2 年生においては，指導案に関する実態把握と学生が今後の見通しを立てるきっかけとなる項目を加えた。

### Ⅳ アンケート結果と日誌の改訂

調査結果については 9 項目を用意し，本論では日誌記述時間のデータのみを採用した。

#### 1. 平成 15 年度までの日誌

筆者が赴任する以前は 1 年生が様式 1（図 1～図 2）の 2 ページ，2 年生が様式 2（図 3～図 6）の裏表 4 ページを使用しており，各ページを取り外すことができない冊子タイプであった。様式 2 については在庫が豊富にあったため以後 2 年間使用することにした。

#### 2. 平成 16 年度～17 年度

実習報告会の口頭発表では，1・2 年生共に「ページがばらばらになる日誌が良い」と発表する学生が多く，主な理由として，「指導してくださる先生がその日のうちに実習日誌を実習生に返却しなければならず，ファイル形式であるとありがたいと保育現場の指導担当者から直接要望があった」等が挙げられた。また，2 年生においては図 4 様式 2-2「保育者の指導（ことばかけ指導，援助）」の項目について「自分が行動するので精一杯であり，先生方の動きを意識できない時間帯が多くあり，記述が難しい」という意見が多かった。

1 年生においては，保育現場の実習担当の先生に負担をかけずに指導していただきたいと考え 17 年度より「指導者からのコメント」を削除した様式にしたが，保育現場サイドより「実習園側が指導しなくてもよいのか」という指摘が数件あった。

### 3. 平成 18 年度

同一様式の実習日誌を 2 年間使用したので、18 年度は日誌項目改訂作業に着手した。まず、17 年度の調査結果から日誌の形態は 1・2 年生共に冊子状のものからファイル状のものに変更した。また、日誌の整理を容易にするため、ファイルの色を、1 年生保育所は青、幼稚園は黄色、2 年生保育所は緑、施設は白、幼稚園は赤にした。

事前指導では、漠然とした実習にならぬよう、実習生が意識しなければならない重要なポイントとして、子どもとの関わりから何を学びたいか予め幾つか定めておく事。更には実際に子どもと関わる中で、気になる子が表れ、疑問に思う事が出てきたりした場合は、翌日に直接その子と関わる手立てを講じる事だと具体的な事例を挙げて説明している。しかし 16 年度～17 年度に提出された 2 年生の実習日誌では、図 3 様式 2-1 の項目「本日の実習の着眼点」に書かれている内容が図 6 様式 2-4 の項目「感想・反省・質問」に反映されず、単なる日記のような記載にとどまっているものが多く見られた。そこで、図 3 様式 2-1 の項目「本日の実習の着眼点」を図 7 様式 3-1 の項目「実習生の目標」に変更すると共に、口頭発表の意見を受けて図 4 様式 2-2 の項目「保育者の指導」を削除した。また、できるだけ 1 ページ内に収めて記入できるよう図 5 様式 2-3 の空白のページも削除した。図 8 様式 3-2 には 1 日の目標をより意識化して実習することができるよう「目標の評価」を項目に加え、子どもに誘われるがまま遊んでしまい、漠然とした実習になっている面（口頭発表でも類似した内容多数あり）が見られたため「新たな発見や体験」も改訂項目に加えた。

1 年生に関しては項目を変更しなくてはならない大きな問題がなかったため改訂はしなかった。

### 4. 平成 19 年度

実習日誌の項目を改訂した年から 2 年間は同一の様式で実施しなければ、検証できないと考え 2 年生の実習日誌の図 7 様式 3-2 は改訂しなかった。しかし、この年から初めて 2 年生に「一場面記録」図 8 様式 4 を導入した。その目的は、子どもの気持ちに寄り添い、個に目を向ける意識を持つ事である。また、同じクラスにおいて 2 回目以降、つまりクラスの流れを一度体験してから使用するが、実習園側でデیلیー形式での統一を求められた場合は、それに従うものとした。当初は予め視点を定め子どもと関わることにより、デیلیー形式で記入するよりも短時間で記入できるのではないかと予想していたが、事前の指導が不十分であったためか 6 月の保育実習後に実施したアンケート結果からは「一場面記録の記入に手間取った」と挙げた者が 33%いた。更に「新たな発見や体験」と挙げた者は 30%であった。書きづらい理由としては、一場面記録が「何を書いたら良いのか困った」「10 日間 1 歳児の同じクラスが担当だったため、会話形式で

記述するのが困難だった」等である。「新たな発見や体験」の項目では、「新たな発見が日を追うごとに少なくなった」「反省・感想の部分と内容が重なってしまう事が多かった」等であった。

これを踏まえ「一場面記録」については、実習後の授業において日常的な会話に注意を向け、それを記述する練習をしたり、グループ討議を行って印象に残った会話を抽出したりする事を実施した。「新たな発見や体験」の項目は、他の項目との違いが何処にあり、保育の何処に目を向けるべきか学習する方法を取った。

その後9月末に行ったアンケートでは、「一場面記録」を書きづらいと挙げた学生は13%となり、口頭ではあるが、「この様式があったからこそ実習日誌を書く時間が短縮された」と発言した学生が4割近くいた。「新たな発見や体験」の項目については書きづらいと答えた学生が29%となり、授業の効果はあまり見られなかったと判断せざるを得ない実態となった。

1年生は書きづらい項目として、「指導事項」を挙げたものが40%おり、その主な理由として「先生からのアドバイスや注意が少ない」を挙げている。次に書きづらい項目として「学習事項」（今日の活動を通して自ら学んだこと、先生方の姿勢から学んだこと）が20%であった。主な理由として「指導事項（指導の先生、他の先生からいただいたアドバイス、注意批判など）の内容と重なる面が多く、区別するのが難しい」を挙げている。また、書きづらい項目が無かったと挙げた学生は15%であった。

## 5. 平成20年度

19年度の調査結果を踏まえ、裏面の項目を1年生の実習日誌は図9様式5に、2年生の実習日誌は図10様式6に改訂した。1年生の日誌を改訂するに当たって留意した点は、「子どもの様子」の欄には、子どもと直接かかわった様子や客観的に見て気になった子どもの様子のみを記述し、そこから感じた事や学んだ事を「学習事項」に記入するようにした事である。

2年生の日誌を改訂するにあたって留意した点は、1日の活動を、中心となる活動（その日の中で最も時間をかけて行った活動）と、それ以外の活動（自由活動・朝、帰りの会・昼食・午睡・おやつ等）に分割し、中心となる活動は配属されたクラスの先生の保育から気付いた事や学んだことを記入し、その他の活動は子どもと直接触れ合う機会が多くある自由活動での出来事を記入するようにした事である。また、一斉活動という形態を取っていない実習園については、中心となる活動の枠を拡大して記入するようにした。

この年の1年生の日誌に関する実習後のアンケート調査結果からは、書きづらい項目として図9様式5の「子どもの様子」を挙げたものは14%、「学習事項」は22%で合計

37%となった。この2項目における19年度の割合は61%であった。また、書きづらい項目が無かったと回答した者が前年度の19%から51%となった。2年生は保育実習後のアンケート調査では、書きづらい項目として図10様式6の「中心となる活動から気付いた事」を挙げた者は10%、「その他の活動から気付いたこと・反省」を挙げた者は14%であった。教育実習後のアンケート調査では、「中心となる活動から気付いた事」を挙げた者は14%、「その他の活動から気付いたこと・反省」を挙げた者は4%となっており、「その他の活動から気付いたこと・反省」の項目に関しては、記述に対し多少慣れてきた事が伺えた。

## 6. 平成21年度

日誌改訂の方針（2年間は継続する）により1・2年生共に20年度の様式を継続した。

この年の1年生のアンケートでは、様式6の項目「学習事項」が20%おり、主な理由として「反省・感想の項目と区別をつけるのが難しかった」と挙げている。2年生の6月のアンケートでは図8様式4の「一場面記録」を書きづらいと挙げている者が58%であり、図10様式6の項目「中心となる活動から気付いた事」については4%であり、「その他の活動から気付いたこと・反省」は8%であった。この結果を踏まえ19年度と同様に「一場面記録」の記入練習を行ったところ、9月のアンケートでは「一場面記録」を書きづらいと答えた者は16%に減少した。「中心となる活動から気付いた事」と「その他の活動から気付いたこと・反省」は夫々5%であった。

## 7. 平成22年度

21年度の結果を踏まえ裏面の項目を1年生の実習日誌は図9様式5の「学習事項」と「反省・感想・質問」を統合し「子どもの様子」の項目と連動している事を強調するために「※子どもの様子から学んだこと、先生方の姿勢から学んだこと」を記入する図11様式7に改訂した。2年生の実習日誌は大きな問題が無いと考え、改訂しなかった。但し、図8様式4の「一場面記録」に関しては、先述したその目的について実習園に対し書面をもって周知した。

この年の1年生のアンケートでは「目標の立て方がよく分からなかった」が13%おり、その答えがそのまま「学習事項及び反省・感想」に反映され、11%が書きづらいと答えている。2年生の6月のアンケートでは、図8様式4の「一場面記録」を書きづらいと回答した者が17%となった。また、図10様式6の「中心となる活動から気付いたこと」が34%となり、「その他の活動から気付いたこと・反省」は11%であった。主な理由として2項目共に「中心となる活動とその他の活動との区別がつかなかった」と挙げている。この結果を受け、授業では各項目にどのような内容を記述すべきか学生と共に

に検討し、理解しやすいように具体的事例を多く示すようにした。その結果9月のアンケートでは、「一場面記録」が書きづらいと回答した者が10%となった。また、「中心となる活動から気付いたこと」が20%となり、「その他の活動から気付いたこと・反省」は5%となった。

## 8. 23年度・24年度

23年度の1年生については図11様式7の学習事項及び反省・感想の項目において横書きタイトルの「先生の姿から学んだこと」を削除し、「子どもの様子から学んだ事などをまとめる」だけに変更した。理由としては、日によって先生方の様子をじっくりと見る事が出来ない状況があり、結果的に記入材料が殆ど無い時がある。しかし、その項目が用意されていると嘘でも書かなくてはならないという学生の声意外に多かったからである。この項目以外はデイリー形式も含め23年度・24年度の2年間は変更しなかった。

24年度の1年生のデータは、担当教員間の意思疎通が滞ってしまい、アンケートを実施していない事に気付かず、データを得られなかった。

2年生については図10様式6の2項目から学習事項及び反省・感想の1項目とし、横書きタイトルに「目標と関連した内容及び気付いた事などをまとめる」を加えた。これは1年次に使用した日誌様式を引き継ぎながら、自信が立てた目標を意識した実習にする為であった。24年度は25年度から全道統一様式になることを踏まえ23年度と同様の様式にした。

## 9. 25年度

全道統一様式は1・2年生共に図12様式8及び図13様式9に統一することにした。

この様式で以前の様式と明らかに違うところは、デイリー形式の項目に「保育の流れと保育者の援助」が加えられたところである。これは初めての項目だった為、書きづらかったと答える学生が多いのではないかと予測していたが、1年生が12%、2年生が9%に留まった。それ以外の項目は本学の様式とほぼ同じものとなった。

日誌の記述時間において1年生は23年度との比較になるが、保育園・幼稚園共に大きな変化は無かった。しかし、2年生は保育園において2時間未満で終了している学生が例年と比較すると20%ほど少なかった。幼稚園においては2時間未満で終了している学生が僅かであるが例年より少ない。

2年生のみが使用する一場面記録は実習期間中に最低1回は記述することとし、後は本人と実習先の先生との協議で記述する回数を決定するものとした。その結果、一場面記録がかきづらいと回答した学生は1名であった。









## V 授業間リンクと内容の工夫

学生が実習日誌を2時間以内で書き上げる為には、日誌の様式を工夫するだけでは成し遂げられない。特に、感じたことや思ったことを文章に表す学生個人の能力が重要な鍵となる。そこで、実習指導の授業時間内に展開しきれない内容を他の授業で補う事を実際に行っている。また、実習指導の授業の中で教員が模擬保育を行い、学生は子ども役と実習生役の2グループに分かれて活動の様子を日誌に記述し、どのような視点で記述したのかを確認していく作業も行っている。

## VI 考 察

本研究は19年度からの実習日誌改訂と学生の実習日誌記入所要時間との相関関係を調査し、過去の取り組みを検証すると共に実習日誌の様式をグローバルな視点から再度見直し、学生が書きやすく充実した内容の実習日誌作成へ繋げたいと考え実施した。

学生が実習日誌記入に費やす時間は、先に述べたように2時間以内が理想と言える。そこで、表2～表5共に2時間未満・2時間以上のカテゴリーでそれぞれが占める割合を算出した。

1学年より2学年のほうが2時間以内で日誌を書き終えている割合がかなり多い。これは日誌の様式を工夫した要因よりも、経験の量と指導案の作成を抱えている状況下でできるだけ早く終わらさなくてはならないという条件の違いが影響していると推察できる。様式を改訂したことと日誌記述時間との相関関係は1学年のある年と次の年の2学年を比較しなくてはならない。その観点からすると保育園も幼稚園も影響している可能性がある。

本稿は日誌記述時間だけにターゲットしているが、授業間リンク等の様々な要素が影響しているため、どのファクターが日誌記述時間を縮めることに影響したかを明確にすることは難しい。しかし、学生が良い実習を行える為にあらゆることを考え、授業に取り入れていく事が教師としての務めであるため、その中で授業の成果を科学的に捉える方法を見出していく試みは必要だと考えている。

### 1. 1年生

平成19年度以降の1年生の実習日誌改訂は平成20年度と22年度に行われた。従って2時間以内で記述している学生の割合を、質問紙法による調査結果で前年度と比較してみると20年度の保育所は50.8%から49.0%へ、幼稚園は64.4%から57.1%へと推移

し、22年度の保育所は72.1%から49.1%へ、幼稚園は86.0%から66%へ推移している。また、改訂しなかった21年度は保育所・幼稚園共に記入時間が短縮されている。

平成22年度の保育所における2時間以内に記述している学生が極端に減っているのは1年生は日誌を2時間以内で書けている学生の割合は保育所より、幼稚園のほうが多い。これは、実習時期が保育所のほうが前に行われており、幼稚園は2回目の実習であることから「書き慣れた」結果だと判断できる。

## 2. 2年生

2年生の改訂は平成20年度と、改訂ではないが、22年には一場面記録の取り扱いについて実習園に周知したことが挙げられる。そこで1年生と同様に比較すると20年度の保育所は80.7%から94.8%へ、幼稚園は74.1%から88.2%へ推移し、22年度は保育所が85.4%から97.4%へ、幼稚園が81.1%から90.0%へ推移している。この数値は1年生と違い、1年間経験したうえで実習に臨んでいるため、学生からのアンケートの記述部分を基に実習日誌を改訂した事がそのまま活かされていると考察することができる。また、22年度は9割以上の学生が2時間以内に日誌を仕上げしており、これは一場面記録（様式4）の使用目的を実習園に理解してもらえた事が大きいのではないかと推測される。21年度までは一場面記録の取扱いは配属されたクラスの先生に、直接学生が口頭で説明する形態を取っていた為、指導して下さる先生方の理解が十分にされず、一場面記録を使用する学生が少なかったり、使用しても快く受け入れてくださらなかったりしたことが、実習巡回時の聞き取りからも推察される。

日誌記述時間における1年生との相違点は、保育所の方が2時間以内に記述している学生の割合が多いところである。本来ならば最後に行われる幼稚園実習が日誌を記述する時間において最も短くなる事が「慣れ」という観点からは予測される。しかし、これについては幼稚園現場における指導体制が2年生に対してはきめ細やかに行われ、日誌の記述内容に高い質を求めてくるという特徴が大きな要因になっていると、実習後の返却された実習日誌から推察することができる。

## ま と め

実習日誌の記述時間は2時間以内が理想という目標を掲げ、学生の実態に即しながら学生が書きやすく、後になってそれが十分に生かされる実習日誌の様式を模索して7年間チャレンジしてきた。その結果、2年生の80%以上が実習日誌を2時間以内で書き終えることができているという成果をもたらしたと言える。しかし、1年生は実習日誌を改訂した年よりも改訂していない年の方が、日誌記入に時間がかかっていない結果とな

り、今後の課題となった。

本研究の目的は、実習日誌の記述内容をある一定水準に保ちながら、記述に費やす時間を短縮する方法を、様式や項目内用に工夫を加え導き出すことと、授業内容を工夫し、学生の文章表現能力や観察能力を向上させるところにあった。その結果は考察で述べた通りであるが、本学で進めてきた日誌様式の改訂が全道統一された日誌に大きく影響し、本学の日誌様式とほぼ同一になった事は大きな成果といえる。

#### 参考文献

- 1) 厚生労働省編 (2008), 保育所保育指針解説書, フレーベル館
- 2) 河邊貴子・鈴木隆 (2006), 保育・教育実習, 同文書院
- 3) 相馬和子・田中カヨ子 (2004), 実習日誌の書き方, 萌文書林



## ご挨拶

高橋 都彦  
(商学部教授)

定年退職するにあたりご挨拶申し上げます。非常勤講師として7年、また専任教員として35年、都合42年の長きにわたり一般教養科目のうちの第二外国語のひとつブラジル・ポルトガル語を担当させていただいた拓殖大学に、まず心より御礼申し上げます。第二外国語としてのブラジル・ポルトガル語の教員を専任として採用している大学は拓殖大学を措いて他には知りません。また、在職中ご指導、ご啓発、ご厚誼をいただいた多くの先生がたに、さらにお世話になった学務課、入学課、図書課をはじめとする各事務部の皆様にも、この場を借りて御礼申し上げます。

ブラジル・ポルトガル語の教育については、わたくしが専任に迎えられたころにはまだ、ブラジルを卒業後の活躍の場としたいと熱望する学生がおり、履修者も毎年100名前後にのぼりました。その後、むしろブラジルから日系人が人手不足の日本にやってくるというような事態になり、残念ながら本学でも履修者が減少しました。しかし近年のブラジルの経済発展は目覚ましく、従来とは異なる様相から今後、ブラジルと日本はますます緊密な関係を築くことになると予想されます。ブラジル・ポルトガル語にかんする研究は、世界でももっとも多くの日系人がブラジルに居住している割には、遅れていると言わざるをえません。わたくしは、ポルトガル語・日本語辞典の編纂やポルトガル語文学の翻訳・紹介に努めてまいりましたが、退職後も微力ながらこれを続けたいと考えております。

最後になりましたが、拓殖大学のご発展と教職員の皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げ、退職のご挨拶とさせていただきます。

## 高橋都彦教授略歴

### 《生 年》

昭和18年10月25日 東京都生まれ

### 《学 歴》

昭和37年3月 東京私立芝高等学校卒業

昭和38年4月 東京外国語大学ポルトガル・ブラジル科入学

昭和42年3月 同大学卒業

昭和42年4月 東京外国語大学大学院外国語研究科（ロマンス系言語専攻）修士課程入学

昭和43年7月 同大学院休学し、ブラジル政府給付留学生として同国国立リオ・デ・ジャネイロ大学文学部へ聴講生として入学（昭和45年3月まで）

昭和45年4月 前記大学院に復学

昭和46年3月 前記大学院同課程修了（文学修士）

### 《職 歴》

昭和46年4月 上智大学外国語学部ポルトガル語学科非常勤講師（ブラジル文学担当，平成11年3月まで）

立教大学ラテンアメリカ研究所非常勤講師（ポルトガル語会話担当，昭和62年3月まで）

昭和47年4月 東京外国語大学ポルトガル・ブラジル語学科非常勤講師（ブラジル文学担当，平成19年9月まで）

拓殖大学商学部非常勤講師（ブラジル語担当）

昭和53年4月 日本大学農獣医学部拓殖学科非常勤講師（ブラジル語担当，昭和58年3月まで）

昭和54年4月 拓殖大学商学部専任講師（ブラジル・ポルトガル語担当）

昭和57年4月 拓殖大学商学部助教授（ブラジル・ポルトガル語担当）

昭和62年4月 早稲田大学語学教育研究所非常勤講師（ポルトガル語担当，平成9年3月まで）

平成元年4月 拓殖大学商学部教授（ブラジル・ポルトガル語担当）

平成19年4月 拓殖大学図書館長（平成23年3月まで）

平成26年3月 拓殖大学商学部教授を定年退職

## 《受賞》

平成19年11月3日 拓殖大学総長表彰

平成19年12月18日 在日ポルトガル大使館ロドリゲス通事賞

## 《主要業績（発表順）》

1. 論文：Bicho e Homem：Uma tentativa para a análise estrutural de “Vidas Secas” de Graciliano Ramos, *Anais IV-VI*, 1973
2. 共著：『演習ポルトガル語』（富野幹雄氏と共著）鳳書房, 1973年
3. 論文：「20世紀のブラジルの小説——グラシリアーノ・ラーモス」『月刊スペイン語』9・10月号 1973年
4. 共著：『ブラジルポルトガル語の入門』（富野幹雄氏と共著）白水社, 1974年
5. 著書：『ブラジルの文学』上智大学イペロアメリカ研究所, 1975年
6. 啓蒙：「ローザの文壇デビューと死」筑摩世界文学大系 79, 第 83 巻付録, 1975年
7. 論文：「ブラジルの新しい小説：Avalovara」『立教大学ラテン・アメリカ研究所報』1977年
8. 訳書：「瘡」（ギマランイス・ローザ）『世界短編名作選ラテンアメリカ編』新日本出版社, 1978年
9. 共著：『標準ブラジルポルトガル語会話』（富野幹雄氏と共著）白水社, 1978年
10. 訳書：『老練なる船乗りたち』（ジョルジュ・アマード）旺文社文庫, 1978年
11. 論文：「J. アマードの文学的軌跡——《カカオもの小説》を通じて」『拓殖大学論集』131号, 1980年
12. 対訳書：『マシャード短篇選』大学書林, 1982年
13. 共訳：『ブラジル 世界の教科書=歴史』（富野幹雄・金七紀男・鈴木茂氏と共訳）ほるぷ出版, 1982年
14. 論文：「ジョルジュ・アマード——プロレタリア小説作家からストーリーテラーへ」『イペロアメリカ研究』第IV第2号, 上智大学イペロアメリカ研究所, 1982年
15. 対訳：『ある在郷軍曹の半生』（マヌエル・アントニオ・デ・アルメイダ）大学書林, 1983年
16. 訳書：『G・Hの受難/家族の絆』（クラリッセ・リスベクトール, 「G・Hの受難」は単独訳, 「家族の絆」は分担訳）集英社, 1984年
17. 論文：「『戦いに疲れたテレザ・バティスタ』とブラジル北東部地方の民衆文学」『立教大学ラテンアメリカ研究所報』創立20周年記念号, 1984年
18. 対訳：『ある在郷軍曹の半生（第2部）』（マヌエル・アントニオ・デ・アルメイダ）大学書林, 1985年

19. 対訳：『オヨネとコハル』（ベンゼラウ・デ・モラエス）（深沢暁氏と共訳）大学書林，1986年
20. 論文：「ブラジル文学におけるインディオ」『ラテンアメリカ——歴史のなかの文学』上智大学イベロアメリカ研究所，1989年
21. 対訳：『ネグリーニャ』（モンテイロ・ロバット）大学書林，1989年
22. 共著：『Kenji e Yumi no Brasil ブラジルポルトガル語/会話と文法』（深沢暁氏と共著），鳳書房，1990年
23. 辞典『増補改訂新潮世界文学辞典』（ラテン・アメリカ文学共編集者，12項目執筆）新潮社，1990年
24. 訳書（分担訳）「ポルトガル語の文学」『理想の図書館』（ベルナル・ピヴォー他編）パピルス，1990年
25. 報告：「研究会〈外国語辞典編纂上の諸問題〉の成果報告」『語学研究』70号，拓殖大学語学研究所，1992年
26. 著書（分担執筆）『激動の文学——アジア・アフリカ・ラテンアメリカの世界』信濃毎日新聞社，1995年
27. 報告：「ポルトガル短期留学報告」『語学研究』80号，拓殖大学語学研究所，1995年
28. 辞典：『現代ポルトガル語辞典』（池上岑夫・金七紀男・富野幹雄氏と共編）白水社，1996年
29. 事典：『集英社世界文学大事典 全6巻』（ブラジル文学人名項51，事項7執筆）集英社，1996～1997年
30. 共著：『ブラジル研究入門 知られざる大国500年の軌跡』（金七紀男・住田育法・富野幹雄氏と共著）晃洋書房，2000年
31. 研究ノート：「フェルナンド・ペソアの詩集『メッセージ』解題」『人文・自然・人間科学研究』11号，拓殖大学人文科学研究所，2004年
32. 辞典：『現代ポルトガル語辞典〔改定版〕』（池上岑夫・金七紀男・富野幹雄・武田千香氏と共編）白水社，2005年
33. 訳書：『不安の書』（フェルナンド・ペソア）新思索社，2007年
34. 論文：「時代と国境を超えたブラジルの作家マシャード・デ・アシス」『学鏡』Vol. 105 No. 1, 2008年
35. 啓蒙：「ペソアを翻訳する——『不安の書』と相まみえて」『國文学』第53巻7号，2008年
36. 著書：『ブラジルポルトガル語の基礎』白水社，2009年
37. 辞典：『岩波世界人名大辞典』（ポルトガル・ブラジル文学38項目校閲・執筆）岩

波書店, 2013 年

38. 辞典：『現代ポルトガル語辞典〔第3版〕』（池上岑夫・金七紀男・富野幹雄・武田千香氏と共編）白水社, 2014 年 3 月（予定）



## ご挨拶

森 下 義 仁  
(商学部教授)

いよいよ今春三月を以て退職することになりました。昭和45年に体育科教員として採用され、足かけ43年にわたる職責を無事に終わることができましたのも多くの皆様のおかげだと深く感謝しております。

体育教員として拓殖大学が茗荷谷キャンパスだけの時代から、八王子キャンパス移転後の現在まで「大学体育」で何をなすべきかを模索してきました。少しは改善できたかと思う反面、「日暮れて道遠し」の心境のままキャンパスを去るのが少し寂しいです。

他面では、スポーツコーチとして、課外活動で拓殖大学男子バスケットボール部の育成に情熱を注ぎました。大学関係者はもとより全国の多くのバスケットボール関係者のサポートを受け、年々成長し指導12年目で全日本大学バスケットボール選手権初優勝をなし、大学バスケットボール界における拓殖大学の基盤を作れたのではないかと感じております。これも、私の未熟さを助けてくれた素晴らしい学生たち、そして多くの学内の皆様のご支援の賜物だと深く感謝致しております。有難う御座いました。

私は「スポーツのコーチ学」を主たる研究対象としてきてまいりましたが、人間が人間を指導する実践分野ですから、研究領域の広さに惑わされ、いまだこれだという確信を得るには至っておりません。いまだ未熟を痛感しております。しかし、2020年の東京オリンピックが決定致しましたので、今後も日本バスケット界の育成強化に役立つ私なりのコーチング理論の確立に励んでいきたいと思っております。

末尾になりましたが、退職に際し「公開講座」で講演の機会をいただき、また過去に拙稿を掲載いただいた拓殖大学人文科学研究所、並びに拓殖大学研究所の皆様に深く感謝申し上げます。今後のますますの発展をお祈り致しております。

## 森下義仁教授略歴・業績

### 《生 年》

昭和19年（1944年）2月29日 長崎県長崎市生まれ

### 《学 歴》

昭和39年3月 長崎県長崎市立高等学校卒業

昭和39年4月 東京教育大学（現・筑波大学）体育学部健康教育学科入学

昭和43年3月 同大学卒業

昭和43年4月 東京大学大学院教育学研究科（体育学専攻）修士課程入学

昭和46年3月 同大学院同課程修了

### 《職 歴》

昭和46年4月 拓殖大学商学部 助手兼講師

昭和49年4月 商学部 専任講師

昭和54年4月 商学部 助教授

昭和61年4月 商学部 教授・現在に至る

### 《受 賞》

特記事項なし

### 《著作一覧（主題別・年代順）及び指導実績》

#### 論 文

1. スポーツと政治（1）1973年10月 拓殖大学論集 92号
2. スポーツと政治（2）1974年1月 拓殖大学論集 95号
3. スポーツと政治（3）1975年8月 拓殖大学論集 101号
4. コンディショニングとトレーニング 1975年3月 拓殖大学論集 99号
5. 運動選手の精神適性 1977年3月 拓殖大学論集 110・111号
6. スポーツコーチのための兵法「孫子」1985年5月 拓殖大学論集
7. 兵法「呉子」とスポーツ戦略 1986年6月 拓殖大学論集 161号
8. スポーツの「コーチ哲学」に関する一考察 2011年3月 拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究集 25号

## バスケットボール指導書

1. スポーツコーチ実践講座「バスケットボール」共著 1983年5月 ぎょうせい pp. 15-251
2. ジュニアのバスケットボール 単著 1986年7月 ベースボールマガジン社
3. ノンストップ・バスケットボール 共著 1988年7月 大修館書店 pp. 77-101
4. コンバースクリニク「バスケットボール」監修 1985年11月 日本文化出版
5. ビデオ「イマジネーション・バスケットボール」共著 1986年9月 新学社
6. 日本バスケットボール協会「バスケットボール指導教本」共著 2002年4月 大修館書店 pp. 257-275, pp. 294-303

## 翻訳書（共訳）

1. ザ・コーチ 共訳著 1988年 日本文化出版
2. ウイニング・バスケットボール 1992年 共訳書 1992年8月 大修館書店

## 《バスケットボールの指導実績》

### 日本バスケットボール協会

- 1979年-1995年 日本バスケットボール協会強化委員会委員
- 1981年4月 ユニバシアード（ルーマニア）日本代表バスケットボールチーム監督
- 1983年4月 アジア大会（インド・ニューデリー）日本代表チームコーチ
- 1987年4月 ユニバシアード（西ドイツ）日本代表チーム監督
- 1989年4月 ユニバシアード（イギリス）日本代表チーム監督
- 2000年4月-2010年 日本バスケットボール協会 コーチコミッティー副会長
- 2003年3月-現在 日本バスケットボール協会 公認スポーツ指導者講習会 講師
- 2012年4月-現在 日本バスケットボール協会 コーチング委員会委員（日本体育協会 公認マスターコーチ・日本バスケットボール協会 A 級コーチ）

### 国民体育大会開催県の指導実績

- 1986年4月 群馬県バスケットボール協会 国民体育大会アドバイザーコーチ
- 1988年4月 山梨県バスケットボール協会 国民体育大会アドバイザーコーチ
- 1989年4月 沖縄県バスケットボール協会 国民体育大会アドバイザーコーチ
- 1991年4月 石川県バスケットボール協会 国民体育大会アドバイザーコーチ
- 1992年4月 山形県バスケットボール協会 国民体育大会アドバイザーコーチ
- 1993年4月 徳島県バスケットボール協会 国民体育大会アドバイザーコーチ
- 1995年4月 福島県バスケットボール協会 国民体育大会アドバイザーコーチ

2004年4月 埼玉県バスケットボール協会 国民体育大会トップコーチ

2011年4月－現在 長崎県バスケットボール協会 国民体育大会強化コーチ

#### 拓殖大学男子バスケットボール部指導実績

◆ 全日本大学バスケットボール選手権大会の戦績のみ記載

優勝 1986年・1994年

準優勝 1985年・1995年・1996年・1999年

第3位 1978年・1979年・1980年・1981年・1983年・1987年・2000年・2003年

第4位 1993年

## ○拓殖大学 研究所紀要投稿規則

### (目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が発行する紀要は、研究成果の多様な学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

### (種類)

第2条 研究所は、次の紀要を発行する。

- (1) 経営経理研究所 紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所 紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所 紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所 紀要『拓殖大学理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所 紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

### (投稿資格)

第3条 研究所が発行する紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の研究員でなければならない。

- 2 研究所の編集委員会（以下「編集委員会」という）が認める場合には、研究員以外も、投稿することができる。

### (著作権)

第4条 研究所が発行する紀要に掲載された著作物の著作権は、研究所に帰属する。

- 2 研究所が必要と認める場合には、投稿者の許可なく、著作物の転載や引用を許可する。ただし、事後に投稿者に報告するものとする。
- 3 研究所の紀要に掲載した著作物は、電子化しコンピュータネットワークを通じて、本学のホームページ等に公開するものとし、投稿者はこれを許諾しなければならない。

### (執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿する原稿は、研究所の執筆要領に指示に従って作成する。

- 2 投稿する原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の発行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、研究所の紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

### (原稿区分他)

第6条 投稿区分は、別表1, 2のとおり、定める。

- 2 投稿する原稿の区分は、投稿者が選定する。ただし、研究所の紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、研究所の編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 研究所の紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3~5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、

認めない。

- 4 研究所研究助成を受けた研究成果発表（原稿）の投稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けて、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

#### （投稿料他）

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

#### （正誤の訂正）

第8条 印刷上の誤りについては、投稿者の申し出があった場合、これを掲載する。ただし、印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。

- 2 投稿者の申し出があり、研究所の編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

#### （その他）

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、研究所の編集委員会の議を以て決定する。

#### （改廃）

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 別表1 原稿区分（理工学総合研究所以外）

(1) 論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む
(3) 抄録	研究所研究助成要領第10項(2)に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（判例研究，解説論文，調査報告，資料，記録，研究動向，書評等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。
	また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

#### 別表2 原稿区別（理工学総合研究所）

- (1) 展望・解説，(2) 設計・製図，(3) 論文，(4) 研究速報，(5) 抄録（発表作品の概要を含む），(6) 留学報告，(7) 公開講座，(8) 学位論文

# 『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』執筆要領

## 1. 発行回数

『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』（以下、「紀要」という）は、原則として年2回発行する。

原稿提出期日および発行は、次のとおりとする（厳守）。

- (1). 原稿の提出締切 6月－10月発行
- (2). 原稿の提出締切 10月末日－3月発行

上記の発行に伴い、電子化し、コンピュータネットワークを通じて、本学の人文科学研究所（以下、「研究所」という）のホームページ等に公開するため、投稿者は、その旨を許諾する。

## 2. 執筆予定表

投稿希望者は、研究所が定めた日までに、紀要の執筆予定表に必要事項を記入・捺印し、学務部研究支援課（以下、「研究支援課」という。）に提出する。

## 3. 使用言語

使用言語は、日本語又は英語とする。ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に人文科学研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）に書面にて申し出て、許可を受ける。

許可を受けた投稿者は、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けたものに限る。

## 4. 様式

投稿する原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿2部を、編集委員会に提出する。

- (1). ワープロを使用する際は、A4判の白紙片面を縦長に用い、横書きで、1行39文字、1ページ34行で印字する。その際、天地、左右各30mm程度の余白をとっておく。縦書きの場合もこれに準ずる。
- (2). 欧文による原稿の場合は、A4判の白紙片面を縦長に用い、天地左右の余白を30mm程度とり、1行78文字、1ページ34行で印字する。外国語の要約の原稿もこれに倣う。
- (3). 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、A4縦版・横書で次のとおりとする。

なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

- ① 日本語および全角文字で記す場合、原則として24,000字以内。
  - ② 欧文の場合、原則として48,000字以内
- (4). 投稿者は、紀要の複数の号にわたり、同一タイトルで投稿を希望することはできない。ただし、「資料」の場合は、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で、記載原稿の全体像と回数を明示しなければならない。

## 5. 原稿

- (1). 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されているとおりですが、研究所において「その他」には、以下の区分が含まれる。

研究動向・調査報告・資料・討論・研究会記録・公開講座記録

- (2). 原稿の受理日は、研究支援課に到着した日とする。
- (3). 投稿は、完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4). 投稿する原稿とあわせて、紀要の投稿原稿表紙に必要事項を記入・捺印して研究支援課に提出する。

## 6. 本文表記

- (1). 本文の構成を章・節・項のように分ける場合、それぞれの表記の仕方は、例えば、章は I・II……、節は 1・2……、項は 1)・2)……などの表記方法があるが、本紀要の場合、執筆者の研究分野が多岐にわたることを考慮し、とくに定めない。各執筆者が所属する学会の学会誌などの表記方法に準ずること。
- (2). 数字は算用数字を用いる。数字や欧字は、1字のみの場合を除き、半角とする。ただし、縦書きの場合に限り、数字は原則として漢数字を用いる。
- (3). 特殊な字体（イタリック・ボールド・ギリシャ文字など）・紛らわしい文字（I<エル>・1<イチ>・i<アイ>・0<ゼロ>・O<オウ>など）や大文字・小文字（W と w など）は、明瞭に区別できるように指定する。また、添え字も、上付き・下付きを明瞭に指定する。
- (4). 本文中に文献・資料を引用・参照する場合は、下記の例のように、文献・資料の著者名（姓のみ）と発表年を示し、必要に応じて関連ページも示す。  
 青木（2001）は……、 上村（2002：50-61）は……、 青木・上村（2003）によれば……、 ……という説がある（大山 1998：43-52）。……という見解もある（飯田 2003；太田 1999）。青木ほか（2004）は……、など。
- (5). 本文中に文献・資料の一部を引用する場合は、引用部分を、「」でくくる、字下げする、活字ポイントを小さくする、などの方法で表す。

## 7. 図・表・数式の表記および作成

- (1). 図（図には写真も含む）および表は必要最小限にとどめる。とくに、同じデータに関する図と表の重複は避ける。
- (2). 図および表は、各図・各表ごとに別紙とし、それぞれ、図 1・図 2… 表 1・表 2…のように通し番号を明示し、執筆者名を記入する。
- (3). 図および表のタイトル・説明文・出典などの原稿は、別紙にまとめる。外国語の要約をつけた場合は、図・表のタイトルと説明文は、外国語を併記することができる。
- (4). 本文中の図および表の挿入希望位置は、本文原稿の右側余白に記入する。また、図・表の大きさや体裁について希望がある場合は、本文原稿上に枠で指定するか、おおよその大きさなどを右側余白に記入しておく。なお、図・表の大きさや体裁は、編集委員会で決める。したがって執筆者の希望に添えない場合もある。
- (5). 図および表を本文中に引用する際は、「図 1 によれば……」「……は表 3 に示される」などのように示す。
- (6). 図は、黒インクで明瞭に描いたものか、ワープロあるいはコンピューターソフトを使用して描いたもので、そのまま写真製版が可能なもの（版下原稿）に限る。
- (7). 表は、ワープロあるいはコンピューターソフトを使用して作成する。
- (8). 図中や表中の文字や数字の大きさ、図の表現の細かさについては、刷り上がりの大きさと明瞭に読みとれるよう、縮小率を十分考慮して決める。
- (9). 数式は専用ソフトなどを使用して正確に表現する。数式の上下は 1 行ずつあける。

## 8. 注とその記載方法

- (1). 注は、本文内容の補足説明を行う場合と、引用・参照した文献・資料の出所を明示する場合に用いる。
- (2). 本文中の当該箇所右肩に（ ）でくくった通し番号をつけ、注の内容は、本文のあとに、通し番号順にまとめて記す。

## 9. 文献・資料の表示方法

本文中で引用・参照した文献・資料を表示する方法としては、本文中には著者の姓と発表年のみを記し〈これについては、前ページの本文表記4を参照のこと〉、原稿末尾の文献・資料表に詳しく表示する方法と、本文中には記さず、本文のあとの注に詳しく表示する方法の二つが一般的である。

### (1). 文献・資料表に表示する場合

- ①. 文献・資料表に、下記の要領で記載する。なお、文献・資料表は、原稿の末尾（注の後ろ）に掲載する。
  - a. 学術雑誌など定期刊行物の場合は、著者名・発表年・文献名・定期刊行物名・巻または号番号・文献の最初と最後のページを明記する。単行本の場合は、著者名・発表年・書名・出版社（出版所）名を明記する。
  - b. 著者が複数の場合も、全著者名（姓名）を列記する。
  - c. 定期刊行物の巻・号番号およびページについては、巻ごとの通しページがある場合は、巻番号（ゴシック）と通しページを記す。巻ごとに通しページがない場合は、巻番号（ゴシック）のあとに号番号を（ ）でくくって示し、号ごとのページを記す。号番号のみの場合は、（ ）でくくった号番号とページを記す。
- ②. その他の書式（記載順序や方法）については、本紀要の場合、執筆者の研究分野が多岐にわたることを考慮し、とくに定めない。各執筆者が所属する学会の学会誌などの要領に則って、統一した形式で記すこと。
- ③. 文献・資料の並べ方は、下記の要領による。
  - a. 日本語文献・資料、アジア地域言語文献・資料、欧語文献・資料の順に並べる。
  - b. 日本語文献・資料は、著者名の五十音順に並べる。アジア地域言語文献・資料はそれぞれの著者名の当該言語の固有の配列順（あるいはカタカナ表記の五十音順）に並べる。欧語文献・資料は著者名（姓が先）のアルファベット順に並べる。
  - c. 同じ著者の文献・資料は発表年の順に並べる。同じ発表年のものが複数ある場合は、本文の引用順に、a・b……を発表年のあとにつけて並べる。

### (2). 注に表示する場合

- ①. 注の該当箇所に著者名・文献・資料名などを詳しく表示する方式で、この場合は、文献・資料表を省くことができる。
- ②. 表示例は、以下の通り。

#### 【日本語文献・資料】

- 小林政吉 『宗教改革の教育史的意義』（創文社 1960）p. 12.                      《単行本の場合》  
 林 泰成 「ピーターズのコールバーグ批判」（佐野安仁、吉田謙二編『コールバーグ理論の基底』世界思想社 1993）p. 34.                      《単行本所収の論文の場合》  
 石井雅史 「コミュニケーションと規則」（日本哲学会編『哲学』第51号 2000）pp. 270-272.                      《学術雑誌等の掲載論文の場合》

G. ドゥルーズ 『ベルクソンの哲学』 宇波彰訳 (法政大学出版局 1974) p. 25.

《和訳書の場合》

【英文文献・資料】

Alexander C. Judson, *The Life of Edmund Spencer* (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1945), p. 145. 《単行本の場合》

A. H. Bullen (ed.), *The Works of Francis Beaumont and John Fletcher* (Variorum ed.; London London: George Bell and Sons, 1908), pp. 49-53.

《論文集の編者表記の場合》

G. M. Dutcher et al., *Guide to Historical Literature* (New York: The Macmillan Co., 1931), p. 50. 《著者が3名以上の場合》

F. A. Moe, "School Retrenchment," *School Review*, XLII (May 1934), p. 40.

《学術雑誌等の掲載論文の場合》

John Calvin, *The Institutes of the Christian Religion*, trans. Henry Beveridge (2nd ed.; Edinburgh: T. & T. Clark, 1895), I, pp. 40-45. 《英訳書の場合》

【欧文文献・資料の略語の用法】

欧文文献・資料の引用・参照の際によく使われる略語 (loc.cit., ibid., op.cit.) の用法を、以下に記す。

loc. cit. 同じ文献・資料の同じ箇所を連続して引用する場合に用いる。

ibid. 同じ文献・資料から連続して引用する場合に用いる。その際、前と引用ページが異なる場合には、当該ページを表示する。

op. cit. 前に挙げた文献・資料に、いくつかの注を隔てた後に、再び言及する場合に用いる。したがって、この場合は、著者名 (姓のみ) とページ数とを必ず表示する。

上記の略語は、単行本と学術雑誌の場合はイタリック体で、論文の場合はローマン体で表記する。

[使用例]

(1) T. M. Parrot and R. H. Ball, *A Short View of Elizabethan Drama* (New York: Charles Scribner's Sons, 1943), p. 190.

(2) *loc. cit.*

(3) *ibid.*, p. 325.

(4) E. H. C. Oliphant, *The Plays of Beaumont and Fletcher* (New Haven: Yale University Press, 1927), p. 67.

(5) Parrot and Ball, *op. cit.*, p. 198.

(6) Oliphant, *op. cit.*, pp. 89-91.

⋮

その他のよく用いられるページ表記略号 (ただし、英文文献・資料の場合)

p. 5.=page 5 の意味

pp. 17f.=pp. 17 *et seq.* とも表す。これは page 17 and the following page の意味

pp. 20ff=pp. 20 *et seq.* とも表す。これは page 20 and the following pages の意味

\* 欧文文献・資料では、注に示す場合と、文献・資料表に示す場合とでは、著者名などの表記の仕方が異なる。これについては、以下の例を参照のこと。

〈注に示す場合〉

Alexander C. Judson, *The Life of Edmund Spencer* (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1945), p. 145.

〈文献・資料表に示す場合〉

Judson, Alexander C., *The Life of Edmund Spencer*. Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1945.

\* なお、インターネット上の文献・資料を引用・参照する場合は、文献・資料表あるいは注に、原則として下記の事項を記載する。

執筆者・タイトル・年月日（掲載年月日あるいは更新年月日あるいは取得年月日）・URL

## 10. 原稿の審査

編集委員会が審査し決定する。その手続きは次の通り。

- (1). 原稿の内容に応じて編集委員以外の査読者を選び、査読を依頼する。それとともに編集委員の中から担当委員を選ぶ。査読者および担当委員は、原則として各1名とするが、場合により複数名とすることもある。
- (2). 査読者および担当委員は、論文・研究ノート・抄録・その他については、以下の11項目について原稿を検討し、査読結果（掲載の可否・原稿種類の妥当性についての意見や原稿に対するコメントなど）をまとめ、それを編集委員会に報告する。
  - ①. タイトルは内容を的確に示しているか
  - ②. 目的・主題は明確か
  - ③. 方法・手法は適切か
  - ④. データは十分か
  - ⑤. 考察は正確かつ十分か
  - ⑥. 先行研究を踏まえているか
  - ⑦. 独創性あるいは学術的価値（資料的価値）が認められるか
  - ⑧. 構成は適切か
  - ⑨. 文章・語句の表現は適切か
  - ⑩. 注や参考文献の表記は、執筆要領に添ったものになっているか
  - ⑪. 図・表の表現は適切か
- (3). 編集委員会は、これらの報告に基づいて、委員の合議により、掲載の可否、原稿種類の妥当性および次項の「審査結果のお知らせ」に添える文書の内容などを決定する。

なお、掲載の可否については、①このままで掲載、②多少の修正の上で掲載、③大幅な修正が必要、④掲載見送りの4段階で判定する。③については、執筆者の修正原稿を査読者と担当委員が再査読し、その結果に基づいて、編集委員会が掲載の可否等を決定する。
- (4). 研究会記録および公開講座記録の原稿については、原則として掲載する。ただし、この場合も編集委員の中から担当委員を選び、担当委員は上記項目の9)等を検討する。その結果、執筆者に加筆修正を求めることがある。

## 11. 原稿の審査結果・変更・再提出

- (1). 投稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が紀要への掲載を決定する。その際に編集委員会は、原稿区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2). 編集委員会は、査読に基づき、若干の訂正、あるいは書き直しを要請することができる。

また、上記判定を受けた投稿者は、その趣旨に基づいて、原稿を速やかに修正し、再度、編集委員会に提出する。ただし、査読結果の内容に疑問・異論等がある投稿者は、編集委員会にその旨を申し出ることができる。

- (3). 投稿者は、投稿を許可された原稿（査読済）を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (4). 査読の結果、大幅な修正がある場合には、投稿者の修正原稿を編集委員会が再査読し、その結果に基づいて、編集委員会が紀要への掲載の可否等を決定する。
- (5). 編集委員会が、紀要に掲載しない事を決定した場合は、政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を投稿者に通達する。

## 12. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4 版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿 1 部と電子媒体を提出する。電子媒体の提出時には、使用 OS とソフトウェア名を明記する。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿（データ）を保管しておく。

## 13. 校 正

投稿した原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長、編集委員長が三校を行う。この際、投稿者がおこなう校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。また、投稿者は、編集委員会の指示に従い、迅速に校正を行う。

投稿者が、期日までに校正が行われない場合には、紀要への掲載はできない。

## 14. その他

本執領に定められていない事項については、投稿者（執筆者）と協議の上、編集委員会が判断する。

## 15. 改 廃

本執筆要領の改正は、編集委員会が原案を作成し、本研究所会議に報告して承認を求める。

### 附 則

この要領は、平成 18 年 4 月以降に投稿される原稿から適用する。

### 附 則

この要領は、平成 26 年 4 月以降に投稿される原稿から適用する。

- (30) 木曾町産業観光課 小桂成人氏へのインタビュー(二〇一三・〇八・二〇)。
- (31) 南木曾町教育委員会編(一九八九)『南木曾町の石造文化財』八頁。
- (32) 坂本美夫(一九九九)「山梨県における月待信仰について——文献を中心として——」『研究紀要』15 山梨県立考古博物館・山梨県立埋蔵文化財センター、一三三頁。
- (33) 坂本美夫(二〇〇六)「山梨県における月待信仰について——二十三夜和讃(一)——」『研究紀要』22 山梨県立考古博物館・山梨県立埋蔵文化財センター、五三頁。
- (34) 木曾福島町教育委員会編(一九八三)『木曾福島町史 第三卷』、一〇七〇頁。
- (35) 新保哲(二〇一〇)「佐渡の庚申信仰」『文化女子大学紀要 人文・社会科学研18』、四五〜六二頁。
- (36) 浅井了意著、朝倉治彦校注(一六五九年頃)『東洋文庫三四六』『東海道名所記2』、一三二頁。
- (37) 宗政五十緒ほか校注・訳(一九九六)『井原西鶴集2』小学館、三二六頁。
- (38) 金子金次郎ほか校注・訳(二〇〇一)『連歌集、俳諧集』小学館、四八四頁。
- (39) 斎藤月岑、朝倉治彦校注(一八三八)『東洋文庫一七七』『東都歳時記2』平凡社、一九〇頁。
- (40) 井口半蔵、飯島喜左衛門(一七八四)「井口家家訓」『東洋文庫六八七』『家訓集』平凡社、三四五頁、三四九頁。
- (41) 坂本美夫(二〇〇六)「山梨県における月待信仰について——二十三夜和讃(一)——」『研究紀要』22 山梨県立考古博物館・山梨県立埋蔵文化財センター、五三頁。

感謝申し上げます。

謝辞

本論文を執筆するにあたり、木曾町教育委員会文化財調査員である千村稔氏、木曾町産業観光課の小桂成人氏よりお話を伺うことができましたこと、心より

《注》

- (1) 和辻哲郎(二〇一一)『日本倫理思想史』(一) 岩波書店、七八〜八〇頁。
- (2) 『神宮司聴藏版 古事類苑6 神祇部二』(一九四七) 吉川弘文館、五七八〜五八五頁。
- (3) 河野純徳訳(一九九四)『聖フランシスコ・ザビエル全書簡3』平凡社、九八頁。
- (4) 菊地貫一郎著、鈴木棠三編(一九〇五) 東洋文庫五〇『江戸府内絵本風俗往来』平凡社、一五〇頁。
- (5) 平野榮治(二〇〇四)『富士信仰と富士講』岩田書院、七六〜七七頁。
- (6) 西海賢二(一九八三)『武州御嶽山信仰史の研究』名著出版、二〇〜三〇頁。
- (7) 坂本美夫(一九九九)「山梨県における月待信仰について——文献を中心として——」『研究紀要』15 山梨県立考古博物館・山梨県立埋蔵文化財センター、一三四頁。
- (8) 坂本美夫(二〇〇六)「山梨県における月待信仰について——二十三夜和讃(一)——」『研究紀要』22 山梨県立考古博物館・山梨県立埋蔵文化財センター、五四頁。
- (9) 坂本美夫(一九九九)「山梨県における月待信仰について——文献を中心として——」『研究紀要』15 山梨県立考古博物館・山梨県立埋蔵文化財センター、一三四頁。
- (10) 『甲斐国史』、坂本美夫(一九九九)に(文化一一年(一八一四)成立) 松平定能編集とある。
- (11) 『紫の一本』、戸田茂暉(歌学者)が江戸の名所旧跡を綴った地誌。
- (12) 斎藤月岑、朝倉治彦校注(一八三八) 東洋文庫一七七『東都歳時記2』平凡社、二四七頁。
- (13) 若月紫蘭著、朝倉治彦校注(一九一一) 東洋文庫二二『東京年中行事2』平凡社、一九一頁。
- (14) 寺門静軒著、朝倉治彦、安藤菊二校注(一八三三) 東洋文庫二九五『江戸繁盛記』平凡社、一九三頁。
- (15) 『御府内備考』、一八二八年に完成した『新編武蔵風土記稿』から江戸府内をはずし『御府内風土記』を編纂したが焼失し、収集資料を整理し『御府内備考』として出版。
- (16) 大日本史料総合データベース・東京大学史料編纂所データベース。
- (17) 『御湯殿上日記』、清涼殿の御湯殿の上の間に奉仕する代々の女官がつけた仮名書きの日記。文明九年(一四七七)から貞享四年(一六八七)のものがある。宮中儀式や女房詞などを知るうえで貴重な史料(デジタル大辞泉による)。
- (18) 『實隆公記』(一四七四〜一五三六)、三条西實隆(公家)の日記。
- (19) 『二川分流記上』(一五五〇)、生嶋宗竹(武家)著の三好長慶が実権を握るまでの軍記物。
- (20) 「戦国期機内研究の再構成と「細川両家記」『都市文化研究』第二二巻、二〇一〇年、一五九〜一七八頁。
- (21) 富士昭雄校注・訳(二〇〇八)『井原西鶴集4』小学館、六一六〜六一二頁。
- (22) 井本農一、堀信夫注解(一九九五)『松尾芭蕉集1』小学館、三七七頁。
- (23) 岩科小一郎(一九八三)『富士講の歴史』名著出版、一九頁。
- (24) 同右、見開き。
- (25) 『公報きそまち』二〇一一年五月号 ふるさとを訪ねて60(千村稔)、一四頁。
- (26) 木曾福島町教育委員会編(一九八三)『木曾福島町史 第三巻』、一〇七一頁。
- (27) 長野県木曾郡日義村教育委員会編(一九八九)『日義村の石造文化財』、二五〇頁。
- (28) 木曾町教育委員会文化財調査員 千村稔氏へのインタビュー(二〇一三、〇八・二〇)。
- (29) 『公報きそまち』二〇一一年五月号 ふるさとを訪ねて60(千村稔)、一四頁。

尊境内、西南に向けて月を見るに便りあしけれど、此邊の輩は集へり、天和二年編輯の紫のひとと田安御門外をいへる件に、正月七月の廿六の曉此所にて月の出を拜しけるよしいへり、今は七月のみにして正月廿六夜は寒氣にたへざるが故拜するものなし、信心にあらざる事思ふべし、」(地名に傍線を付す)とあり、月を觀賞する趣があり、遊興においても東西に違いが感じられる。また、『東都歳時記<sup>38</sup>』の後半部分(波線を付す)において、正月廿六夜は寒く、拜する者がいなくなったことに信心がないと批判している。このような都会の騒ぎは、農村にも通じるところであり、信州農家の家訓集「井口家家訓」(一七八四年)の四六箇条の中に「一月待日待に福引たり共無用之事」「一 正月或は五節句并月待日待に、大金不相応之祝等致事決て無用也。…」とあり、月待ちも日待ち同様散財してはいけない旨が書かれている。

#### IV おわりに——月待ちの諸相——

月待ちは、公家においては、『御湯殿上日記<sup>17</sup>』を見ても、宮中での開催はきわめて少なく、日待ちに比べると盛んではなかったようである。武家においては『二川分流記<sup>18</sup>』において潔斎が確認できる。時期としては、九月から一月にかけて多く行われているように見えるが、日は二三日がほぼ共通して選ばれている。潔斎し、参内し、月の出を待ちながら、余興を楽しみ、交流を深め、月神拜、ご祈禱を行っていたと思われるが、月を信仰の対象のほか、觀賞する対象としても考えており、さ

らに二条新御所における月待ちは織田信長と皇太子である誠仁親王との交流があったのではないかと推察できる。

また、庶民においては、都会と村、さらに東西で様子が異なるが、勢至菩薩をはじめとする弥陀三尊への信仰が主である。江戸においては、万治の頃(一六五八〜一六六〇年の頃)より七月廿六日の月が信仰の対象になり、八月、九月は觀賞の月待ちであったようである。芝高輪、品川、築地海手、深川洲崎、湯島天満宮境内、飯田町九段下、日暮里諏訪社邊、目白不動尊境内、田安御門外などの月待ちの名所も生まれ、その名所の周囲は、月待ちの人々を客として商売繁盛をもくろんだ多くの商売人が集まった。一九世紀には遊人も多くなり、天保改革以前は遊興に耽る人々で賑わったようである。木曾地域においては、廿三夜講などの月待講があり、地方によってはよい繭がとれるように祈願しており、廿三夜講は女性を中心であったと言われるが、佐渡の相川町においては男性の廿三夜講があったのではないかと推察され、地域性が見られる。多摩地域の女性の日待ちとしては、蚕の日待ちが月待ちとは別に存在する。養蚕は女性の仕事であるが、その講としては様々な形が見られ、木曾においては月待ちと結びついたことであろう。山梨においては、月待講が念仏講や女性講と習合しているという<sup>19</sup>。

月を祭ることが主であった月待ちは、觀賞の対象である月見もあり、また月が出るまでの余興に関心が移ってしまってしまふ。しかし、地域によっては月を神仏として自らの思いを託す大切な行事であった。

確認されているが、「近世月待塔市町村別一覧表」による月齢別表を見ると、二三夜が多いものの、一二夜や二六夜も見られる。また、坂本(二〇〇六)は、念仏講の和讃集中の二十三夜和讃を都留地域でかつて行われた月待講の勤行で唱えられた和讃といえる結論づけている。

以上のように、時期については、江戸が七月二六日、京都、木曾、山梨が二三日のほか、井原西鶴の俳諧集に「眠る人なき十七夜待」という付け句があり、大阪は一七日のこともあり、月待ちの時期が地域により異なっている。『木曾福島町史 第三卷』<sup>(36)</sup>では、不明としながらも、川西郷谷(地名)の石仏群の中に十三夜待信仰の天尊とされている「虚空蔵菩薩」という文字碑が一基あり、虚空蔵菩薩の有縁日が十三日であることから結びついたであろうとしており、天尊の縁日にその天尊を拝して月待ちを行うというようなことがあったのではないかとしているが確認はできていないと記している。これは、山梨における二十二夜塔に有縁日が二十二日である如意輪観音の銘文があることと通じるものがある。月の出の状況、神仏との縁日などの背景により、日が確定していったのであろう。

また、木曾において女性が中心である「廿三夜講」は、佐渡の相川町においては、時代が下るものの男性が中心であり、地域性が見られる。佐渡の相川町の「三夜講・二十三夜講」について新保(二〇一〇)より一部引用すると、「〇三夜待といい、四季の二十三日の晩に、月読の命を祭る(徳和)以上、『佐渡年中行事』「三夜さん」などといい、男の講である。昔はかなり一般的な講で、毎月二十三日の夜、廻り宿で開

かれたが、「二夜待」以上に早く消滅したり、形態が変わったりした地区が多い。行事は勢至菩薩の軸を掛けて行われるが、月布施地区では戦後次第に男衆が出なくなったので、「二夜待」に如意輪・勢至両観音の軸を掛けてお婆さんたちが両行事を兼ねて、行うようになった」とある(徳和・地域名 二夜待・如意輪観音を祀る一般的には女性の講)。

#### 月の出まで

遊興に耽る様子は、日待ちと同様、月待ちも座頭の収入源の一つであることや(『東海道名所記2』<sup>(37)</sup>)、また、若者たちが集まって、酒機嫌で小唄をうたい浄瑠璃を語るのはどの土地も同じであるということ(『井原西鶴集』<sup>(38)</sup>)からもわかる。井原西鶴の俳諧集の付け句に「月待・日待の夜を明しける慰みとて、其あたり友とせし人々を集めて、御鏡餅・三寸徳利をそなへ、且那山伏は錫杖を振ならし、夜のふけゆく目覚しにとて、浄溜利・こうたに物まね、あるひはひとり狂言、又は品玉、さまざまの事して、いづれも大笑ひに心よく一夜を明しける」との説明が続く。一方、江戸においては、『東都歳時記』<sup>(39)</sup>に「高きに登り、又は海川の邊酒樓等に於て月の出を待つ、左に記せる地は、分て群集する事夥しく、宵より賑へり、芝高輪、品川、此兩所を今夜盛觀の第一とす、江府の良賤兼日より約し置て、品川高輪の海亭に宴を儲け、歌舞吹彈の業を催するが故、都下の歌妓幫間女伶の屬群をなしてこの地に集ふ、或は船をうかべて飲宴するもの尠からずして、弦歌水陸に喧し、築地海手、深川洲崎、湯島天満宮境内、飯田町九段下、日暮里諏訪社邊、目白不動

庚申年を富士示現の年、すなわち誕生年として祭祀を行ってきており、上吉田御師は「富士山御縁年令式」と題する立札に、富士山御縁年を書いて、江戸市内ほか都合三十三カ所立てて御縁年登山の宣伝を行ったという。<sup>23</sup> また、角行系六世、村上光清（一六八三〜一七五九）が正徳四年（一七二四）四月八日、百日の立行後に記した富士講秘伝の書「免しの巻」である「鳥の御巻」に「月まちの免」が見える。<sup>24</sup>

また、松尾芭蕉が嵯峨野にある向井去来の落柿舎に滞在した際の俳諧日記である『嵯峨日記』△元禄四年（一六九二）に、廿三夜待ちの句がある。それは、元禄四年四月二十三日の条に出る「手をうてば 木魂に明る 夏の月」で、「二十三夜の月待ちの夜明け方、月待ちをした人がどこかで月に柏手を打つ音が、清々しい夏の暁の空気の中にこだまする。折しも夜はしらじらと明けかかる。季語は「夏の月」芭蕉、去来、凡兆、千那の四人で月待ちをしたのであろう。」との解説がある。『紫の一本』<sup>1</sup>（一六八二）においては老婆が「かしらをあげ手を合せ、なも、く、と夜をあかす」とあり、『嵯峨日記』（一六九二）においては柏手を打つとあり、押し方が異なる。

さらに、講における月待ちを見ていく。長野県木曾町にある石塔には、福島地区に一四、新開地区に一三、日義地区に四、開田高原地区に五、三岳地区に一五、合計五一基のうち、三八基の「廿三夜碑」（勢至菩薩碑を含む）のほか、「二十三夜塔」「二十三夜供養塔」などがある。<sup>25</sup> 塔は大きく、ほとんどが一〇〇cmを超えるが、二〇〇cmを超えるものもある。大通寺にある「廿三夜」（一八四四年造立）は二〇五cm、天満

宮にある「廿三夜」（一八五二年造立）は二六〇cm、中谷にある「廿三夜」（一八七一年造立）は二三〇cm、<sup>26</sup> 日義地区の四基（造立…一七一六、一八一三、一八一六、一八四五）のうち、一八四五年造立の「二十三夜塔」は二三八cm、一八一六年造立の「廿三夜」は二二四cmの高さがあり、いずれも巨大である。木曾町教育委員会文化財調査員の村稔氏によると、塔が高いのは月に近づけるようにとの思いの表れではなかったかという。<sup>28</sup> この地域には、旧暦の一月、五月、九月、十一月の二三日に、宵のうちから集まり、飲食を共にしながら月の出を待ち、経を唱えて月を拝し、悪霊を追い払い、五穀豊穡、家内安全などを祈る廿三夜講（月待講の一種）があり、地方によってはよい繭がとれるように祈願しており、女性を中心になっていったようだという。<sup>29</sup> また、木曾町産業観光課の小桂成人氏によると、一月二三日は月の出が遅く、寒い中、立って月の出を待ちつつ願かけを行ったという。<sup>30</sup>

南木曾町の月待塔に関する説明には、「二十三夜塔は、地方により、講によって月の組み合わせは異なるが、いずれも二十三夜に行うもので、勢至菩薩が本尊といわれ女性だけの講が多い。勤行し飲食を共にする。同衾を忌むこととされている。南木曾町では、自然石に二十三夜と刻した文字塔がほとんどで、念三夜が与川に、二十二夜塔が妻籠に御嶽・成田山と合祀されている」とある（『南木曾町の石造文化財』においては廿ではなく二十と表記）。

また、既述したように、山梨県においては一五世紀後半から一六世紀前半にかけて月待板碑の造立が、一八世紀になって近世月待塔の造立が

公家の月待ちは、親王御所において、ほとんど二三日に開催されている。二三日の月は、真夜中に東の空から上り、左半分が輝いて見える。真夜中まで、集まった人々と盃を酌み交わしながら交流し、催しものに興じる。『御湯殿上日記』(元龜三年(一五七二)四月二三日)に「こよひの月おかせられ候」とあり、月が上れば拜んでいたのであろう。

### Ⅲ-2 武家

『二川分流記』<sup>19)</sup>は、生嶋宗竹『細川両家記』(上巻・天文一九年(一五五〇)、下巻・元龜四年(一五七三))の江戸中期の写本とされるが、永正四年(一五〇七)に「政元が月待のお水の折に暗殺」されるとの記事がある。これは、月待ちの禊の最中に暗殺されたということではないか。また、浮世草子(『井原西鶴集』<sup>21)</sup>)に加賀の家老職の家で月待ちを催した夜中にお差し料の小柄が紛失する「心の切れたる小刀屏風」という話が載っている。以上のことから、月待ちが策略に利用されうるということがわかる。また、長野県木曾福島町に現存する旧木曾代官山村家下屋敷跡に左記のような月待ちに関する解説(筆者が二〇一三年八月に下屋敷跡を来訪した際、下屋敷跡内に展示)があった。上之段区というのは地域であり、二十三夜講というのは講名である。

### 二十三夜講「月待」民間信仰行事

太陽・月を祀る固有の信仰に陰陽道・仏教や道教などの習合されたもの  
月待…本来は月そのものを神体として精進潔斎しお籠りをする行事

特定の月齢の日、責任者の家に集り月の出を拝す

月待には十五夜・十七夜・十九夜・二十三夜などがあり、特に二十三夜が盛んに行われ現在も存続されている。

### 上之段区 二十三夜講

### Ⅲ-3 庶民

#### 時期と拝し方

江戸の庶民については、「Ⅱ-3」において既述したように、一七世紀後半より七月二十六日の月が信仰の対象になり、月を拝し、念仏、題目を唱えていたであろうが、一九世紀には遊人も多くなり、天保改革以前は遊興に耽る人々で賑わったようである。旧暦二十六日の月は、午前一時から三時頃によく出てくるというから、それまで遊興に耽る結果となったのであろう。庶民における近世の月待ちの様子がわかる資料として富士信仰の記録、芭蕉の『嵯峨日記』<sup>22)</sup>、木曾町の廿三夜塔、山梨の月待信仰を取り上げ、さらに月待ちの実際を見ていく。

富士山庚申縁年登山として、角行系四世月旺は、延宝八年(一六八〇)、「七月廿六日、同行百四拾三人登山、八流(頂上)不残廻り、廿六夜月中宮にて、立待にて拝す」と手記しており、山頂で二十六夜の月を拝するために登ったという。富士山御縁年というのは、人皇六代孝安天皇九十二庚申年の六月、それまで厚い雲に覆われていた富士山が、雲霧忽然と晴れて姿を現わしたという伝説の下、人々はこの富士出現を祝って、

から永祿元年（一五五八）までの一六年間、天正一八年（一五九〇）から慶長九年（一六〇四）までの一四年間と長期間行われぬこともある。月待ちの特徴としては、月待ちの時期や回数が年により異なるということである。記載資料の月待ちのあった月を見ると、一月が五回、二月が四回、三月が四回、四月が三回、五月が四回、六月が四回、七月が一回、八月が一回、九月が七回、一〇月が四回、十一月が六回、十二月が一回と、やや九月から一月にかけて多く行われているように見えるが、日は二三日がほぼ共通して選ばれている。しかし、永世一四年（一五七七）二月一七日の近衛尚通の日記『後法成寺尚通公記』には、「五月、六月、七月、九月各一七日ノ月待、異事ナキニ依リ略ス、」とあり、日記に記載されていない月待ちもあるため、実際にはどうであったか不詳である。

また、年に四、五回と多数回行われている天正七年（一五七九）（二月一七日、五月二三日、六月二三日、八月二三日、九月二三日）、天正八年（一五八〇）（二月二三日、九月二三日、一〇月二三日、十一月二三日）はいかなる年であったのか。

天正というのは安土桃山時代の一五七三〜一五九二年の元号で、正親町天皇と御陽成天皇の御世である。戦乱の凶事を断ち切るために元龜四年（一五七三）七月二八日に改元されたという。織豊政権が確立されていく時代であり、天正七年（一五七九）五月に信長が完成した安土城天守に移り住む。信長は同年一月に織田家の京屋敷、二条新御所を皇太子である誠仁親王に進上し、誠仁親王五男、邦慶親王を猶子とする。天

正元年（一五七三）三月二三日、天正三年（一五七五）六月二三日、七月二三日、天正四年（一五七六）一月二三日、四月二三日、九月二三日、二月二三日、天正五年（一五七七）三月二三日、天正七年（一五七九）二月一七日、五月二三日、六月二三日、八月二三日、九月二三日、天正八年（一五八〇）一〇月二三日、十一月二三日、天正一四年（一五八六）二月二三日、五月二三日の月待ちは、誠仁親王御所の月待ちであることが、記載資料からわかる。織田家の京屋敷、二条新御所が皇太子である誠仁親王に進上されたのが、天正七年（一五七九）であり、天正七年（一五七九）と翌年の天正八年（一五八〇）の月待ちの回数が多いのは、信長と誠仁親王との関係からではないかと推察される。

『御湯殿上日記』<sup>⑦</sup>（七回）、『實隆公記』<sup>⑧</sup>（三回）をもとに、資料各々を補完し合い、公家の実際の月待ちを見ていく。記載内容からわかることは、当日の天気の外に、以下の内容である。（ ）は月待ち記事の記載の回数

### ① 具体的内容

御沙汰↓参内（夕方）↓催し（※各月待ちによる）、宴↓月神拝

※ 和漢連句会、謡い、懸物香

### ② 参加者

殿上人以上の高官、親王をはじめとする皇族、門跡、寺院。

以上のことから、江戸においては七月廿六日の月が信仰の対象であり、八月、九月の月待ちとは意味合いが違うことがわかる。七月廿六日の月待は、『御府内備考』の記述に万治の頃、つまり一六五八〜一六六〇年の頃に始まったとある。『紫の一本』<sup>11</sup>（一六八二）には老婆が月を拝する「：かしらをあげ手を合せ、なまゝと夜をあかす」という記述があり、『御府内備考』<sup>15</sup>には「：夜中念仏題目等ヲ唱、月の出ヲ待候由」という記述があり、一七世紀後半から、江戸においては七月廿六日（新暦九月）に月を拝し、念仏、題目を唱えていたのであろう。ただし、一九世紀には遊人も多くなり、天保改革以前は遊興に耽る人々で賑わったようである。

### Ⅲ 月待ちの実際

Ⅱにおいては、『古事類苑』<sup>2</sup>のほか江戸期に出版された書籍による記述から、月待ちを思想的に考察したが、実際にどのように行われていたのか、日記、文芸作品等からさらに見ていく。『古事類苑』の記載内容を見ると、『日次紀事』<sup>1</sup>（一六七六）に「凡良賤正五九月、消吉日、主人齋戒沐浴、自暮至朝不<sub>レ</sub>少寝、其間親戚朋友聚<sub>ニ</sub>其家<sub>ニ</sub>雜遊、令<sub>レ</sub>醒<sub>ニ</sub>主人睡、或倩<sub>ニ</sub>僧侶陰陽師、令<sub>レ</sub>誦<sub>ニ</sub>經咒、待<sub>ニ</sub>朝日出、而獻<sub>ニ</sub>供物<sub>ニ</sub>祈<sub>ニ</sub>所願、是謂<sub>ニ</sub>日待、或三日、十七夜、廿三夜、廿七夜、有<sub>レ</sub>待<sub>ニ</sub>月、其式相同」とあり、方式は日待ちとほぼ同じであると説明しているが、実際にはどうであったか、社会的階層ごとに見ていく。

#### Ⅲ-1 公家

大日本史料総合データベース<sup>16</sup>に四七点の月待の記載資料がある。そのほとんどが公家関係の記載資料である。宮中においては長享二年（一四八八）、延徳二年（一四九〇）から明応八年（一四九九）まで行われていたが、その後一八年間は行われておらず、当時の社会状況の影響かと思われる。応仁の乱（一四六七〜一四七七）後、地域的に争乱が続き、幕府の体制が崩壊するとともに荘園の解体も進んだと言われる。文明一七年（一四八五）に山城の国一揆があり、長享二年（一四八八）に加賀の一向一揆があり、その影響は京都周辺に及んでいたのであろう。そして、地方武士の中央文化へのあこがれもあり、公家は戦国大名を頼り、地方へ続々と下ったという。

明応八年（一四九九）以降、次に記載資料があるのは永世一四年（一五一七）である。それ以降は、大永二年（一五二二）、享祿元年（一五二八年）、享祿三年（一五三〇）、享祿四年（一五三二）、天文元年（一五三三）、永祿元年（一五五八）、永祿九年（一五六六）、元龜二年（一五七二）、元龜三年（一五七二）、天正元年（一五七三）、天正三年（一五七五）、天正四年（一五七六）、天正五年（一五七七）、天正七年（一五七九）、天正八年（一五八〇）、天正九年（一五八一）、天正一一年（一五八三）、天正一四年（一五八六）、天正一七年（一五八九）、天正一八年（一五九〇）、慶長九年（一六〇四）と日待ちに比べ、記載資料が少なく、内容がわかる記載資料も少ない。また、天文元年（一五三二）

如意輪観音の縁日である二十二日に月を拝している。

以上のことから月神、月天子の本地を勢至菩薩とし、月待ちで勢至菩薩を拝することは時代、地域を超え、一般化していたようであるが、地域によっては弥陀三尊、弥陀、観音との結び付きもあったことがわかる。

### II-3 観賞と信仰の月待ち

『古事類苑』<sup>2)</sup>に掲載された出典から月待ちの時期を見ると、十五夜(『日本歳時記』<sup>3)</sup>(二六八八)のほか、十七夜、廿三夜、廿七夜(『日次紀事』<sup>4)</sup>(一六七六)、正月廿六、七月廿六日(『紫の一本』<sup>5)</sup>(二六八二)、十三夜、二十三夜(『古今神學類編』<sup>6)</sup>(一六九八)、廿三夜、廿六夜(『改正月令博物笈』<sup>7)</sup>(一八〇八)と異同がある。また、『古今神學類編』<sup>6)</sup>では「十三夜二十三夜」という日時に執り行うということは神道の伝来ではないと記しているが、本節においてさらに月待ちの時期の異同の背景にふれる。

七月二十六日については、既述した『江戸府内絵本風俗往來』<sup>4)</sup>の「七月二十六日の夜半すぎに出る月は…」という記述のほか、『紫の一本』<sup>5)</sup>(二六八二)の「正月廿六、七月廿六日の夜、月の曙方に出させ給ふ時、海中より龍燈あがるを、この御門<sup>安</sup>前の臺にて拜んとて、右の夜は貴賤男女群り集て念佛を申、題目をとなへ、經を讀みおもひおもひに夜をあかす、老婆かゝの目のわるきが、月の出る時ねむき目をすり／＼見るゆへ、光りちらめき眼花のとぶも、あれ龍燈こそあがれとてかしらをあげ手を合せ、なま／＼と夜をあかす、」という記述から江戸において盛

んであったことがわかる。

時期の異同については、『東都歳時記』<sup>2)</sup>(一八三八)の九月十三日に「看月 後の月宴といふ。衣被(かはむかぬいも)・栗・枝豆・すゝきの花等月に供す。船中月見多し。神田明神祭禮道筋武家町屋には看棚を構へ、挑灯を出す」とあり、これは「八月の月見に対して、後の月見と称し、八月九月ともに見ないのは片月見でいけないとされており、吉原でも、両月見の登楼をいうが、片(両?)月見を主張するもとは、案内吉原であったかもしれない。十三日の月見は、月待の一で、正・五・九・十一月に行われる月待から、九月のだけが転化したのではないか」(両?)は筆者)との注がある。『東京年中行事』<sup>8)</sup>に「…往古より十三夜に曇なしと言うこの夜の月を賞することは、多少の説はあれど、千有余年前醍醐天皇の御時、延喜十九年九月のこの日寛平法皇が、詩歌を能くする月卿雲客を内裏に召して、観月の宴をさせ給ひ、明月無双との勅あつたが始めにて、爾來詩歌俳諧を好める風流人は、この故事を追うていずれも韻事を催し来たつたもので、…」とあり、『江戸繁盛記』<sup>9)</sup>(一八三二)に「七月は月を拝し(二十六夜)、八月は即ち月を遊ぶ(十五夜)」とあり、その注に『御府内備考』<sup>10)</sup>高輪之二、北町の条に云、「一、廿六夜待、右者例年七月廿六日夜月の出拝し候連、芝車町大木戸辺より品川谷ッ山下迄群集致候。右者万治之頃始り、追々多人数罷出候様相成候由申伝候。往古者信心之者斗罷越、海際ニ而真孤ヲ敷、夜中念仏題目等ヲ唱、月の出ヲ待候由。今者遊人多ク罷出、茶屋の娘ひ往來商人等も出候得共、中二者真孤ヲ敷月の出ヲ待候者も有之、流石ニ古風相殘申候」とある。

などによる民間信仰が村落に萌芽した結果ではないかとしている。結果  
板碑は、一三九〇年から念仏講板碑が減少するのに替り、一四四〇年か  
らは月待板碑が、一五二〇年からは庚申待板碑が急激に造塔されるとあ  
る。つまり、月待ちは個人ではなく、集団で行われたものなのである。

月待板碑は一五世紀中頃に初出し一五世紀後半期に最盛期を迎える。念  
仏講から月待ちへ、月待ちから庚申待ちへと替っていった背景には何が  
あったのであろうか。月待ちから庚申待ちへと転化していった背景には  
御師の介在があったとの伝承があるが、念仏講から月待ちへと転化して  
いった背景には何があったのか。月待供養・庚申待供養・念仏供養・逆  
修供養に結衆板碑の共通性がある一方、月待板碑の特徴として、①「月  
待供養」、「奉待月供養」などの文字が刻まれているもの ②月待板碑だ  
けに見られる「婦命月天子、本地大勢至、為度衆生故、普照天下」の偈  
を刻するものが考えられるとしている。②の文言から月天子の本地が勢  
至菩薩であることがわかる。三多摩地区については、月待板碑一七  
基（一四四八年～一五三三年）のうち六基の種子・刻像に弥陀三尊の、  
四基の種子・刻像に弥陀の、二基の種子・刻像に十三仏の文言が見える。  
銘文からは主に廿三夜待ちであったことがわかる。一五世紀中頃から月  
に弥陀三尊、弥陀、十三仏を見、講などを結成し、月を拝していたこと  
がわかる。以上のことから関東周辺においては弥陀三尊、勢至菩薩との  
関連が見てとれる。

関東地方の板碑は秩父付近の青石を使用したものが多数造立されてい  
る一方、木曾地方の石塔は自然石を石工が彫っているなど、造立環境が

異なるためか、木曾地方における月待ちに関する塔は造立時期が早くて  
も一七一六年であり、多くは一九世紀以降である。とはいえ、長野県木  
祖村の鳥居峠には勢至菩薩座像の台座に二十三夜と刻まれたもの（安政  
四年（一八五七））もあり、勢至菩薩との関係は共通している。観音菩  
薩とともに阿弥陀如来の脇侍である勢至菩薩は、仏の智慧を象徴し、そ  
の光によって人々が無知であることから救うために威力を発揮するとい  
う。

坂本<sup>7)</sup>（一九九九）に、山梨県における月待信仰の初現は、月待板碑の  
造立された一四五〇～一四六〇年代に求められ、一五二五ころを最後  
に月待板碑の造立は確認されなくなるが、一七〇〇年代になって近世月  
待塔の造立が確認されたとある。坂本<sup>8)</sup>（二〇〇六）に、山梨県における  
近世月待塔四二七基は、北巨摩郡下とその周辺の中巨摩郡地域、それに  
上野原町、大月市、都留市とその周辺地域の二大分布圏に九〇パーセン  
トが分布しているとある。この板碑と石塔の年代は、関東地方の板碑と  
木曾地方の石塔の年代とほぼ一致する（波線、加筆）。坂本<sup>9)</sup>（二〇〇六）  
は、石造物が確認されなかった地域においても、文献や二十三夜堂の存  
在から、月待信仰があったと結論付け、『甲斐国史』<sup>10)</sup>の記述から勢至菩  
薩と月待信仰の結び付きを確認している。石塔の銘文に「月天子」「勢  
至菩薩」の文言があるか、二十三夜塔（勢至菩薩の縁日は二十三日）で  
あれば、月待信仰との結びつきは確かであるが、それ以外の銘文に「月  
天子」「勢至菩薩」の文言もない（二十三以外）夜塔の場合は、月に何  
を見ていたのか。二十二夜塔の銘文には「如意輪観音」の文言が見え、

の法に志たがひ、日月を拜せんとならば、あらかじめ沐浴齋戒し、未明に起て淨衣を著、出る日を拜し、夕に月を拜すべし、日を拜するには朔日を用ひ、月を拜するには十五夜を用ゆべし、かくのごとくにして拜するには、理において害なかるべし、かならず饌具をそなへ、神位を設くべからず、天子にあらずして日月を祭る事はおそるべき道理あり、」とあり、【古今神學類編<sup>五十一</sup>】(一六九八)に「天照大神、天磐戸ヲ出給ヲ縁トシテ、今日暁天ハ則是磐戸ヲ開キ給時也、日没ハ是人<sup>三</sup>磐戸<sup>一</sup>賜フ二一般ナレバ、人一生此神恩ヲ得ル事ヲ壽ガ故也、月待ト云事モ、夜明ノ恩ヲ不忘ノミニ非ズ、神代ニ天照大神ト月讀尊ト、一日一夜ヲ隔離テ住給フト侍ルヨリ以來、晝夜ノ神恩永蒙リ、且又人ノ魂魄兩眼、皆是此二神餘光ヲ照ス」とあり、【神道名目類聚抄<sup>五十二</sup>】(一七〇二)に「日待ハ、前夜ヨリ潔齋シ、明旦ノ日ノ出ヲ待テ拜ス、月待ハ、早朝ヨリ潔齋シテ、月ノ出ルヲ待テ拜ス、故ニ此名アリ、拜スル法別ニ習アリ、」とあり、日待ちと月待ちの違いを記述している出典もある。神道においては、月待ちは、早朝より潔齋して、月弓尊を拜する行為なのである。ただし、【廣益俗說辨<sup>四</sup>】(二七二七)の「神道にも日待あり、天照大神をいのるといひ、月待は素戔嗚尊を祈るといふ、」や『聖フランシスコ・ザビエル全書簡<sup>三</sup>』の「彼らの多くは太陽を拜み(日本古来の神道)、他の人たちは月(須佐之男命)を拜みます<sup>三</sup>」のように、ツクヨミの命ではなくスサノオの命を月の神としているものもある。

## II-2 弥陀三尊、勢至菩薩

江戸生残りの故老である菊池貫一郎が江戸の年中行事や市井の雑事に関する話題などについて書いた『江戸府内絵本風俗往来<sup>一</sup>』に「七月二十六日の夜半すぎに出る月は、その出しおに光が三つに分かれ、瞬時にしてまた一つに合するように見えるという。これを弥陀三尊の出現と見、実際にその光の中に阿弥陀・観音・勢至の姿が見えるともいわれた。そしてこれを拜むと幸運をうることができるとの信仰がかなり古くからあって、江戸では二十六夜待の行事がさかんであった。小高い所、海に面した処をえらんで群集が雑踏したが、中でも芝高輪と品川が盛んだったが、天保改革以後はめっきり衰えて、往時の盛観は見るべくもなく、品川の妓楼も平日より登楼客が多いといった程度だった」(傍線、筆者)とある。弥陀三尊の出現については富士講においても言われており、食行身祿は自著『一字不説之巻』(一七二二年に書き始め、一七三〇年に完成)において月神を勢至菩薩としている<sup>五</sup>。

また、西海<sup>六</sup>(一九八三)の板碑に関する言及にも、弥陀三尊と勢至菩薩の月待ちとの関係が見られる。石製塔婆の一種である板碑は、青森県から鹿児島県までの各地域に散在し、残存しているが、最も高い分布を示すのが関東地方、特に荒川流域だという(約二万数千基と推定)。武蔵国における結業板碑(数人、あるいは数十人の銘が刻された板碑)は、一三〇〇〜一三九〇年頃の板碑最盛期にはそれほど見られず、一三九〇年〜一五二〇年頃に造塔数が伸びる。これは、純粹な仏教的供養から講

## 近世における月待ち

福田 恵子

キーワード：月弓尊（月讀尊、ツクヨミの命）、勢至菩薩、弥陀三尊、廿三夜、七月廿六日

### I はじめに

現代社会においては月は主に観賞の対象であるが、近世においては拝する対象でもあった。近世の人々は、月に何を感じ、実際にどのような行為に及んでいたのか、近世の月待ちに関する資料を基に考察する。管見において、地域が限定された近世の月待ちに関する先行研究はあるが、地域を超え、近世の月待ちを捉えようとしたものは見当たらない。本稿においては、地域の偏りは否めないものの、社会的階層や地域の特性にふれつつ、近世の月待ちの様相を明らかにした。

### II 月の神仏

#### II-1 月弓尊（月讀尊、ツクヨミの命）

日本書紀の第一の一書においては、伊弉諾尊の左手の白銅鏡が化した天照大御神は、天孫降臨により天を照らす日の神かつ国土の統治者となり、右手の白銅鏡から化出した月弓尊は天に上り月の神となる。<sup>①</sup>『古事記』においては、禊ぎから生れた一四人の子のうち最後に、左右の眼を洗ったときにアマテラス、ツクヨミの命が、鼻を洗ったときにスサノオの命が生まれたという。『古事類苑』<sup>②</sup>（月待ちに関する記載に下線を付す）の記載内容を見ると、【日本歳時記<sup>③</sup>】（一六八八）に「神道家の説には、日待とは天照大神を拜するなり、月待とは月讀尊を拜するよしいへり、天照大神は日の神、月讀尊は月の神なれば、かくいへるなり、もし吾邦

## 執筆者および専門分野の紹介（目次掲載順）

保坂 芳男（ほさか・よしお）	外国語学部教授	英語教育史，応用言語学
下條 正男（しもじょう・まさお）	国際学部教授	日本史
福田 恵子（ふくだ・けいこ）	国際学部教授	日本文化，異文化交流
橋本 信（はしもと・まこと）	北海道短期大学経営経済科教授	哲学，グリーン・ツーリズム論
保坂 和貴（ほさか・かずたか）	北海道短期大学保育科助教	発達心理学，教育心理学
岡 健吾（おか・けんご）	北海道短期大学保育科准教授	自然教育，スポーツ社会学
神田 工（かんだ・たくみ）	商学部講師（非常勤）	ブラジル文学
山田 克己（やまだ・かつみ）	北海道短期大学保育科准教授	幼児教育，障害児教育

表紙ロゴ『拓殖大学論集』は，西東書房，二玄社のご協力をいただきました。  
2社に感謝申し上げます。

- (1) 「拓」 次の2項目を合成  
手偏 西嶽華山廟碑（西東書房刊，p.12の「持」より）  
石 西嶽華山廟碑（西東書房刊，p.15）
- (2) 「殖」 西嶽華山廟碑（二玄社刊，p.90）
- (3) 「大」 西嶽華山廟碑（西東書房刊，p.9）
- (4) 「學」 史晨後碑（二玄社刊，p.52）
- (5) 「論」 尹宙碑（西東書房刊，p.36）
- (6) 「集」 西嶽華山廟碑（西東書房刊，p.11）

編集委員 音在 謙介 犬竹 正幸 大森 裕二 佐藤 明彦 澤田 次郎 塩崎 智  
平山 邦彦 村上 祥子 山口 隆正

---

人文・自然・人間科学研究 第31号 ISSN 1344-6622（拓殖大学論集294） ISSN 0288-6650

2014年3月25日 印刷

2014年3月31日 発行

編集 拓殖大学人文科学研究所編集委員会  
発行者 拓殖大学人文科学研究所長 澤田 次郎  
発行所 拓殖大学人文科学研究所  
〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号  
Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397（研究支援課）  
印刷所 (株) 外為印刷

---

# THE JOURNAL OF HUMANITIES AND SCIENCES

---

Number 31

March 2014

---

## CONTENTS

### Articles:

- Yoshio HOSAKA      A Study on Native Teachers of English in Kyoto Middle School: With a focus on R. Ponsonby ( 1 )
- Masao SHIMOJO      Formation and the Historical Backdrop of a District Loan Association ( 19 )
- Keiko FUKUDA      Religious Service to the Moon in the Early Modern Period ( 1 )
- Makoto HASHIMOTO      The Study of Farm Experience Programs in the City of Asahikawa ( 50 )
- Kazutaka HOSAKA      A Comparative Analysis of the Learning Process of College Students: "The Creative Musical Activity" ( 71 )

### Study Notes:

- Kengo OKA      The Prospects for Green Tourism Experience based Farming in Hokkaido ( 87 )
- Takumi KANDA      Uns Problemas de "Instante" de *Água Viva* de Clarice Lispector (103)

### Investigation:

- Katsumi YAMADA      Approach of Child Care Practice Diary Making that Suits Student's Realities (114)
- Profiles and Works of Retiring Professor: Kunihiko TAKAHASHI (128)
- Profiles and Works of Retiring Professor: Yoshihito MORISHITA (133)

- Instructions to Authors** (137)
- 

Edited and Published by  
**INSTITUTE FOR RESEARCH IN THE HUMANITIES  
TAKUSHOKU UNIVERSITY**  
Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, JAPAN